

## 令和3年9月宇土市議会定例会会議録目次

◎会議録第1号 9月3日	頁
会期日程	3
議事日程	4
出席欠席者名	5
開会	7
事務報告	7
会議録署名議員の指名	7
会期の決定	7
市長の提案理由説明	9
散会	16
◎会議録第2号 9月7日	
議事日程	19
出席欠席者名	19
開議	21
質疑・一般質問	21
10番 榎崎政治議員	21
1 ため池、堤等の老朽化及び防災対策について	21
2 HPV（子宮頸がん）ワクチンについて	22
3 化学物質過敏症について	26
11番 野口修一議員	29
1 コロナ渦中の市民生活	29
2 道路維持・整備	31
3 高速通信の活用	36
4 農商工連携・6次産業	40
14番 芥川幸子議員	42
1 通学路総点検について	42
2 企業版ふるさと納税について	44
3 教育環境について	45
4 難病支援眼鏡の購入について	47
散会	49

◎会議録第3号 9月8日

議事日程	53
出席欠席者名	53
開議	55
質疑・一般質問	55
18番 福田慧一議員	55
1 新型コロナウイルス感染拡大防止について	55
2 健康診断について	58
3 小中学校の校則について	60
3番 今中真之助議員	64
1 コロナ禍の避難のあり方について	64
2 地域の維持管理について	70
3 新型コロナウイルスワクチンと子どもへの対応について	76
5番 園田 茂議員	84
1 国土交通省による熊本57号笹原トンネル新設工事について	85
2 轟泉水道石管の地中埋設部分の「見える化」について	87
3 宇土市ジュニアスポーツ応援委員会について	90
常任委員会に付託（議案第58号から議案第74号）	91
常任委員会に付託（請願・陳情）	92
散会	92

◎会議録第4号 9月21日

議事日程	99
出席欠席者名	100
開議	102
地域高規格道路促進等対策特別委員長中間報告	102
（質疑・討論）	103
各常任委員長報告	104
1 総務市民常任委員長報告	104
2 経済建設常任委員長報告	106
3 文教厚生常任委員長報告	109
（質疑・討論・採決）	111
請願・陳情について	112

(質疑・討論・採決) .....	112
議案第75号 宇土市教育長の任命について .....	113
(討論・採決) .....	114
議案第76号 宇土市教育委員会の委員の任命について .....	114
(討論・採決) .....	114
委員会の閉会中の継続審査並びに調査について (採決) .....	115
決算審査特別委員会の設置及び付託について	
(議案第51号から議案第57号) .....	115
(追加日程)	
発議第2号 出産育児一時金の増額を求める意見書 .....	116
発議第3号 新型コロナウイルスワクチンの若年層や未成年者への接種に関 する意見書 .....	117
発議第4号 感染症拡大に強い地域経済にするため、最低賃金の大幅引き上 げと全国一律化を求める意見書 .....	119
閉会 .....	121
署名 .....	123

第 1 号

9 月 3 日 (金)

# 令和3年9月宇土市議会定例会会議録 第1号

## 宇土市告示第91号

令和3年9月宇土市議会定例会を次のとおり招集する。

令和3年8月3日

宇土市長 元 松 茂 樹

1. 期 日 令和3年9月3日
2. 場 所 宇土市仮設庁舎 大会議室

### 1. 会期日程

(会期19日間)

月日	曜	時間	会議名	内容
9月3日	金	10:00	本会議	開会 会議録署名議員の指名 会期の決定 市長の提案理由説明
9月4日	土		休 会	(市の休日)
9月5日	日		休 会	(市の休日)
9月6日	月	10:00	特別委員会	地域高規格道路促進等対策特別委員会
9月7日	火	10:00	本会議	質疑・一般質問
9月8日	水	10:00	本会議	質疑・一般質問 委員会付託
9月9日	木		休 会	議事整理
9月10日	金	10:00	委員会	総務市民常任委員会
9月11日	土		休 会	(市の休日)
9月12日	日		休 会	(市の休日)
9月13日	月	10:00	委員会	経済建設常任委員会
9月14日	火	10:00	委員会	文教厚生常任委員会
9月15日	水		休 会	議事整理
9月16日	木		休 会	議事整理
9月17日	金		休 会	議事整理
9月18日	土		休 会	(市の休日)
9月19日	日		休 会	(市の休日)
9月20日	月		休 会	(敬老の日)
9月21日	火	10:00	本会議	地域高規格道路促進等対策特別委員長中間報告 各常任委員長報告 質疑・討論・採決 決算審査特別委員会の設置並びに付託 閉会

## 2. 議事日程

令和3年9月3日（第1号） 午前10時00分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第51号 令和2年度宇土市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 4 議案第52号 令和2年度宇土市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 5 議案第53号 令和2年度宇土市北段原土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 6 議案第54号 令和2年度宇土市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 7 議案第55号 令和2年度宇土市漁業集落排水施設整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 8 議案第56号 令和2年度宇土市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 9 議案第57号 令和2年度宇土市入学準備祝金給付基金特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 議案第58号 令和2年度宇土市水道事業会計決算の認定について
- 日程第11 議案第59号 令和2年度宇土市公共下水道事業会計決算の認定について
- 日程第12 議案第60号 専決処分の報告及び承認を求めることについて  
専決第15号 令和3年度宇土市一般会計補正予算（第5号）について
- 日程第13 議案第61号 専決処分の報告及び承認を求めることについて  
専決第16号 熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更について
- 日程第14 議案第62号 専決処分の報告及び承認を求めることについて  
専決第18号 令和3年度宇土市一般会計補正予算（第6号）について
- 日程第15 議案第63号 公益的法人等への宇土市職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第64号 宇土市個人情報保護条例及び宇土市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第65号 宇土市消防団員の定員，任免，給与，服務等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 議案第66号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

- 日程第 19 議案第 67 号 宇土市道路線の認定について
- 日程第 20 議案第 68 号 令和 3 年度宇土市一般会計補正予算（第 7 号）について
- 日程第 21 議案第 69 号 令和 3 年度宇土市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 22 議案第 70 号 令和 3 年度宇土市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 23 議案第 71 号 令和 3 年度宇土市漁業集落排水施設整備事業特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 24 議案第 72 号 令和 3 年度宇土市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 25 議案第 73 号 令和 3 年度宇土市水道事業会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 26 議案第 74 号 令和 3 年度宇土市公共下水道事業会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 27 議案第 75 号 宇土市教育長の任命について
- 日程第 28 議案第 76 号 宇土市教育委員会の委員の任命について
- 報告第 15 号 令和 2 年度宇土市財政の健全化判断比率について
- 報告第 16 号 令和 2 年度宇土市漁業集落排水施設整備事業資金不足比率について
- 報告第 17 号 令和 2 年度宇土市水道事業資金不足比率について
- 報告第 18 号 令和 2 年度宇土市公共下水道事業資金不足比率について
- 報告第 19 号 専決処分の報告について
- 専決第 14 号 損害賠償額の決定について
- 報告第 20 号 専決処分の報告について
- 専決第 17 号 損害賠償額の決定について

### 3. 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

### 4. 出席議員（18人）

- |     |     |   |     |     |     |     |   |   |   |   |   |
|-----|-----|---|-----|-----|-----|-----|---|---|---|---|---|
| 1 番 | 佐美三 | 洋 | 君   | 2 番 | 小   | 崎   | 憲 | 一 | 君 |   |   |
| 3 番 | 今   | 中 | 真之助 | 君   | 4 番 | 西   | 田 | 和 | 徳 | 君 |   |
| 5 番 | 園   | 田 | 茂   | 君   | 6 番 | 宮   | 原 | 雄 | 一 | 君 |   |
| 7 番 | 嶋   | 本 | 圭   | 人   | 君   | 8 番 | 柴 | 田 | 正 | 樹 | 君 |

9番 平江光輝君  
11番 野口修一君  
13番 藤井慶峰君  
15番 山村保夫君  
17番 村田宣雄君

10番 檜崎政治君  
12番 中口俊宏君  
14番 芥川幸子さん  
16番 杉本信一君  
18番 福田慧一君

## 5. 欠席議員（なし）

## 6. 説明のため出席した者の職・氏名

市長	元松茂樹君	副市長	谷崎淳一君
教育長	太田耕幸君	総務部長	杉本裕治君
企画部長	石本尚志君	市民環境部長	野口泰正君
健康福祉部長	岡田郁子さん	経済部長	小山郁郎君
建設部長	草野一人君	教育部長	山口裕一君
会計管理者	野田恵美さん	総務課長	光井正吾君
危機管理課長	東  顕君	財政課長	上木淳司君
企画課長	宮崎英児君	まちづくり推進課長	中山好美さん

## 7. 議会事務局出席者の職・氏名

事務局長	江河一郎君	次長兼議事係長兼庶務係長	春木教明君
議事係参事	永守未和さん	庶務係参事	松本浩典君



午前10時00分開会

-----○-----

○議長（中口俊宏君） ただいまから、令和3年9月宇土市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程に先立ちまして、事務局長に事務報告をさせます。

事務局長，江河一郎君。

○事務局長（江河一郎君） 事務報告をいたします。

令和3年6月定例会以降，昨日までの議会内の行事につきましては，事務報告書を作成しておりますので御覧ください。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 事務局長の報告は終わりました。

-----○-----

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（中口俊宏君） 日程第1，会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は，会議規則第125条の規定によりまして，議長において，6番，宮原雄一君，11番，野口修一君を指名いたします。

-----○-----

#### 日程第2 会期の決定

○議長（中口俊宏君） 日程第2，会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今定例会の会期は，本日から9月21日までの19日間といたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中口俊宏君） 御異議なしと認めます。

よって，今定例会の会期は，本日から9月21日までの19日間と決定をいたしました。

-----○-----

日程第 3 議案第51号 令和2年度宇土市一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第 4 議案第52号 令和2年度宇土市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 5 議案第53号 令和2年度宇土市北段原土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 6 議案第54号 令和2年度宇土市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

- 日程第 7 議案第 55号 令和2年度宇土市漁業集落排水施設整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 8 議案第 56号 令和2年度宇土市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 9 議案第 57号 令和2年度宇土市入学準備祝金給付基金特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 議案第 58号 令和2年度宇土市水道事業会計決算の認定について
- 日程第11 議案第 59号 令和2年度宇土市公共下水道事業会計決算の認定について
- 日程第12 議案第 60号 専決処分<sup>1</sup>の報告及び承認を求めることについて  
専決第15号 令和3年度宇土市一般会計補正予算（第5号）について
- 日程第13 議案第 61号 専決処分<sup>1</sup>の報告及び承認を求めることについて  
専決第16号 熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更について
- 日程第14 議案第 62号 専決処分<sup>1</sup>の報告及び承認を求めることについて  
専決第18号 令和3年度宇土市一般会計補正予算（第6号）について
- 日程第15 議案第 63号 公益的法人等への宇土市職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第 64号 宇土市個人情報保護条例及び宇土市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第 65号 宇土市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 議案第 66号 特別職の職員で非常勤のもの<sup>2</sup>の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第19 議案第 67号 宇土市道路線の認定について
- 日程第20 議案第 68号 令和3年度宇土市一般会計補正予算（第7号）について
- 日程第21 議案第 69号 令和3年度宇土市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第22 議案第 70号 令和3年度宇土市介護保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第23 議案第 71号 令和3年度宇土市漁業集落排水施設整備事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第24 議案第 72号 令和3年度宇土市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第25 議案第 73号 令和3年度宇土市水道事業会計補正予算（第2号）について

日程第 26 議案第 74 号 令和 3 年度宇土市公共下水道事業会計補正予算（第 1 号）について

日程第 27 議案第 75 号 宇土市教育長の任命について

日程第 28 議案第 76 号 宇土市教育委員会の委員の任命について

報告第 15 号 令和 2 年度宇土市財政の健全化判断比率について

報告第 16 号 令和 2 年度宇土市漁業集落排水施設整備事業資金不足比率について

報告第 17 号 令和 2 年度宇土市水道事業資金不足比率について

報告第 18 号 令和 2 年度宇土市公共下水道事業資金不足比率について

報告第 19 号 専決処分の報告について

専決第 14 号 損害賠償額の決定について

報告第 20 号 専決処分の報告について

専決第 17 号 損害賠償額の決定について

○議長（中口俊宏君） 日程第 3，市長提出議案第 51 号から，日程第 28，議案第 76 号までの 26 件を一括して議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

市長，元松茂樹君。

○市長（元松茂樹君） おはようございます。

本日ここに，令和 3 年 9 月市議会定例会を招集しましたところ，議員の皆様におかれましては，公私共に御多用の中に御参集をいただき，誠にありがとうございます。また，本定例会におきましても，感染症対策として，質問時間の短縮の決定をいただきましたことに対し，重ねて御礼を申し上げます。

はじめに，先月 11 日から約 1 週間にわたり，降り続きました大雨につきまして御報告をさせていただきます。

本市では，断続的な大雨に伴いまして，警戒レベル 3 高齢者等避難と警戒レベル 4 避難指示を 2 度にわたり発令をしております。

まず，1 回目は，11 日に警戒レベル 3 高齢者等避難を発令した後，13 日に土砂災害警戒情報の発表に伴いまして，警戒レベル 4 避難指示を発令しました。その後，土砂災害警戒情報の解除に伴い，15 日に避難指示を一旦解除しましたが，再び大雨の恐れがあったため，2 回目となる警戒レベル 3 高齢者等避難を 16 日に発令し，17 日には土砂災害警戒情報の発表に伴い，警戒レベル 4 避難指示を発令したところでございます。

2 度にわたる発令では，状況に応じて，市内 3 か所又は 4 か所の避難所を開設しました。この間，避難所には最大で 9 世帯，15 人の方が避難されております。

この長期化した大雨の影響により、本市では、網津地区のほか、複数箇所で土砂崩れや土砂堆積などの被害が発生しましたが、幸いにも甚大な被害はなく、ひとまず安堵しているところでございます。

これからの台風シーズンにおきましても、市民の皆様が命を守る行動を早めにとれるよう、引き続き避難指示等を含めた緊急情報を迅速に提供してまいりますので、議員の皆様のご理解・御協力を賜りますようお願い申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染の第5波が本県にも到来し、これまでにないスピードで感染が急拡大しております。感染防止対策強化のため、7月30日には県が独自の熊本蔓延防止宣言を発出し、その後、先月8日からは国のまん延防止等重点措置が適用されております。しかしながら、従来型と比較して感染力が極めて強いデルタ株の影響もあり、現在も爆発的な感染拡大に歯止めがかかっていない状況でございます。

このような状況の中、市のホームページ、新聞報道等で既に御存じのことと思いますが、宇土市内におきましても、今年度に入ってから毎月感染者が確認されている状況です。月別で見ますと、4月は5件、5月は30件、6月は6件、7月は3件と、5月の2桁を除くと1桁で推移しておりましたが、先月は127件と一気に急増しております。また、クラスターも先月に2件確認されております。

さらに、先月17日と20日には、2人の市職員の感染が確認されるなど、本市においても予断を許さない危機的状況が続いております。

本市では、これまで全職員のマスク着用はもちろん、市民との受付窓口や執務室内においても飛沫防止パネルを設置し、さらには定期的に室内の換気を行うなど、感染防止対策の徹底を行ってまいりました。今回の感染は職場内での感染ではありませんでしたが、職員一人一人が更なる感染防止対策の徹底に努めてまいります。

そして、この爆発的な感染拡大に歯止めをかけるために、先月16日には、市民の皆様に向けて、市長メッセージを発出させていただいたところですが、今一度、皆様には、密を避け、こまめなうがい・手洗い、頻繁に換気を行うなどの基本的な感染防止対策を徹底していただくとともに、不要不急の外出自粛や市内全ての飲食店における営業時間の短縮、会食人数の制限など、今でき得る限りの取組をお願いいたします。

最近の全国的な感染者の傾向としては、60歳以上の方が極端に減少しており、これは、この年代の多くの方々がワクチン接種を受けられた効果であると分析されております。本市におけるワクチン接種の状況について御報告申し上げますと、昨日現在、1回目の接種を終了した方が、65歳以上の方で93%、1万574人、64歳以下の方で59%、1万2,663人、全体で申しますと71%、2万3,237人となっております。2回目の接種を終了した方は、65歳以上の方で92%、1万476人、64歳以下の方で35%、7,4

33人、全体で申しますと55%、1万7,909人となっております。

全国的にワクチンの供給不足による接種の遅れが危惧されておりますが、本市では、先日、ワクチンの追加配分が示されたことを受けまして、一時休止しておりました16歳以上の予約受付を、昨日再開したところでございます。今回の予約枠は約1,700人分としており、接種期間は来週11日から今月末までを予定しております。

なお、今後も、希望される方が一日でも早く接種を受けられるよう、国からのワクチン供給の情報が入り次第、宇土地区医師会の御協力をいただきながら、できるだけ早く接種に関するお知らせができるよう取り組んでまいります。

また、全国でも若者の感染拡大が増加する中、本市では、宇土地区医師会の御協力のもと、12歳から15歳の子どもたちを対象とした、原則、保護者同伴によるワクチン接種を市内医療機関において実施することといたしました。対象となる方には、今月14日に接種券を発送する予定としております。

なお、予約方法は、対象年齢の確認等のため、コールセンターによる電話受付のみとし、予約の際に、接種時の注意点などについてもアナウンスを行い、安心・安全な接種を実施してまいります。また、仕事をされている保護者の方々に配慮をし、コールセンターの受付時間は、12歳から15歳の子どもへの予約に対してのみ、20時まで延長して柔軟に対応してまいります。

先ほどから申し上げておりますとおり、本市のワクチン接種体制につきましては、宇土地区医師会の多大なる御協力のもとに成り立っており、これまで大きな事故もなくワクチン接種を実施してまいりました。医師会の先生方には、大変感謝を申し上げる次第でございます。市としましては、今後も引き続き、希望する全ての方が接種を受けられるよう医師会と連携しながら取り組んでまいります。ただ、ワクチン接種をしても感染を100%防げるわけではありませんので、接種を受けた方につきましても、感染予防対策を継続していただきますようお願い申し上げます。

次に、本市の小中学生の皆さんがスポーツで活躍されておりますので御紹介させていただきます。

まず、卓球におきまして、ヒゴ鏡卓球クラブに所属します、花園小学校6年生の深山稟心さんと本郷蒼空さんが、先月京都府で開催されました全国ホープス卓球大会に出場し、女子団体戦で、見事初優勝を飾りました。ホープスとは、6年生以下が出場できる種目のことで、深山さんは、7月に兵庫県で開催されました全日本卓球選手権大会（ホープスの部）でも、女子個人戦で3位に輝いております。また、ホープスの日本代表メンバーにも選ばれており、12月に開催予定の東アジアホープス卓球大会でも活躍が大変期待されております。

次に、相撲では、先月、東京都で開催されました全国中学校体育大会に鶴城中相撲部が熊

本県代表として出場し、佐藤海心さん、倉岡優太さん、伊藤博英さんが、団体戦で16年ぶり6度目となる優勝を手にしました。この16年ぶりの優勝は、大先輩の大関正代関が同相撲部に所属していたとき以来の快挙でございます。

このコロナ禍の中、小中学生の皆さんが大いに活躍し、市民の皆様に夢や勇気、感動と誇りを与えてくれていることに感謝するとともに、今後の更なる飛躍を期待し、活躍を応援してまいりたいと思います。

それでは次に、提出しております議案の御説明を申し上げます。

今定例会では、決算審査について議決日が異なることから、議案書を二つに分けて提案させていただきます。

まず、議案その1は決算関係が7件であります。

議案第51号から議案第57号までの7議案は、地方自治法第233条第3項の規定により、令和2年度の一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて、議会の認定に付するものであります。

次に、議案その2では、決算関係が2件、専決処分の報告承認関係が3件、条例関係が4件、予算関係が7件、人事案件が2件、その他が1件の19件及び報告が6件でございます。

議案第58号、令和2年度宇土市水道事業会計決算の認定について。議案第59号、令和2年度宇土市公共下水道事業会計決算の認定について。これらは、地方公営企業法第30条第4項の規定により、令和2年度の宇土市水道事業会計及び公共下水道事業会計の決算を監査委員の意見を付けて、議会の認定に付するものであります。

議案第60号から議案第62号までは、本定例会では間に合わないため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、御報告申し上げ、承認をお願いするものであります。

議案第60号、専決第15号、令和3年度宇土市一般会計補正予算（第5号）について。補正額は4,877万8千円を増額するもので、補正後の総額は203億4,170万3千円です。

補正予算の主なものについて御説明申し上げます。

歳入につきましては、所要の特定財源の計上及び財政調整基金繰入金による予算の調製を行っております。

歳出につきましては、農林水産業費では、轟緑川第1排水機場整備事業及び担い手育成支援経費の増額を行っております。

商工費では、時短営業等関連事業所向け給付金事業（新型コロナ対策分）等を計上しております。

議案第61号、専決第16号、熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更について。これ

は、熊本県市町村総合事務組合の構成団体であるくまもと県北病院機構設立組合が、令和3年4月1日から玉名市玉東町病院設立組合に名称を変更したことに伴い、所要の変更を行ったものであります。

議案第62号、専決第18号、令和3年度宇土市一般会計補正予算（第6号）について。補正額は414万9千円を増額するもので、補正後の総額は203億4,585万2千円です。

補正予算の主なものについて御説明申し上げます。

歳入につきましては、財政調整基金繰入金による予算の調製を行っております。

歳出につきましては、教育費では、学校管理費一般経費（学務・中学校分）及び新型コロナウイルス感染症対策事業（学校教育課分）を計上しております。

議案第63号、公益的法人等への宇土市職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例について。これは、公益的法人等への再任用短時間勤務職員の派遣を可能とし、柔軟な人事配置を行うため、所要の改正を行うものであります。

議案第64号、宇土市個人情報保護条例及び宇土市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について。これは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第65号、宇土市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について。これは、宇土市消防団員の定員を変更するため、所要の改正を行うものであります。

議案第66号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について。これは、宇土市消防団員の機関員として業務に従事する団員の年額報酬の支給方法を実情に合わせて見直すため、所要の改正を行うものであります。

議案第67号、宇土市道路線の認定について。これは、市道の路線を認定するため、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第68号、令和3年度宇土市一般会計補正予算（第7号）について。補正額は4億3,962万1千円を増額するもので、補正後の総額は207億8,547万3千円です。

補正予算の主なものについて御説明申し上げます。

歳入につきましては、所要の特定財源の計上及び財政調整基金繰入金による予算の調製を行っております。

歳出につきましては、議会費では、職員給の増額を行っております。

総務費では、ふるさと宇土応援基金経費の増額等を行っております。

民生費では、新型コロナウイルス感染症対策事業（学童利用料減免補てん分）の計上等を行っております。

衛生費では、新型コロナウイルス感染症対策事業（生ごみ処理機購入補助）の計上等を行っております。

農林水産業費では、農業水路等長寿命化・防災減災事業の増額等を行っております。

商工費では、マリーナ施設長寿命化事業の増額等を行っております。

土木費では、公営住宅維持管理経費の増額等を行っております。

消防費では、避難所強化事業の計上等を行っております。

教育費では、学校ICT環境整備事業（新型コロナウイルス対策分）の計上等を行っております。

災害復旧費では、令和3年梅雨前線豪雨災害対策経費（農林水産課単独災害分）の計上等を行っております。

そのほか、繰越明許費について、農業水路等長寿命化・防災減災事業ほか1件の追加を行っております。

債務負担行為については、外部ネットワーク専用回線サービス利用に係る経費ほか1件の追加を行っております。

地方債の補正については、立岡自然公園駐車場整備事業ほか3件の追加及び干潟景勝地展望広場整備事業ほか3件の限度額の変更を行っております。

議案第69号、令和3年度宇土市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について。補正額は77万円を増額するもので、補正後の総額は45億2,731万8千円です。これは、人事異動に伴う人件費の増額を行っております。

議案第70号、令和3年度宇土市介護保険特別会計補正予算（第1号）について。補正額は4,503万6千円を増額するもので、補正後の総額は38億2,967万6千円です。これは、人事異動に伴う人件費の減額及び国県支出金過年度返還金等の増額を行っております。

議案第71号、令和3年度宇土市漁業集落排水施設整備事業特別会計補正予算（第1号）について。財源の組替えを行うもので、補正後の総額は3,189万7千円です。これは、漁業集落排水施設整備事業減債基金繰入金の増額及び一般会計繰入金の減額を行っております。

議案第72号、令和3年度宇土市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について。補正額は7万1千円を減額するもので、補正後の総額は5億762万2千円です。これは、人事異動に伴う人件費の減額を行っております。

議案第73号、令和3年度宇土市水道事業会計補正予算（第2号）について。収益的支出における補正額は281万6千円を増額するもので、補正後の総額は6億6,495万2千円です。これは、人事異動に伴う人件費の増額を行っております。

そのほか、債務負担行為について、検針業務民間委託に要する経費の追加を行っております。



す。

議案第74号、令和3年度宇土市公共下水道事業会計補正予算（第1号）について。収益的支出における補正額は722万2千円を増額するもので、補正後の総額は9億9,775万円です。資本的支出における補正額は21万円を増額するもので、補正後の総額は8億3,693万5千円です。これは、人事異動に伴う人件費の増額を行っております。

議案第75号、宇土市教育長の任命について。宇土市教育長の太田耕幸さんの任期が令和3年9月30日で満了となりますので、後任の教育長を任命するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めます。

後任の教育長には、現教育長の太田耕幸さんを引き続き任命したいので、何とぞ、御同意いただきますようお願いいたします。

議案第76号、宇土市教育委員会の委員の任命について。宇土市教育委員会の委員の園田寛子さんの任期が令和3年9月30日で満了となりますので、後任の委員を任命するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めます。

後任の委員には、新たに岳元さよ子さんを任命したいので、何とぞ、御同意いただきますようお願いいたします。

続いて、報告案件を申し上げます。

報告第15号、令和2年度宇土市財政の健全化判断比率について。これは、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、令和2年度財政の健全化判断比率を、監査委員の意見を付けて報告するものであります。

報告第16号から報告第18号までの3件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、公営企業等の令和2年度の資金不足比率を、監査委員の意見を付けて報告するものであります。

報告第19号、専決第14号、損害賠償額の決定について。報告第20号、専決第17号、損害賠償額の決定について。これら2件は、宇土市長の専決処分に関する条例第2条第1号で指定している事項について、専決処分を行いましたので、地方自治法第180条第2項の規定により、御報告するものであります。

どうか、十分に御審議の上、適切な御決定をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（中口俊宏君） 市長の提案理由の説明は終わりました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

6日月曜日は、午前10時から、地域高規格道路促進等対策特別委員会になっておりますので、よろしくようお願いいたします。

次の本会議は、7日火曜日に関き、質疑並びに一般質問を行います。

本日はこれをもって散会いたします。お疲れ様でした。

-----○-----

午前10時25分散会

第 2 号

9 月 7 日 (火)

# 令和3年9月宇土市議会定例会会議録 第2号

9月7日（火）午前10時00分開議

## 1. 議事日程

日程第1 質疑・一般質問

### 1. 檜崎政治議員

- 1 ため池，堤等の老朽化及び防災対策について
- 2 HPV（子宮頸がん）ワクチンについて
- 3 化学物質過敏症について

### 2. 野口修一議員

- 1 コロナ渦中の市民生活
- 2 道路維持・整備
- 3 高速通信の活用
- 4 農商工連携・6次産業

### 3. 芥川幸子議員

- 1 通学路総点検について
- 2 企業版ふるさと納税について
- 3 教育環境について
- 4 難病支援眼鏡の購入について

## 2. 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

## 3. 出席議員（18人）

1番 佐美三 洋 君	2番 小 崎 憲 一 君
3番 今 中 真之助 君	4番 西 田 和 徳 君
5番 園 田 茂 君	6番 宮 原 雄 一 君
7番 嶋 本 圭 人 君	8番 柴 田 正 樹 君
9番 平 江 光 輝 君	10番 檜 崎 政 治 君
11番 野 口 修 一 君	12番 中 口 俊 宏 君
13番 藤 井 慶 峰 君	14番 芥 川 幸 子 さん
15番 山 村 保 夫 君	16番 杉 本 信 一 君

17番 村田 宣雄 君

18番 福田 慧一 君

#### 4. 欠席議員（なし）

#### 5. 説明のため出席した者の職・氏名

市 長	元 松 茂 樹 君	副 市 長	谷 崎 淳 一 君
教 育 長	太 田 耕 幸 君	総 務 部 長	杉 本 裕 治 君
企 画 部 長	石 本 尚 志 君	市 民 環 境 部 長	野 口 泰 正 君
健康福祉部長	岡 田 郁 子 さん	経 済 部 長	小 山 郁 郎 君
建 設 部 長	草 野 一 人 君	教 育 部 長	山 口 裕 一 君
会 計 管 理 者	野 田 恵 美 さん	総 務 課 長	光 井 正 吾 君
危機管理課長	東 顕 君	財 政 課 長	上 木 淳 司 君
企 画 課 長	宮 崎 英 児 君	まちづくり推進課長	中 山 好 美 さん
福 祉 課 長	松 下 修 也 君	健康づくり課長	西 山 祐 一 君
農林水産課長	湯 野 淳 也 君	商工観光課長	清 塘 啓 史 君
土 木 課 長	渡 邊 聡 君	学 校 教 育 課 長	池 田 和 臣 君

#### 6. 議会事務局出席者の職・氏名

事 務 局 長	江 河 一 郎 君	次長兼議事係長兼庶務係長	春 木 教 明 君
庶 務 係 参 事	松 本 浩 典 君		

午前10時00分開議

-----○-----

○議長（中口俊宏君） これから本日の会議を開きます。

-----○-----

#### 日程第1 質疑・一般質問

○議長（中口俊宏君） 日程第1、質疑並びに一般質問を行います。発言通告があつておりますので、順次これを許可します。

10番、榎崎政治君。

○10番（榎崎政治君） 皆さん、おはようございます。宇土、みらいの榎崎でございます。ただいまから通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

今回は、ため池、堤等の老朽化及び防災対策について、また、HPV（子宮頸がん）ワクチンについて、また、化学物質過敏症についての3点について質問させていただきます。

まず初めに、令和元年12月定例会で質問いたしました花園地区のため池、堤等の老朽化及び防災対策の進捗状況について質問いたします。

7月、梅雨が明けてほっとしていましたが、今度も広範囲に長く大雨が降り続き、各地で大きな被害をもたらしております。幸いにも宇土市には、大きな被害は出なかったようですが、今回のことから改めて1年を通じて、自然災害に備えておかなければならないと感じた次第でございます。ため池の決壊が各地で相次ぎ起こって、全国各地で身近な危険性が浮かび上がっております。農林水産省では緊急点検のもと、新たな基準を設け、自然災害の人的被害が生じる恐れがある防災重点ため池の再設定を行っております。ため池の決壊の過去の被害は7割が豪雨、3割が地震で起きており、多くの犠牲者が出ております。地元任せで行政の対策が後手に回ってきたからであり、老朽化に加え、利水する農家の減少など管理が行き届かず、堤の崩れや土砂の堆積により排水物のつまりなどが多く見られ、防災上危険性を増す状況にあります。国や自治体による管理を強化し、人命に関わる堤防の耐久性を高め、補強洪水防止対策を急ぐなど、周辺住民にも身近なリスクを認識し、備えなければならぬとなっております。

本市でも動き出していると思いますが、防災対策として23か所の宇土市のため池、点検・調査等を行っているのか。また、花園地区のため池、上松山区の内浦池、北山内池の堤防等の防災対策の進捗状況について伺います。経済部長お願いいたします。

○議長（中口俊宏君） 経済部長、小山郁郎君。

○経済部長（小山郁郎君） おはようございます。御質問にお答えいたします。

上松山区にある内浦池と北山内池の老朽化及び防災対策の進捗状況については、今年度、市単独事業で、この二つのため池の基礎調査業務を行っております。業務内容は、豪雨時に

おける機能診断を実施し、国庫補助事業の採択時に必要な基礎資料を作成するものとなっております。

今回の基礎調査結果を基に、ため池ごとの改修計画の作成及び改修の優先順位付けを行い、令和4年度に、国庫補助事業の採択に向けた県とのヒアリングにおいて、ため池の改修計画の協議を行います。その後、採択された場合は、令和5年度からため池改修の測量設計業務に取り組む予定としております。

また、防災対策として、今年3月に23か所のため池のハザードマップを作成し、対象地域の全世帯に配布をしております。また、本市のホームページにも掲載しており、災害発生時における適切な避難活動の指針とすることで、防災・減災対策を図っているところです。

現在、熊本県におきましても、本年度から3年間かけて、熊本県内のため池の劣化状況及び地震や豪雨の耐性調査を実施されており、ため池ごとの危険性の評価を行うこととしております。その調査結果により、安全対策が必要とされた場合は、県や市町村等で改修工事を実施することになります。

また、ため池の維持管理等の支援に関しまして、今年5月、熊本県土地改良事業団体連合会事務所内にため池の管理等の相談窓口として、熊本県ため池サポートセンターが設立されました。主な業務内容は、日常管理や補修方法についての助言や現場技術指導等を行い、必要に応じて現地パトロール等も実施することとなっております。これまで以上にため池管理のサポート強化がなされたところです。

今後も、ため池については、管理者や関係機関と情報を共有しながら適正な管理運営に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 檜崎政治君。

○10番（檜崎政治君） ありがとうございます。国庫補助事業の採択時に必要な基礎資料を作成するものとなっております。令和5年度から、ため池改修の測量設計業務に取り組む予定のことではありますが、工事ができるのはまだ先になるわけで、内浦池と北山内池のすぐ近くに住宅があり、大雨等で決壊すると大災害をもたらす危険性があるわけでございます。国・県にその状況を正しく理解していただくために万全を期していただき、少しでも工事が早くできる対策を講じていただきたいと思います。地域の方も心配をされており、随時報告をしていただければありがたいと思います。よろしく願いいたします。

それでは、次の質問に入ります。HPV（子宮頸がん）ワクチンについて伺います。子宮頸がんは国内で年間約1万人が罹患し、約3千人が死亡しております。患者数、死亡者数とも近年増加傾向であります。特に年齢がどんどん下がってきているわけですね。20代から30代後半の方が罹患し、亡くなる方が急激に増えているわけでございます。治療方法は、

切除手術等を行うことによって、妊娠しづらい、妊娠できなくなったり、また、子宮頸がんはマザーキラーとも言われております。子どもを産んだ後に、幼いうちに母親が亡くなってしまうケースが頻繁に起きているわけでございます。この子宮頸がんの予防方法は、HPVワクチンであり、子宮頸がんの救世主になるのではないかと思われたワクチンが、今ほとんど日本では打たれておりません。これは副反応が原因だと言われております。

子宮頸がん予防のために実施しているHPVワクチンの本市での接種状況を伺います。健康福祉部長お尋ねいたします。

○議長（中口俊宏君） 健康福祉部長、岡田郁子さん。

○健康福祉部長（岡田郁子さん） おはようございます。ヒトパピローマウイルスいわゆるHPVワクチン予防接種の対象者は、予防接種法第5条第1項の規定により、小学校6年生から高校1年相当の女子とされ、これらの対象者は自己負担がなく、全額公費による接種を受けることができます。現在、日本で使われているワクチンは、サーバリックスとガーダシルの2種類があり、間隔を空けて同じワクチンを3回接種する必要があります。

このワクチンは、平成25年度に新たに定期予防接種に加わりましたが、同年に、このワクチン接種後に、HPVワクチンとの因果関係を否定できない持続的な頭痛、関節痛、脱力、歩行困難などが特異的に見られた事例が連続して発生しました。そのため、平成25年6月に開催された専門家会議で、国民に適切な情報提供ができるまでの間は、積極的に接種を勧奨すべきでない旨と指摘されたこともあり、定期接種としては継続しているものの、接種率は非常に低い状態が続いております。

本市におけるHPVワクチンの接種状況につきましては、3回接種のうち1回以上接種された方は、令和2年度対象者1,060人中9人、令和3年度対象者898人中7月末現在で29人となっております。なお、本市では、これまで重篤な副反応や健康被害は報告されておられません。

先月31日には厚生労働大臣が、このワクチン接種の積極的な勧奨再開に向け検討を始める方針を示しており、今後も対象者や保護者の皆様へ、安全で正確な情報の周知に努めてまいります。

以上です。

○議長（中口俊宏君） 榎崎政治君。

○10番（榎崎政治君） ありがとうございます。本市における子宮頸がんワクチンの接種状況についてですが、厚生労働省から平成22年11月26日付けで、子宮頸がんワクチンの接種緊急促進事業の実施について通知を受け、急遽、平成23年3月から高校1年生を対象にスタートしています。また、そのHPVワクチンは、小学校6年生から高校1年生の女子に無料で接種できる定期接種が始まったわけですが、このHPVワクチンの有効性と安全性



は、世界的にも証明されていますが、日本ではワクチン接種による有害事象について繰り返し報道され、厚生労働省は2013年6月に、HPVワクチンの積極的勧奨を一時的に差し控えているわけでございます。勧奨を差し控えた後に、接種対象年齢に達した日本の2000年度以降に生まれた女子は、無料で接種できるにもかかわらず、ワクチン接種率は1%、たしか0.3%ぐらいだと思っております。大阪大学の研究グループは、2000年度以降に生まれた女性の子宮頸がんの罹患、死亡、相対リスクを予測し、生まれた年度ごとに罹患者と死亡者の増加数を集計しております。その結果、接種率は低いまま、定期接種対象年齢を超えた2000年から2003年度生まれの女性で、現在18歳から21歳の女性が、将来罹患患者数は約1万7千人、死者数が約4千人増えることを発表しております。ここ数年、世界的にエビデンスが集まっており、WHOでは、子宮頸がんを制圧するために15歳以上の女子の接種率を2030年までに90%の目標を挙げております。オーストラリアでは、80%以上の接種率で、男子も定期的に始まっており、10年後には子宮頸がんは撲滅できると報告が上がっております。実は、HPVウイルスは男性にも感染するわけでございます。がんになることが分かっております。舌がんとか中咽頭がんなどがあり、中咽頭がんのほとんどがHPV感染によるものであります。海外では、男性の定期接種が行われている国もあるわけで、男性の接種をして、男性から女性への感染を防ぐことが目的でもあります。集団免疫を目指している国もあるわけでございます。日本におきましては、接種時に70%を超えておりました。すぐにワクチンの積極的勧奨を抑えることになり、大幅に接種率が下がったわけでございます。HPVワクチンの安全性につきましては、厚生労働省祖父江班の調査によって、ワクチン接種をしない女子においても接種者に見られる症状と同様の多様な症状が認められていることが示され、また名古屋市の調査では、約3万人にアンケートを採り、ワクチンとの関連が懸念された24種類の多様な症状があるんですが、これがワクチンを実際に接種しなかった人を1とすると、ワクチンを接種したらどのくらい増えたかの調査をしております。表がありますが、ほとんど1を超えるものはなかったということでもあります。この調査で因果関係は認められないという報告もされております。HPV感染のリスクと子宮頸がん発症のリスクを減らすために、HPVワクチンの接種が重要であり、子宮頸がんを予防できるわけでありまして、今年3月には積極的な勧奨が終わった後、その時代以降の学生がもう一度ワクチンを公費で打つチャンスをいただきたいと、3万人の署名を厚生労働大臣に直接渡しております。

このような状況を市民の皆さんに知らせる義務があるのではないのか。伝えていただきたい。この数年世界的にエビデンスが集まっているが、本市の考えをお聞きしたいと思います。健康福祉部長お願いします。

○議長（中口俊宏君） 健康福祉部長、岡田郁子さん。

○健康福祉部長（岡田郁子さん） HPVワクチンについては、先ほど答弁しましたとおり、平成25年から接種希望者の接種機会は確保しつつ、適切な情報提供ができるまでは、積極的な勧奨を一時的に差し控えることとされております。しかし世界各国においては、政府がこのワクチン接種を推奨しているところも多く、日本の接種率1%未満に対し、80%を超えている国もあります。

日本ではその後、昨年10月に国から市町村に対し、HPVワクチン接種についてその有効性と安全性、接種を希望した場合の円滑な接種のための情報を届けるため、接種の対象者及び保護者向けに、個別に通知するよう勧告がありました。しかしながら、現在でも接種の積極的な勧奨の再開とはなっておりません。

本市では、国の勧告に沿った対応をしていくこととし、今年3月に今年度の対象者に向けて、HPVワクチンの効果やリスクについて周知するための通知やリーフレットを送付しております。昨年度と比べ今年度の接種者が増加したのも、この通知による効果ではないかと考えております。

今後も引き続き、国の動向を注視し、ワクチン接種に関して対象者や保護者に対し、分かりやすい情報提供ができるよう努めてまいります。

以上です。

○議長（中口俊宏君） 榎崎政治君。

○10番（榎崎政治君） ありがとうございます。今年3月に今年度の対象者に向けて、HPVワクチンの効果やリスクについて周知する通知やリーフレットの送付をしたと、そして接種率が上がるということを今後も是非続けていただきたい。また各地区での自治体の中には、このままにしておいてはいけない、各地区で草の根運動が起きております。栃木県の小山地区で医師会がHPVワクチンの接種推進プロジェクトを立ち上げ、個別通知、接種状況の見える化を行い、学校を通して個別通知の配布を行うことで、役所から学校を通して校長宛てで配布することで、接種率が大きく上がっております。行政を巻き込んで動いている自治体は接種率が上がっており、できたら本市も検討していただけないかと思うわけでございます。

現在は、コロナ感染対策によるワクチン接種が始まったばかりでございます。副反応があるにもかかわらず多くの方が接種をしておられ、本市でも60歳以上の方が90%以上を超えているわけで、それに反しまして子宮頸がんワクチンは接種が1%以下であります。コロナウイルスについては、テレビなどでいろんな知識が入ってきており、コロナウイルスに感染したら命に関わる可能性があるんだと、ほかの人にもコロナを移してしまう可能性があるんだと知識として不安に思い、ワクチン接種が増えていくのではないかと思うわけでございます。それに反しまして、子宮頸がんは命を落とすことも、男性が女性に感染させることも、男性ががんになることも余り知られておりません。この報道されない知識もないから、不安

も意識もしない。マスコミの報道の仕方でこんなにも違ってまいります。このような現状を市民の皆さんに伝えることが、自治体の役目ではないのかと切に思うわけでございます。このままでは、女性の健康をないがしろにしているとしか思えない状況が今続いております。

実は、昨年の秋宇土市に住んでいた友人が、子宮がんで亡くなっております。気が付いたときにはレベル4で、全摘をして抗がん剤治療を行って、一時は仕事も始めておりますが、帰らぬ人となっております。子宮頸がんワクチンは強制では当然ありません。無料接種が受けられる年齢であったら、接種する権利があります。このようなワクチンですよということが分かれば、もう少し親御さん、子どもさんたちに知ってもらえば、接種する方が増えるのではないかと思うわけであります。

実は、私事ですが、今年次男が、結婚式はコロナで挙げていないんですけど、籍だけ入れたんですけど、このHPVワクチンが気になりまして、ちょっとお嫁さんにどうなんだと聞いたんですけど、そしたら中学時代に打ちましたと。城南中学校の生徒だったので、副反応はありましたかと聞いたら、全然ありませんでしたと。ほかの生徒はどうでしたかと言うと、いや、そういう話は一切聞いておりませんということでございました。私は正直言ってほっとしました。ただ、このお嫁さんには妹さんがおまして、現在高校3年生なんですね。もちろん打っていないわけなんですけど、この差は一体何なんだろうと、実は私は一瞬思ったわけなんですございます。

HPVワクチンの現在の状況を知ってしまった以上、正しく伝えなければならない。あとは家族と本人の判断で決めればよいと思ったわけでございます。一人でも多くの方々にこの子宮頸がんワクチンの内容を知っていただいて、あとはもう親御さんと子どもさんとどうするかということを検討していただければと思いますので。余りにも副反応のことで、そのまま終わってしまったような状況で、10年以上経っております。今は、コロナのほうで副反応があれだけありながら、たくさんの方が打っている。これは何か不思議な感じがします。

最後の質問でございます。化学物質過敏症について伺います。6月で、実はもうシックスクール症候群で質問させていただきました。その後、議会だよりでシックスクール症候群のことを載せましたところ、市民の皆様から事務局に電話がかかってくるなり、SNS、メールで私にいただいたり、自宅まで相談に来られた方がいらっしゃいました。いろんな方から御意見をいただきました。本市にも化学物質過敏症で悩んでいる人が何人もいらっしゃることを知り、再度質問いたします。

化学物質過敏症は、頭痛やめまい、倦怠感など様々な体調不良を誘発し、体調不良にもかかわらず、周囲から理解されずに苦しむ方がいらっしゃいます。この認識とこれまでの取組について伺いたいと思います。健康福祉部長お願いします。

○議長（中口俊宏君） 健康福祉部長，岡田郁子さん。

○健康福祉部長（岡田郁子さん） 合成洗剤や柔軟剤，化粧品類などに含まれる合成香料，いわゆる化学物質の香りによって，嗅覚過敏や目，鼻，喉の刺激症状，かゆみ，頭痛，めまいなどの様々な健康被害が生じることを一般的には香害，漢字では香りの害と言われており，化学物質過敏症を発症する要因ともなっております。この病気は一度発症すると，極めて微量な化学物質にも反応するようになり，それを避けるため外出できなくなるなど，普通の日常生活が著しく制限されてしまう方もおられます。

化学物質過敏症につきましては，昨年，化学物質過敏症を発症されている方から市の環境交通課に相談があり，本市にも悩んでいる方がおられることは把握しているところです。現在，化学物質過敏症を診断できる医師や診療科も限られていることから，ほかの病気との誤診や，診断されるまでに時間を要するため，周囲に理解されずに苦しむ方も数多くおられます。特に子どもの発達過程において，神経系への影響や，味覚，嗅覚の発達異常を起こす可能性があるともされており，影響は非常に深刻です。化学物質が健康に与える影響と，この病気は誰にでも突然発症するリスクがあることなど，多くの方に知っていただくことが重要であると考えております。

これまでの取組状況としては，子育て支援課や教育委員会とも連携し，保護者に対し香害，香りの害への配慮を促すチラシを保育所や学校を通じて全家庭に配布するとともに，広報うと6月号やホームページにも掲載しております。また，各種健診会場となっている保健センターには，来場する市民向けに啓発用のポスターも掲示しており，広く周知を図っているところです。

今後も関係部署と連携しながら，定期的に香害や化学物質過敏症に関する周知を行い，健康被害が生じにくい環境整備を推進してまいります。

以上です。

○議長（中口俊宏君） 檜崎政治君。

○10番（檜崎政治君） 分かりやすい説明ありがとうございます。今回本当に困っている方が本市に何人もいらっしゃるんだと思ったわけでございます。中には，住宅街で家族で一軒家にお住みの方もございますが，あまりにも周りの洗濯物の柔軟剤や芳香剤の臭いで体調を崩され，本人だけアパートを借りている方に私自身驚いた次第でございます。こちらに手元にたくさんの資料がありますが，私が集めたものではありません。過敏症でお困りの方が使ってくださいとお預かりした資料でございます。子育て支援課，教育委員会と連携していただき，保護者に対して香害の配慮を促すチラシ，保育所や学校を通して全家庭に配布をされている。また，広報うとの6月号やホームページに掲載していたのも私自身拝見しました。本市が化学物質過敏症について，広く周知していることも理解しました。ただ，どちらかと

いうと文字だけで伝えてあるのがほとんどで、なかなか分かりづらかったと、私自身理解しています。できれば、文書だけではなく、イラスト入りのチラシで伝えていただきたい。目で市民の皆様方に訴えることが分りやすく、子どもたちも理解しやすくなる。また今回コロナの影響で、各施設に行く機会も少なくなって見ることはできません。化学物質過敏症のことを多くの方に知っていただくためにも、イラスト入り等の分りやすいチラシやポスターを作成して、配布していただきたいと思うわけですが、その点について健康福祉部長にお尋ねします。

○議長（中口俊宏君） 健康福祉部長、岡田郁子さん。

○健康福祉部長（岡田郁子さん） 先ほど答弁しました、市保健センターに現在掲示しておりますポスターは、市独自で作成したものではなく、特定非営利活動法人日本消費者連盟が事務局となっている香害をなくす連絡会が作成されたものです。

この香害をなくす連絡会は、国に対しても香害の周知と、洗剤や柔軟剤などの香り製品の自粛を求める要請をされており、今年の8月に国の5省庁が連名でポスターを作成されております。

ほかにも利用可能なチラシやポスターがあり、内容も分かりやすいものが多くありますので、まずは既存のものを活用し多くの方に理解を深めていただけるよう周知していきたいと考えております。

以上です。

○議長（中口俊宏君） 榎崎政治君。

○10番（榎崎政治君） ありがとうございます。利用可能なチラシやポスター、内容も分かりやすいものがあれば、まずは既存のものを活用しても構いませんので、多くの方に理解を深めていただけるよう、是非周知していただきたいと思います。よろしくお願いいたします。まずは1人でも多くの方々に、この化学物質過敏症で苦しんでいる方が本市にもいることに気づいていただき、化学物質過敏症で苦しんでいる方も安心して住めるまちづくりの第一歩になるのではないかと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上を持ちまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（中口俊宏君） 議事の都合によりまして、ここで約5分間ほど休憩をいたしますのでお願いいたします。議場内の換気を行いますので、御協力をお願いいたします。

-----○-----

午前10時27分休憩

午前10時31分再開

-----○-----

○議長（中口俊宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑並びに一般質問を続行いたします。

11番、野口修一君。

○11番（野口修一君） おはようございます。宇土市政研「志」の野口です。今回の一般質問は、宇土市の道路についてとICT、AIの活用についてほか質問をさせていただきます。

1番目のコロナ渦中の市民生活という質問の前に、日曜日に山口部長から朝早く連絡があって、小学生の感染者が出たという連絡を受けたんですけども、そのときはその校区だけだったんですけど、その後協会役員が関わるクラブのコーチから連絡があって、こういう状況ですが関わっていますというところで、どう判断しましょうかという話がありました。すぐPCR検査を全部関わる親も含めてやってくれということで、日曜、月曜といろいろありまして、昨日の午後全員陰性だということが分かって、学校の子どもが1人出ることで、その関わる場所に全て影響があるんだなというのを実感しました。初めてのことで、大会の開催に関してはすごい厳しい基準を持ってサッカー協会はやっているんですけど、練習がちょっと甘かったなと思って、再度通知をしたところです。スポーツもなかなか厳しい状況になっているので、その体験も含めて少し御紹介しました。

では、質問事項に移ります。まずお断りですが、文教厚生常任委員会で取り上げることで、あえて一般質問に加えたのは、宇土市の医療現場のデータ化の状況と先進地の状況を知ってもらうため質問します。その内容は医療福祉というよりは情報処理なので企画で答えてもらってもよいのですが、それと時間短縮のため1、2をまとめてお聞きします。現在、まん延防止措置の熊本、こんな厳しい状況が1年半近くなります。市民生活の心身の状況についてどのように変化があり、どう分析しているのか、分かる範囲でよいので報告ください。

それとコロナ禍中で、医療施設の入院者や高齢者施設入所者と家族の関わり、現在の医療機関と家族の関わり、介護施設と家族の関わり等について報告ください。健康福祉部長お願いします。

○議長（中口俊宏君） 健康福祉部長、岡田郁子さん。

○健康福祉部長（岡田郁子さん） 新型コロナウイルス感染拡大に伴い、緊急事態宣言の発出やまん延防止等重点措置の適用が繰り返されたことで、市民生活は大きく変化しました。特に感染予防のため、できるだけ人と人との接触を避けるという観点から、不要不急の外出自粛、イベントの中止、飲食店の営業時間短縮などが行われ、それらにより人々の消費行動が大きく変化し、営業収入の減少による経営状況の悪化、勤務先の解雇による生活困窮など、経済面に大きな影響を及ぼしています。また人と人との接触を避けるため、日常生活の中では会合や会食、自宅訪問などの自粛、企業等ではリモートワークの推進、医療、介護施設等においては入院、入所者への外部からの面会の制限など、人と人との交流の機会が極端に減少していることにより心理面に与える影響が懸念されています。

このような中、感染予防という観点から、図らずもデジタル化が進み、直接人々が顔を合  
わせない、ICTを活用した新たな人と人とのふれあいを推進する動きが活発になっており  
ます。企業内でのオンラインによる会議や研修の開催、学校でのWEB授業の導入など、  
様々な機会にICTが取り入れられるようになってまいりました。特に身近なところでは、  
医療施設や介護施設等における入所者と家族とのオンライン面会などは、本市内にも実施さ  
れている施設があります。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 野口修一君。

○11番（野口修一君） 報告ありがとうございます。お話のように生活が一変したと思いま  
す。実は3月に、妻の両親ととてもお世話になった従兄の奥さんが亡くなったのですが、急  
にコロナ会議を欠席したり、皆さんに御迷惑をお掛けしました。義父は急死だったので面会  
等はありませんでしたが、義母は面会は同居家族で1人1回15分まで、それも面会は家族  
1日1回で、妻も妹も面会できませんでした。唯一、死に際に看護師さんの配慮で、姉妹3  
人同時に病室に入れたのが最後でした。そんな状況がどこでも起きていると思います。面会  
のオンラインも含め、家族のぬくもりを感じられるようなデジタル技術の導入が必要と思っ  
ています。昨日のニュースで、宇土市の医療機関がコロナウイルス感染の症状をロボットを  
使いリモートで説明する取組がテレビで報じられたのは、皆さんも御存じだと思います。そん  
な先進的な取組が宇土市で始まっていることを紹介して、次の質問に移ります。

最近、診察を控える高齢者が増えていると聞きます。医療の診察看護カルテ等、医師と患  
者が頻繁に面接、面談をせずに携帯電話やタブレット、パソコンを活用し、面談診察をデジ  
タル化できるように支援したらどうかと考えています。これはパイロット事業ではありませ  
んが、資料を見ていただきながら、この質問テーマのきっかけは、長野県飯田市とその周辺が  
取り組む共通カルテの実例を3か月ほど前、朝のウォーキング中に聞き、早速調べてみたら、  
10年前から診療情報連携の取組だと分かりました。

そこで、宇土市内の現状を知りたいので、オンライン診察の状況や県の診療情報連携につ  
いて報告ください。健康福祉部長お願いします。

○議長（中口俊宏君） 健康福祉部長、岡田郁子さん。

○健康福祉部長（岡田郁子さん） 先ほど答弁したとおり、新型コロナウイルス感染症予防の  
ため、できるだけ人と人の接触を避けるという意味合いから、これまでも導入が期待されて  
いた医療機関におけるオンライン診療の重要性が急速に高まってまいりました。また、紙の  
カルテから電子カルテの導入などのデジタル化についても取組が進んでいるところでござい  
ます。

オンライン診療につきましては、まず受診したい医療機関が、オンライン診療を行ってい

るか確認し、受診の予約を行います。予約した時間にオンラインで接続され、本人確認の手続きを経た後、診療が開始されます。その中で直接の診察を勧められたら、実際に医療機関を訪れることとなります。また薬が処方されたら、薬局ともオンラインによる服薬指導が受けられ、薬を配送してもらうこともできます。本人負担金の支払い方法は、次の外来診療の機会に現金で支払うか、クレジットカードで支払うところが多いようです。電話やオンライン診療を行っている医療機関は、厚生労働省のホームページ上で公表されており、宇土市内でもくまもと心療病院、近藤クリニック、松田内科循環器科クリニックの3件の医療機関が実施されております。

また、電子カルテの様式の統一については、各医療機関がそれぞれシステムをソフト開発会社の製品として導入されているため、市が直接関与することはできませんが、同様の取組として、医療情報連携ネットワークがあります。

これは患者の同意のもと、医療機関などの間で、診療上必要な医療情報である、患者の基本情報、処方データ、検査データ、画像データ等を電子的に共有・閲覧できることを可能とする仕組みで、熊本県でも熊本県地域医療介護総合確保基金事業として、地域全体で健康をサポートし、住み慣れた地域で安心して生活してもらうことを目指すくまもとメディカルネットワークが稼働しています。このネットワークは県内の病院、診療所、歯科診療所、薬局、訪問看護ステーション、介護関連事業所などを結び、患者や利用者の診療、調剤、介護に必要な情報を共有し、医療や介護サービスに生かすシステムです。令和3年8月27日現在、625施設、ネットワーク参加への同意者24万1,359人、宇城圏域では、情報提供を行う施設が18か所、情報の閲覧のみを行う施設が23か所登録されております。

以上です。

○議長（中口俊宏君） 野口修一君。

○11番（野口修一君） 現状を詳しく報告ありがとうございます。宇土市内は、オンライン診療実施病院は三つということですね。医療業界もこれからが本格的なデータ化が進むのだと思います。また最近の熊本県の医療情報連携ネットワークの説明を聞きながら、こちらはまだまだと思いました。政府のデジタル庁が本格稼働すれば、マイナンバーと連携させて進むものと考えますので、市内医療機関がスムーズに移行できるよう支援をお願いいたします。今後医療介護に関して研究をしてもらうように質問に挙げました。次にテーマに移ります。

道路についての疑問や確認の質問です。まず、山間地の道路はいろいろ種類があると思いますが、維持管理はどこがしているのか、荒れた林道の修復は可能なのか、予算はどこからについて報告ください。建設部長お願いします。

○議長（中口俊宏君） 建設部長、草野一人君。

○建設部長（草野一人君） 御質問にお答えします。



山間部の道路には、市が認定した市道や里道、その他森林作業道などがあります。

市道の維持管理、修復については、集落内の道路敷きで除草などを地元で行っていただいているところもありますが、災害復旧も含め、維持管理、修復は主に市で行っております。

また、日常の維持管理においては、道路パトロールや市民等からの通報で道路の異常を発見した場合、その都度、補修を行っているところです。

一方、里道や森林作業道については、地元や道路の利用者、所有者などで維持管理、修復を行っていただくことになります。

里道等の修復等の費用については、幅員や道路に接する家屋の戸数など条件はありますが、里道等の整備に対する補助制度を設けており、森林作業道についても宇土市森林整備計画区域内であることなどの条件はありますが、補助制度を設けているところです。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 野口修一君。

○11番（野口修一君） 報告ありがとうございます。轟から網引への道路を通ると、市民の方がたくさん周辺をよく散策されていて、コロナ禍になり歩かれる方は増えていて、道路が荒れていて危ないなと思ったので、この質問をしました。山道が荒れるのが風雪ではなく、鳥獣、特にイノシシが石や岩を道路に蹴り落とすことが多くなったこと、秋は実りの時期なので移動が激しくなるので、時折山間地の道路点検をお願いしたいと思っています。人員が少なく無理なら、森林組合員や猟友会の委託を含めて検討をお願いいたします。次の質問に移ります。

三角線を横切り、国道57号線の交差点は何箇所あるのか。それと最近、網田踏切と網津町新村踏切が線路面と道路面が同じ高さになり、非常に使いやすく安全になったのですが、ほかの箇所も同様にしてほしいという意見が多いが、改良が可能かどうかについて報告ください。建設部長お願いします。

○議長（中口俊宏君） 建設部長、草野一人君。

○建設部長（草野一人君） 御質問にお答えします。

国道57号とJR三角線が並行して走る区間の車両が通行できる踏切の数についてですが、高柳町にある大曲踏切から下網田町中川橋に隣接する網田踏切までの区間で、20か所あります。

議員の御質問にありました、網田踏切付近の国道嵩上げや新村踏切の拡幅及び国道の嵩上げは、工事により通行しやすい踏切となっていますが、網田踏切は国道の冠水対策、新村踏切は地域高規格道路の工事用車両の通行を目的として、いずれも国において工事が行われたものです。

ほかの踏切の改良につきましては、原因者が実施主体として事業を進める必要があります、市

道の出入りの向上のために事業を実施する場合、宇土市が事業主体となって事業を進める必要があります。

実際に事業を進める上では、ＪＲ、国土交通省との協議に加えて、交差点の交通安全に関して、熊本県公安委員会との協議も必要となってきます。

交差点の改良においては、国道の嵩上げによる国道隣接地への影響や、大曲踏切のように、国道と踏切の間に車両が停車できるスペースを設ける必要があれば、国道の線形を変える必要も出てくることになり、さらに国道隣接地に影響が出てくることになります。

また、踏切の拡幅においては、以前のＪＲとの協議の状況から、ほかの踏切の廃止を求められることも考えられます。

そのほか、費用面においては、国道の嵩上げや線形を変える工事費、踏切改良の費用、国道隣接地に対する補償費など、多額の費用が必要となります。

そのため、踏切改良の実施については、かなりハードルが高いものになると思われます。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 野口修一君。

○11番（野口修一君） 報告ありがとうございます。現状は、国道とＪＲが絡んでいるので簡単ではないのですが、網田踏切の改良は見通しもよくなり、事故防止にもなっていて工事期間もとても短かったこと。資料の2を見ていただくと、近々改良工事のある住吉町の中村踏切と改良後の網田交差点の状況写真です。見比べると全然違います。20か所全部とは言いません、せめて長浜東踏切、網津町旭の瀬戸屋踏切、給食センター前の踏切を改良してほしいのです。自転車通学の子もたちにも安全になるので検討ください。次の質問に移ります。

県道設置の定義と宇土市内の路線数さらに拡幅改良工事が通行している県道は何路線かを御報告ください。例として、県道58号の改良延伸に関して、蒲島知事は西山県議の質問に力を入れていくと明言されたので、今後の県の取組や構想についても報告ください。建設部長お願いします。

○議長（中口俊宏君） 建設部長、草野一人君。

○建設部長（草野一人君） 御質問にお答えいたします。

まず、県道の定義についてですが、道路法において、地方的な幹線道路網を構成し、かつ、市又は人口5千人以上の町とこれらと密接な関係にある主要地を連絡するなど一定の要件に該当する道路で、県知事が認定したものと定められております。

県道は、高速道路や一般国道と一体となって広域交通を担う幹線道路の主要地方道と、それ以外の一般県道に区分されます。

次に、宇土市内にある県道の路線数についてですが、主要地方道が八代鏡宇土線、宇土甲

佐線，宇土不知火線の3路線，一般県道が走瀉廻江線，郡浦網田線，川尻宇土線の3路線，合計で6路線あります。

次に，県道の整備状況についてですが，熊本県に確認した内容について，御報告させていただきます。

本年4月1日現在，宇土市内の県道の道路改良率は59.2%であり，県全体の66.3%を若干下回っている状況にあります。最近の主な整備完了箇所としましては，八代鏡宇土線の松原交差点付近で渋滞対策のための改良工事，郡浦網田線の国道57号接続部付近で通行の円滑化のための改良工事が行われております。

また，現在，整備中の箇所としましては，宇土不知火線のバイパス工事，郡浦網田線の網田小学校付近の拡幅工事が進められているところです。

特に，今議員のほうから県道58号とありました宇土不知火線のバイパス工事につきましては，既に供用済みであります国道57号からあじさいの湯付近までの区間からさらに網引方面へ工事推進すべく，測量設計・用地測量等が進められているところです。また，県道バイパス早期開通促進期成会からの要望にもあります国道57号接続部の交差点改良計画についても，併せて関係機関との協議が進められているところです。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 野口修一君。

○11番（野口修一君） 報告ありがとうございます。宇土市の県道道路改良率は59.2%，県平均66.3%より7.1%も進んでいない状況ですが，道路事業は地域力というか地域の協力がなければ実施しません。防災的などころの共助の意識が低いのではと思います。安心・安全な宇土市を目指すには，長岡の米百俵の精神の住民意識のような共助の地域力を高めることが大事だと思います。次の質問に移ります。

質問の前に，まず資料3を見ていただきながら質問をしたいと思います。7月6日，金子衆議院議員のFacebookにあげられた九州地方整備局の県内幹線道路計画と，6月19日，熊日経済の県発表です。2枚の地図を細かく見ると，八代海沿岸道路の北端部が県発表と九州地方整備局が微妙に違うことを見ていただきながら話を始めます。

宇土市街地の課題として急務なのが，八代海沿いの農免道路を利用して福岡，佐賀，長崎に向かう大型貨物がウキウキロードや国道3号線を経由し，深夜に宇土市街地を通過して国道501号線に向かっています。この状況を解消するアイデアを考える中で，八代海沿岸道路の高架を自動車専用道路で延伸し，国道501号線につなぐことを宇土市が提案をする。さらに栗崎町のどこかにインターチェンジを設ける。将来は熊本新港線や有明海沿岸道路に結ばれている自動車専用道路のインターチェンジができれば，インター周辺に住宅開発の可能性が大きくなる。今はとんでもない先の話です。未来の宇土市再開発の提案ですので，す

るしないの話ではなく、このアイデアに対する市長の感想をお聞きしたいことと、宇土市街地の南西地域のまちづくり構想でもあればお聞かせください。市長お願いします。

○議長（中口俊宏君） 市長，元松茂樹君。

○市長（元松茂樹君） 御質問にお答えいたします。

議員の御質問にありましたように、現在、本市の市街地において、八代方面から国道501号に抜ける大型車両が多く見られます。交通渋滞，騒音，振動，交通安全面等で，様々な問題が発生しております。市街地の対策としましては，多くの方々の御尽力によりまして，大型車の夜間通行規制がやっと実現をいたしました。以前よりは，軽減されたところではあります。しかし，規制の時間外では，以前として大型車の通行が相変わらず多く，根本的な問題解決には至っている状況ではないと思っております。

今回，議員が御提案されている，八代海沿岸道路と国道501号を結ぶということは，市街地を通過する大型車両が排除され，大型車両による問題の解消につながるものであり，非常に効果があるものだと思っております。この間，熊本河川国道事務所長がお見えになって，この話を少しさせていただいたんですが，ルート自体がまだまだ全く固まっていなくて，ここを国道501号とつなぐ，あるいは天草幹線とつなぐ，有明海沿岸道路とつなぐといったことは，まだまだ全くの未定の状況であるというお話でありました。そんな状況でございますので，この道路を生かして御指摘の地域の市街地西南地域のまちづくり構想について，具体的に語れる状況ではないのかなと思っております。

とは言え，議員が御提案されております八代海沿岸道路と有明海沿岸道路を結ぶことは，九州の主要都市を結ぶネットワークを形成するものであり，人・モノの交流促進が図られ，本市にとっても価値ある道路であると考えます。熊本県の南部の開発が遅れておりますが，その開発にも関わってくる有効な道であると思っております。また，その価値をいかにして高めるか，宇土市にとっての価値を高めるかということで考えますと，通るだけでは意味がないわけで，やはりインターチェンジをどこに持ってくるのかが特に重要になってくるのだと思っております。私としましては，議員御指摘の地域を含めて，将来的な発展につながるような地点にインターチェンジを造ってもらいたいというような，漠然とした思いは当然持っております。ただ，今の段階では，まずは，この路線を具体化することが重要であろうと思っております。そういう意味でも，関係する自治体と今後調整をしまいたいと思っております。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 野口修一君。

○11番（野口修一君） ありがとうございます。現在は構想の段階なので，先のことはまだ分からないので，このような状況だと思いますが，なぜこの質問をしたかといいますと，宇土市の都市計画区域内の住宅開発の10年間の状況を調べた報告を以前質問しましたが，農

地転用が非常に難しいことで、既存住宅地に張り付くようなミニ開発で道路がしっかり造れていないというそういう現状もあります。また、地震から地盤に興味を持ち、土地の歴史から見て宇土市街地南部は平坦だが、岩盤が深いという現状、また縄文前期まで海が入り込んで、葦原や湿地帯だった。その名残が、勾配もほとんどない潤川があふれるのもその特徴ではないかと考えています。また、フットパスの新コースづくりで栗崎の丘陵地を回ったとき、イノシシの出没で農業もままならない現状を知りました。この二つの特性から大きな住宅団地はどこが候補地か。北九州や福岡市周辺の住宅開発は、ほとんど丘や丘陵地を計画的に開発し、100戸、200戸の大団地を形成されています。熊本市の光の森、菊陽町、大津町の開発も同様です。宇土市で花園台のような大きな住宅開発は、丘を切り開くような団地を目指すべきと考えます。そのために、八代海沿岸道路の延伸を提案しました。そうすると、ウキウキロード跨線橋下の新駅も有効に働き、その周りに商業施設ができると考えています。後話しが長くなりました。次のテーマに移ります。

宇土市で電子光通信が敷かれた後、必要なのはそれをいかに活用するかだと思います。ここで、現在の商工会のデジタル化の状況について報告ください。経済部長お願いします。

○議長（中口俊宏君） 経済部長、小山郁郎君。

○経済部長（小山郁郎君） 宇土市商工会及び市内事業所のインターネット利用状況についてお答えいたします。

まず、宇土市商工会のインターネット利用状況についてお答えします。宇土市商工会にお尋ねしたところ、インターネット利用の主なもの、現在コロナ禍ということもあり、上部組織とのWEB会議、商工会会員向けのWEB研修のほか、市内事業所が、国や県の新型コロナウイルス対策支援事業である給付金や補助金の電子申請を行う際の、申請書類の作成支援、市内事業所が日本政策金融公庫の融資借入れを行う際の電子申請についての支援などで利用しているとのことでした。

次に、市内事業所のインターネット利用状況についてですが、個々の事業所全てについての状況把握は困難ではありますが、昨年度、宇土市商工会を介して国の補助金である小規模事業者持続化補助金を活用された事業所の中で、ICT化を実施された事業所件数や内容について、把握できる範囲でお答えをします。

小規模事業者持続化補助金は、経営計画に基づく販路開拓や業務効率化、非対面型ビジネスモデルへの転換、テレワーク環境の整備等に対する補助金であり、昨年度に採択されたのが宇土市で45件、採択された中で、ICT化を実施するためにこの補助金を活用された件数は10件であったとのこと。ICT化に伴う事業の内容としましては、自社ホームページに販売サイトの立ち上げや事業内容を動画配信することで、販売促進につなげる取組などとなっております。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 野口修一君。

○11番（野口修一君） 報告を聞きながら、商工会のデジタル化の取組の中で報告がございました、申請45件中で実施されたのは10件というのは、とても遅い動きだと思います。例えば、地域おこし協力隊は地域活性化が目的ですが、商工会のネット利用推進に熊井さんのようなICT技術に長けた地域おこし協力隊の増員も急務だと感じます。そのことも検討課題に加えていただきたいと思います。次の質問に移ります。

宇土市西部の中山間地をまわると、テレビ視聴に特別な受信システムが必要なところが何箇所もあります。その施設維持には費用も掛かり、更新時期も来ます。テレビ視聴が困難な地区の現状とネット利用の推進と、光通信でのテレビ視聴利用支援について考えをお聞きます。企画部長お願いします。

○議長（中口俊宏君） 企画部長、石本尚志君。

○企画部長（石本尚志君） 御質問にお答えいたします。

本市におけるテレビ視聴が困難な地区、いわゆる地上デジタル放送難視聴地域は、過年度に実施された民放テレビ放送共同受信施設の設置事業等により全て問題が解消されているため、現時点では無いものと認識しております。

そのようなことから、テレビ視聴が困難な地区をはじめ、その他一般家庭を対象とした光通信の支援について、現時点において市の補助制度はございません。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 野口修一君。

○11番（野口修一君） 現状のところは説明のとおりだと思います。共同アンテナは数軒、十数軒でテレビ視聴の設備を維持され、台風等の被害があれば費用が掛かることはたびたびです。中には共同アンテナから引くケーブルが長く、九州電力の電柱を利用して使用料を払っている家もあります。実は8月末、総務省がNHKに対しネット配信を要請するニュースがありました。政府が進めるデジタル行政の中で、テレビ視聴のネット接続の支援が出ると考えられるので、担当課はアンテナを高くして情報集めをお願いします。次の質問に移ります。

10年ほど前、中山間地にある佐賀市富士町は、ケーブルテレビ用の光通信網を活用して、地域活性化情報化ビレッジ「ふじねっと」という佐賀県の情報化ビレッジ形成プロジェクトに取り組みました。資料の4です。情報技術者グループが現地に入り、地域情報化ICT化の推進を担いました。私は10年前、実際富士町に出向き、資料のリーダーの永田氏に会い、活動内容を詳しくレクチャーを受けました。県と市が連携しての事業内容です。

網田地区と網津地区の光ケーブル整備は、時代が10年以上遅れなので、国や県の支援は

ありませんので、ICTに長けた地域おこし協力隊を配置して、情報化ビレッジを推進してはという提案について考えをお聞きします。企画部長お願いします。

○議長（中口俊宏君） 企画部長、石本尚志君。

○企画部長（石本尚志君） 御質問にお答えいたします。

まず、野口議員御提案の情報化ビレッジ形成プロジェクトについてですけれども、議員の御説明にありましたように、当時人口約4,700人の佐賀市富士町において、平成19年に町内光ファイバー網整備を経て、平成21年度から3か年計画でICTを活用した新たな地域づくり事業として行われております。情報化ビレッジ事業の3本の柱としてICTリテラシー教育、地域情報の発信、特産品など新たな収益事業の開発を掲げ、佐賀県がICTに長けた人材を地域に投入し、住民のICT利活用能力の向上や地域の情報発信などを住民と一体となっていくものがございます。

これに對しまして本市では、西部地域において、各地域間の通信格差問題解消を目的とした光ブロードバンド基盤整備事業を今年度中に終えることとなっており、市内全域において光ブロードバンドサービスの提供を受けることができる環境が整うこととなります。その後、利用を希望される御家庭について、光ブロードバンドサービス利用の申し込みや、各御家庭への光回線引込み工事が発生することとなります。

そのような中で、行政によるICTの利活用等については、昨年12月に総務省が策定しました自治体デジタルトランスフォーメーション推進計画について本年7月にその手順書が示されております。また先週の9月1日には、国においてデジタル時代の官民のインフラを今後5年で一気に成につくり上げるとの目標を掲げ、デジタル庁が発足しております。自治体デジタルトランスフォーメーションは、その内容が多岐にわたり、また、国により目標時期が設定されているものもある状況で、市においては、現在情報を整理しながら体制の構築等を行っているところでございます。議員御提案の地域おこし協力隊等を活用した情報化ビレッジ形成プロジェクトにつきましては、地域におけるICTの利活用促進を図る上で、早急に検討課題として取り組んでまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 野口修一君。

○11番（野口修一君） 報告を詳しくありがとうございます。ちょっと言い方は違うんですけど、富士町がテレビ視聴のためみたいな話をしましたが、ケーブルは行政がしても、インターネット契約を個人でするのは、今も10年前も一緒に、今回整備された網田や上網津も当時の富士町と同じ状況です。だからこそ行政がテコ入れをして、ネット利用の推進をすべきと思うのです。網田校区、上網津地区は、人口減少が加速度的に進行しています。6月議会で佐美三議員が強く求められた、何がしかの行動支援を考えるとと思います。その点を

お汲み取りいただき、ICTに長けて地域活性化に興味のある地域おこし協力隊の導入をお願いします。次の質問に移ります。

宇土市の農業におけるICTとAIの現状報告と、地域おこし協力隊を活用した農業に詳しいICT支援員の必要性についての考えをお聞きします。経済部長お願いします。

○議長（中口俊宏君） 経済部長，小山郁郎君。

○経済部長（小山郁郎君） 御質問にお答えします。

現在、ICT等の技術があらゆる分野で活用され、昨今では、農業の分野においてもロボットやAI、センサー情報をネット経由で受け取ることができるIoT等の先端技術を活用したスマート農業の推進が図られています。

スマート農業は、作業の自動化、情報共有の簡易化、データ収集の活用等が期待される新しい農業で、高品質生産、省力化につながるだけでなく、高齢化や後継者不足等の様々な課題を解決する手段として注目されています。

しかしながら、本市においては、JA熊本うきに確認しましたところ、若手農業従事者を中心に約20経営体で、ビニールハウスの温度管理等のためにIoTを導入しているところがあるものの、導入コストの高さに加え、農業従事者の高齢化によるICT等への苦手意識や理解が難しい等の理由により活用に至っていないのが現状です。

このことから、スマート農業に係るICT支援員の活用については、先ほど議員の御提案のとおり、ICT及び農業経営等に関して助言・指導ができる支援員の必要性は感じますので、地域おこし協力隊の活用も視野に入れ、調査・検討してまいります。また、県やJAとも連携し、スマート農業への理解が深まるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 野口修一君。

○11番（野口修一君） 報告ありがとうございます。報告の中で導入コスト高というのがありました。商業ベースの事業支援はとても高価になります。これは農業分野ではないですが、コロナ関連が始まったとき、地域おこし協力隊の熊井さんが独自開発した顔を撮影することで体温をチェックする器具、その後手首に当てる検温器はとても廉価できています。それと、私の知る三角町のトマト農家は、昭和の時代からある単純なセンサーと器具を組み合わせ、ハウスの検温、湿度適湿、給水施肥、さらに天窓の開閉まで全自動システムを自らつくられました。農業商社のシステムよりもはるかに安い費用です。要は現場に合わせたアイデアと工夫ができるICT技術者が加わることで、費用が安く抑えられ効率化も飛躍的に上がるのです。是非ICTに長けて、農業に関心のある地域おこし協力隊の活用を検討ください。次のテーマに移ります。

農商工連携や6次産業という事業が始まって長くなりますが、宇土市でこの10年間の農



商工連携と6次産業，さらに販路拡大支援について報告ください。経済部長お願いします。

○議長（中口俊宏君） 経済部長，小山郁郎君。

○経済部長（小山郁郎君） 御質問にお答えします。

6次産業化とは，農林漁業者が主体となり，1次産業である農林水産業において，製造や加工の2次産業，サービスや販売の3次産業まで，総合的かつ一体的な推進を図り，農山漁村の豊かな地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す取組であり，平成22年に地域資源を活用した農林漁業者による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律が成立し，推進が図られてきました。

これまでの支援としまして，農林漁業者から6次産業化について相談があった場合は，相談内容により，6次産業化の支援機関の肥後銀行本店内にある熊本6次産業化サポートセンターや，熊本県産業技術センターへの紹介を行っております。

また，販路拡大の取組としては，平成29年にグランメッセ熊本で開催された九州食の展示商談会において，生産者に対して6次産業化ビジネスマッチング等へのあっせんを行っており，3名の農林漁業者が参加し，販路拡大に向けた商談を行っております。

現在，市としましては，6次産業化に取り組んでいる農林漁業者を把握できていないのが現状ですので，取り組んでいる農林漁業者や将来取り組むことを考えておられる農林漁業者を把握するとともに，販路拡大につながる支援の情報収集に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 野口修一君。

○11番（野口修一君） 報告ありがとうございます。内容を聞き，まあ動いてないなという感想です。菊池市で事業展開するココファームは，まさに6次産業の成功例です。1次産業化の商業ベースの直販だけでなく，加工まで実施する，やる気のあるリーダー育成が今後必要と思います。その点に力を入れてほしいです。次の質問に移ります。

市が理解している6次産業化でICT活用について報告ください。経済部長お願いします。

○議長（中口俊宏君） 経済部長，小山郁郎君。

○経済部長（小山郁郎君） 御質問にお答えします。

先ほど答弁しましたとおり，6次産業化は，農林漁業者が生産する1次産業と，生産物を加工する2次産業，加工品を販売する3次産業を一体的に行う取組であり，ICTの活用は，生産現場である1次産業及び販売等の3次産業で考えられます。

ICTを1次産業に活用することで安定した生産量と品質の向上が見込まれ，また，3次産業に活用することで，インターネット上での加工品の販売が見込まれる等のメリットが考えられます。

しかしながら、6次産業化は、農林漁業者が主体となることから、経営資金や設備投資資金等の初期費用として多額の投資が必要になることに加え、徹底した衛生管理や加工・販売に関しての専門的な知識も必要となり、また、人員の雇用が必要となる場合もあることから、ハードルの高い事業であると言えます。

そこで市としましては、まずは6次産業化を希望する農林漁業者を把握し、補助事業の情報提供、6次産業化の支援機関である熊本6次産業化サポートセンターや、熊本県産業技術センター等への紹介等の支援に努めたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 野口修一君。

○11番（野口修一君） 報告ありがとうございます。前の質問に似たような答弁になっているのですが、その中でも菊池の酪農家のアイスクリームは大人気。天草市五和町の小さなエビ養殖業者は、高島屋の贈答品でピカイチになっています。網引棚田米活用協議会のふるさと納税返礼品の冬商品でアイデアをいただいているのは、デコポン規格外品生ジュースのキットを同封して販売する提案です。これからは考える1次産業の担い手育成が必要だと思います。次の質問に移ります。

ふるさと納税の返礼品に6次産業で開発したのものがあるか、前の質問から、将来できると思われるICT活用について地域おこし協力隊の活用の可能性についてもお聞きします。経済部長お願いします。

○議長（中口俊宏君） 経済部長、小山郁郎君。

○経済部長（小山郁郎君） 御質問にお答えします。

ふるさと納税の返礼品の中には、農林漁業者が6次産業で開発されたものとして、現在、イチゴやハーブの加工品をはじめ、トマトを使用したカレーやネーブルジャム等が登録されています。特に、イチゴを使用した加工品は、イチゴを細かくカットし冷凍したものから、バターやお酢の加工品も開発されており、人気がある返礼品の一つでもあります。

6次産業化された加工品のICTを活用する取組としましては、インターネットを活用した販売が中心になると思われませんが、市としましては、新たな販売ツールとして、ふるさと納税の返礼品への登録をされるよう農林漁業者に勧めていきたいと考えております。

6次産業化は、先ほど答弁しましたとおり、商品加工や商品販売及び資金調達等に関する専門知識が必要となることから、6次産業化への取組は非常にハードルが高く躊躇されているケースがあるかと考えられます。そうした状況の中、6次産業化の推進に関する専門家の指導助言は不可欠であり、今後、その専門家としての地域おこし協力隊の活用も考えられます。また、ふるさと納税返礼品に登録し、さらにそのニーズが高まれば販路拡大につながるメリットもあることも周知していく必要があると考えています。

そこで、まずは、6次産業化を目指す農林漁業者の数を増やす必要があり、そのためには6次産業化に関する情報を発信することが重要であり、特に支援制度や融資に関する情報等についてアンテナを高くし、国県及び関係機関の情報収集に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 野口修一君。

○11番（野口修一君） 宇土市の農家のアイデア商品づくりとふるさと納税返礼品の貢献を聞き、とてもうれしくなります。また、今後の取組まで紹介いただき感謝します。今御紹介いただいた宇土市のがんばる農家が大きく成長し、参考となるロールモデルを発掘することだと思います。そんな成功事例を広報等でこの人を紹介に使われてほしいのです。これは10年ほど前ですが、緑川出身の若者が減農薬のゴマ栽培を農家と直接契約し、製造したゴマドレッシングのネット直販で成功し、緑川のサッカーチームのスポンサーをやっていたことがあります。このようなロールモデルの掘り起こしがこれから大事と思います。

今回の質問で、何度もICT技術者として地域おこし協力隊の導入の提案は一つの例として話をしました。拡大し続けるネット活用分野、市にも貢献するふるさと納税の6次産業育成に人的支援と広報の取組をお願いいたします。

私の質問はこれで終わります。執行部の丁寧な答弁に感謝します。御清聴ありがとうございました。

○議長（中口俊宏君） 議事の都合によりまして、暫時休憩をいたします。午前11時25分頃から会議を開きます。議場内の換気を行いますので、御協力をお願いいたします。

-----○-----

午前11時21分休憩

午前11時26分再開

-----○-----

○議長（中口俊宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑並びに一般質問を続行いたします。

14番、芥川幸子さん。

○14番（芥川幸子さん） お疲れ様でございます。公明党の芥川でございます。通告に従いまして、順次質問させていただきます。よろしくをお願いいたします。

まず、最初の質問は、通学路の総点検につきましてお伺いをいたします。通学路で子どもたちが犠牲となる悲惨な事故が、また6月に起きてしまいました。千葉県八街市でトラックが下校中の小学生の列に突っ込み、児童5人が死傷した事故でございます。この事故を受け、文部科学省、国土交通省、警察庁の3省庁が連携をして対応策を検討し、全国の公立小学校

約1万9千校の通学路を対象とした合同点検を行うと、7月に発表をしています。

今回の点検に関しては、子どもの視点に配慮しながらこれまでの合同点検の蓄積を十分に活用し、地域の実情を踏まえた効率的・効果的な対応で、従来の場合に加え、新たに示された箇所があります。通学路にどんな危険が潜んでいるか、そこで暮らす人たちが最もよく知っているらっしゃるので、どうか丁寧な聞き取りに努めていただきたいと思います。

以前、京都府亀岡市で児童らの列に車が突っ込み、3人が死亡する事故が2012年に起きております。そのときも、その事故をきっかけに全国で緊急合同点検が行われておりますが、その結果、対策が必要な箇所は7万4,483か所に上り、そのうち約98%は、2019年度末まで安全対策が実施されたと聞いております。それでも今回のような事故が後を絶たないだけに、通学路の危険箇所を徹底的に洗い出す取組は大変重要であると考えます。

そこで、教育部長に今回示された通学路における合同点検等実施の対応について、国から要請された点検の内容、また具体的な対策と取組につきましてお伺いをいたします。よろしくお願いします。

○議長（中口俊宏君） 教育部長、山口裕一君。

○教育部長（山口裕一君） 御質問にお答えします。

まず、令和3年7月9日付けで、国から要請がありました合同点検等実施の対応の中で、特に重点的に取り組むべき事項とされた内容についてお答えをいたします。

今、芥川議員からもお話がありましたように。本年5月に千葉県八街市において、下校中の児童の列にトラックが突っ込み、5人が死傷するという痛ましい事故が発生しました。この事故を受け、国土交通省、文部科学省、警察庁の3省庁が連携し、通学路における合同点検等実施要領が作成されました。

これは、今回の事故に鑑み、危険箇所の取りまとめに当たっては、見通しの良い道路や幹線道路の抜け道になっている道路など車の速度が上がりやすい箇所、大型車の進入が多い箇所、過去に事故に至らなくてもヒヤリハット事例があった箇所、保護者、見守り活動者、地域住民等から市町村への改善要請があった箇所などの観点についての確認が必要との考えに立ったもので、この観点を踏まえて、通学路の合同点検を通じ、関係機関の連携による通学路の安全対策を講じるよう要請されたものです。

次に、本市の具体的対策及び取組につきましては、平成27年10月に策定しました宇土市通学路交通安全プログラムにのっとり、毎年各学校や関係機関から危険箇所を集約し、学校、市の関係課、国、県、警察、PTA、交通指導員で合同点検を実施しております。その後、担当ごとの対策を検討、担当者会議での対策方針等の共有、各所属の代表者で構成される交通安全推進会議で再度確認などを行っています。また、令和元年度にプログラムの改正を行い、防犯面でも取組を行うこととしております。

なお、今年度につきましては、先月19日に合同点検を実施しております。主な内容としては、ガードパイプの劣化による補修、外側線の引き直し、横断帯の設置要望等が学校やPTAからあっております。また、地域からは、渋滞時に横断者が見えにくいため、その安全対策について、網津地区県道交差点への横断歩道設置等の要望がありました。

今後の安全対策としましては、現在、各機関で対応できるハード面、ソフト面の両面について検討を行っており、ハード面では予算の確保等が必要なため、管理者である国や県、警察等へ継続して要望を行いながら、ソフト面では、児童生徒への交通安全教育を通し注意喚起を行ってまいります。結果については、今後担当者会議、推進会議を経て、公表することとしています。

また、次年度以降も子どもたちの安全確保のために、継続して合同点検等を実施し、引き続き関係機関へ要請及び児童生徒への交通安全啓発を行ってまいります。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 芥川幸子さん。

○14番（芥川幸子さん） 御答弁ありがとうございました。今後の安全対策として、千葉県八街市の事故の現場もそうなのですが、ガードレールなどの設置には道路の拡幅などが必要で、すぐに対応は難しいと思います。そういった場所では、最高時速を30キロに規制するゾーン30や、登下校の時間帯は一方通行にするなど、実情にあった対策が求められると思います。子どもたちの安全確保のためにしっかりとした対策をしていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

次の質問に移ります。次は、企業版ふるさと納税の活用につきましてお伺いをいたします。地域活性化に貢献した企業の税負担を軽くする企業版ふるさと納税の制度を使い、企業から寄附を集めようという自治体が増えております。寄附集めには国の認定が必要で、認定自治体の数は本年7月9日時点で1,194、実際に約1年間で2.8倍に急増しております。昨年の春から税の軽減割合を引き下げ、手続きも大幅に簡素化した効果が出てきたからではないかと言われております。自治体側は厳しい財政運営の一助にと期待しているところであります。また、各自治体では企業版ふるさと納税を有効に活用して、様々な事業へと活用を展開しております。

そこで、本市における企業版ふるさと納税の募集に関する取組と、寄附金を活用して実施された事業の内容について、企画部長にお尋ねをいたします。

○議長（中口俊宏君） 企画部長、石本尚志君。

○企画部長（石本尚志君） 御質問にお答えいたします。

企業版ふるさと納税は、国が認定した地方公共団体の地域再生計画に対して企業が寄附を行った場合に、寄附金額の最大9割を法人関係税から税額控除する仕組みでございます。ま

た、地域再生計画とは、地方公共団体が行う自主的かつ自立的な取組による地域経済の活性化や雇用機会の創出など、地域の活力の再生を総合的に推進するため、地域再生法に基づき内閣総理大臣が認定する計画でございます。

本市におきましては、平成29年度に宇土市の未来人材育成プロジェクトとして地域再生計画の認定を受け、平成30年度に2件の企業から130万円、令和元年度には1件の企業から30万円の寄附をいただいております。市内小中学校のICT環境の整備や英語教育の推進に活用しております。また昨年度には、宇土市まち・ひと・しごと創生推進計画として地域再生計画の認定を受け、1件の企業から30万円の寄附をいただいております。宇土マリーナ整備事業に活用しております。

これまで、企業版ふるさと納税に関するチラシを作成し、企業を訪問して周知するなど、市職員や企業誘致アドバイザーにて寄附金獲得を推進してまいりました。今年度からは、更なる寄附金の獲得を図るため、複数の民間企業とコンサルティング契約を締結し、本市と寄附を希望する企業との橋渡し役を担ってもらうことにより、首都圏をはじめとする県外の企業へ、本市のPRや、本市が取り組む事業の情報提供などの働き掛けを積極的に行っています。

今年度コンサルティング契約を締結したことによって、8月末現在において1件の企業から100万円の寄附をいただいております。ジュニアスポーツの推進に活用することとしております。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 芥川幸子さん。

○14番（芥川幸子さん） 御説明ありがとうございました。本市での企業版ふるさと納税の取組、活用状況の確認をさせていただきました。今後も企業への働き掛けなどさらに積極的に行っていただき、寄附金の獲得、そして有効な活用につないでいていただくことを期待いたします。よろしく願いいたします。

次は、昨年6月に引き続きオンライン学習の取組につきましてお伺いをいたします。2019年12月に、文科省がGIGAスクール構想を打ち出しました。これは教育のICT化に向け、全ての小中学生に1人1台の端末環境を実現するという構想であります。当初国は2023年度までに整備を行うという予定でありましたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による自宅学習の需要から、2020年度中に前倒しになったことで、本年4月から多くの学校で1人1台の端末が配備され、本格運用が開始をされております。しかし、学校のICT環境は充実した一方で、学校と自宅とを結んだオンラインでの学習指導を行うための環境整備については、必ずしも十分ではない地域や学校があるように思います。本市もそのような環境に入るのではないのでしょうか。県内においても、各地域、学校の取組状況は

様々であると思います。

そこで、教育部長にお伺いをいたします。まず、県内自治体の現状について。次に、本市における現状と問題・課題及び今後の取組について御答弁をお願いいたします。

○議長（中口俊宏君） 教育部長，山口裕一君。

○教育部長（山口裕一君） 御質問にお答えします。

まず、県内自治体の先進的なオンライン学習の取組についてお答えします。高森町や山江村では、国や県のモデル事業を活用し、1人1台の端末整備が早期に完了しており、テレビ会議システムを使用した双方向授業等が実施されています。

また、熊本市においては、児童生徒用の端末が携帯電話通信規格であるLTE通信に対応していることから、タブレット端末単体で通信することが可能となっており、家庭の通信環境に依存することがないため、動画配信での授業や健康観察を行うなど先進的な取組を実施されています。

なお、宇城市や美里町等の近隣自治体では、本市と同様に、全家庭でのネットワーク環境が整っていないため、一律でのオンライン学習は困難であることから、紙のプリントを配布、学校でドリルを端末にダウンロードして、オフラインで使用するなどの取組が行われております。

また、臨時休校の際に持ち帰り学習が困難な家庭に対しては、学校に登校し、感染拡大防止に配慮した上で、教室や体育館を活用し、オンライン学習を行うということで対応されています。

次に、本市における現状と問題・課題及び今後の取組についてお答えをします。

現状としましては、学校内では昨年度末までに体育館等を含めた学習を行う全教室にネットワーク環境を整備しており、調べ学習や簡易的なソフトの活用等を実施しております。

また、学習以外では全校集会等をオンラインで行うなど工夫を行いながら活用しております。なお、タブレット端末の有害なサイトへのアクセスを制限するためのフィルタリングの設定等は完了しており、家庭へ持ち帰り、インターネットを利用した学習に、使用する準備はできています。しかし、各家庭のネットワーク環境の違いや、特に小学校低学年の児童については、ログインの方法等の習得ができておりませんので、学校や学年に違いはありますが、学校でダウンロードした資料等を活用し、オフラインで端末を使用することや、まず、家庭のネットワークにつないでみることから進めてまいります。

次に、問題・課題につきましては、児童生徒が安全に端末を使用するための知識の習得と、家庭内のネットワーク環境の整備が挙げられます。

知識の習得につきましては、学校で繰り返し学習することで、スキルを上げることができまので問題はございませんが、家庭内のネットワーク整備については、保護者へアンケー

ト調査を行った結果、地区でバラツキはあるものの全体の約15%が未整備であることがわかりました。

また、通信費の負担など、各家庭の事情があることや、その他にも教職員のスキルが大規模校と小規模校ではばらつきがあるなどの問題・課題がございます。

このことから、市内の小中学校が一斉に持ち帰りによるオンライン学習を始めることについては、現状では困難であると考えております。

このため、今後の取組としましては、環境が整うまでの期間、他自治体でも行われているオフラインで活用できる教材の活用や、紙のプリントの配布などにより対応を行っていくことを考えております。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により学校閉鎖などが発生した際には、臨時的な措置として、他市同様に学校のネットワークを利用して教室や体育館を使用した学習を行うとしております。

なお、ICTを活用したオンライン学習の今後の進め方については、学校ごとに進め方があり、全ての学校が同じ方法で進める必要はないと考え、学校ごとに、学校内によっては学年ごとに、準備が整い次第スタートさせる方法を考えております。

このことから、学校へは学校長の判断で、できることから取り組むようにと周知をしているところです。

また、各家庭には、今後のICTを活用した学習を推進していくためにも、家庭の通信環境整備の必要性について、御理解と御協力をお願いしてまいります。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 芥川幸子さん。

○14番（芥川幸子さん） 御答弁ありがとうございました。新型コロナウイルスの感染拡大で、学級閉鎖や休校が懸念されている中、文部科学省は学びの機会の保障に自宅での端末活用は有効で、ルールをつくって保護者に丁寧に説明するなど、環境の整備をしてほしいと呼び掛けております。学びの格差が生じないように積極的な推進とともに、教員の活用力の向上についてもよろしくお願ひしたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

最後に、難病支援眼鏡の購入につきまして質問をさせていただきます。昨年12月議会において質問させていただきましたが、その後全国や県内において、網膜色素変性症などに対応する眼鏡である暗所視支援眼鏡の購入に対して、購入助成が受けられるようになった自治体が増えております。網膜色素変性症は、網膜に異常が出る進行性の病気で、根本的な治療法が確立されておひません。暗いところで見えにくくなったり、視野が狭くなったりするなどの症状があり、4千人から8千人に1人の確率で発症するとされており、国の指定難病の一つであります。同様の症状がある人を主な対象として、暗所視支援眼鏡というものがあひ



ます。暗所視支援眼鏡は装着することで、暗いところでも視野が明るくなり見えやすくなります。しかし、購入費用が高額なため、患者の方の経済的負担が大きいことが課題で、個人の購入には踏み切れていないのが現状であります。本市でも、網膜色素変性症の患者の方の声を聞かせていただきました。是非本市でもそういった方々の声を受け止めていただき、暗所視支援眼鏡を日常生活用具の給付対象に追加していただくことができないか、健康福祉部長に本市の見解をお尋ねいたします。

○議長（中口俊宏君） 健康福祉部長、岡田郁子さん。

○健康福祉部長（岡田郁子さん） まず、日常生活用具給付事業の概要についてお答えいたします。

この事業は、障がい者や障がい児、難病の方に対し、日常生活用具を給付又は貸与することにより、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資することを目的としております。本市では現在、50品目を事業対象としており、障害者手帳の交付時の説明やホームページへの掲載により利用促進に努めております。

昨年の12月市議会定例会でも御質問のありました暗所視支援眼鏡は、指定難病である網膜色素変性症に罹患された方で、暗いところで物が見えにくくなる夜盲の症状がある方に有効な用具とされております。この眼鏡は、高感度カメラで捉えた映像を明るい映像として投影し、暗いところでも自然な色彩で見ることができる機能を持ち、価格は1台約40万円と大変高価な精密機器でございます。

他自治体の給付の状況としましては、まず、天草市が令和元年7月1日より、全国で初めて暗所視支援眼鏡を日常生活用具の給付対象としました。その他県内他市におきましては、天草市を含めて現在6市で給付対象となっており、来年4月に給付開始予定の山鹿市や現在対象者へのニーズ調査を行っている荒尾市を加えると、来年度には最大8市で給付の対象となります。なお、県内だけでなく全国的にも給付の対象とする自治体が増えているのが現状です。

現在、本市においても暗所視支援眼鏡の給付希望者がいらっしゃると伺っており、日常生活用具の給付品に加えることで、障がい者の自立や社会参加を促すなど、日常生活の便宜を図り、福祉の増進につながるのではないかと思います。

以上のことから、今後給付要件などについて、既に給付を行っている他自治体の状況を参考にしながら、暗所視支援眼鏡を日常生活用具の給付対象とする準備を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 芥川幸子さん。

○14番（芥川幸子さん） 御答弁ありがとうございました。

暗所視支援眼鏡を日常生活用具の給付対象とする準備を進めていただくということでござ

います。対象者の方は大変喜ばれると思います。ありがとうございます。

以上で、今回の質問を終わらせていただきます。大変にありがとうございました。

○議長（中口俊宏君） 以上で、本日の質疑並びに一般質問を終わります。

次の本会議は、明日8日午前10時から会議を開きます。

本日はこれをもって散会をいたします。お疲れ様でした。

-----○-----

午前11時53分散会

第 3 号

9 月 8 日 (水)

# 令和3年9月宇土市議会定例会会議録 第3号

9月8日（水）午前10時00分開議

## 1. 議事日程

日程第1 質疑・一般質問

### 1. 福田慧一議員

- 1 新型コロナウイルス感染拡大防止について
- 2 健康診断について
- 3 小中学校の校則について

### 2. 今中真之助議員

- 1 コロナ禍の避難のあり方について
- 2 地域の維持管理について
- 3 新型コロナウイルスワクチンと子どもへの対応について

### 3. 園田 茂議員

- 1 国土交通省による熊本57号笹原トンネル新設工事について
- 2 轟泉水道石管の地中埋設部分の「見える化」について
- 3 宇土市ジュニアスポーツ応援委員会について

日程第2 常任委員会に付託（議案第58号から議案第74号）

日程第3 常任委員会に付託（請願・陳情）

## 2. 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

## 3. 出席議員（18人）

1番 佐美三 洋 君	2番 小 崎 憲 一 君
3番 今 中 真之助 君	4番 西 田 和 徳 君
5番 園 田 茂 君	6番 宮 原 雄 一 君
7番 嶋 本 圭 人 君	8番 柴 田 正 樹 君
9番 平 江 光 輝 君	10番 檜 崎 政 治 君
11番 野 口 修 一 君	12番 中 口 俊 宏 君
13番 藤 井 慶 峰 君	14番 芥 川 幸 子 さん
15番 山 村 保 夫 君	16番 杉 本 信 一 君

17番 村田 宣雄 君

18番 福田 慧一 君

#### 4. 欠席議員（なし）

#### 5. 説明のため出席した者の職・氏名

市 長	元 松 茂 樹 君	副 市 長	谷 崎 淳 一 君
教 育 長	太 田 耕 幸 君	総 務 部 長	杉 本 裕 治 君
企 画 部 長	石 本 尚 志 君	市 民 環 境 部 長	野 口 泰 正 君
健康福祉部長	岡 田 郁 子 さん	経 済 部 長	小 山 郁 郎 君
建 設 部 長	草 野 一 人 君	教 育 部 長	山 口 裕 一 君
会 計 管 理 者	野 田 恵 美 さん	総 務 課 長	光 井 正 吾 君
危機管理課長	東 顕 君	財 政 課 長	上 木 淳 司 君
企 画 課 長	宮 崎 英 児 君	まちづくり推進課長	中 山 好 美 さん
子育て支援課長	山 口 る み さん	健康づくり課長	西 山 祐 一 君
農林水産課長	湯 野 淳 也 君	土 木 課 長	渡 邊 聡 君
学校教育課長	池 田 和 臣 君	指 導 主 事	太 田 黒 保 宏 君
生涯活動推進課長	内 田 雅 之 君	文 化 課 長	淵 上 真 行 君

#### 6. 議会事務局出席者の職・氏名

事 務 局 長	江 河 一 郎 君	次長兼議事係長兼庶務係長	春 木 教 明 君
議 事 係 参 事	永 守 未 和 さん	庶 務 係 参 事	松 本 浩 典 君

午前10時00分開議

-----○-----

○議長（中口俊宏君） これから本日の会議を開きます。

-----○-----

#### 日程第1 質疑・一般質問

○議長（中口俊宏君） 日程第1，質疑並びに一般質問を行います。発言通告があつておりますので，順次これを許可します。

18番，福田慧一君。

○18番（福田慧一君） おはようございます。今回は，新型コロナウイルス感染拡大防止対策と健康診断及び小中学校の校則の問題など，3点について質問をいたします。教育長や担当部長の誠意ある答弁をお願いいたしまして，質問に移ります。

まず，新型コロナウイルス感染拡大防止対策についてであります。新型コロナウイルスは12月から1月の第3波，4月から5月まで第4波のアルファ株が，感染力の強いデルタ株に変わり，全国的に感染が急速に拡大し，政府も新たに8道県に緊急事態宣言を追加し21都道府県に，まん延防止等重点措置の12県，合わせて33都道府県にわたり，収束の見通しは立っておりません。感染者の年代別も第3波や第4波では高齢者や高齢者施設での感染が多く，子どもや若い世代の感染は少なかったわけであります。そのため65歳以上の高齢者を対象に優先してワクチン接種が行われました。第5波のデルタ株が猛威を振るう中でも高齢者の感染割合は減り，代わりに子どもや若い世代の感染が急増し，保育園や学童クラブ，学校などで感染が広がっております。

そこで，宇土市での昨年8月の感染者が出た以降から7月末までと，デルタ株が急拡大している8月の年代別の感染者数と，ワクチン接種の状況について健康福祉部長にお聞きいたします。

○議長（中口俊宏君） 健康福祉部長，岡田郁子さん。

○健康福祉部長（岡田郁子さん） おはようございます。

まず，本市の感染者の状況についてお答えします。熊本県のデータによりますと，本市では昨年8月3日に最初の陽性者が確認され，その時点から本年7月31日までの約1年間の陽性者は合計89名でしたが，第5波とされる本年8月は，僅か1か月間で，陽性者が127名に上りました。

また，陽性者の特徴を比較しますと，第4波までは陽性者に占める10歳未満から30代までの割合が51.7%であったのが，第5波では66.1%に増加したのに対し，70代以上の方が占める割合は，第4波までの13.5%から第5波では1.6%と激減しております。

次に，新型コロナウイルスワクチン接種の状況についてお答えします。昨日9月7日現在，

65歳以上の対象者1万1,374人中、1回目終了者1万583人、接種率93.0%、2回目終了者1万489人、接種率92.2%となっております。64歳以下の方では、対象者2万1,321人中、1回目終了者1万3,328人、接種率62.5%、2回目終了者8,304人、接種率38.9%となっております。

また、市民全体の人口3万6,610人で申し上げますと、1回目終了者2万3,911人、接種率65.3%、2回目終了者1万8,793人、接種率51.3%となっております。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 福田慧一君。

○18番（福田慧一君） 昨年8月から本年7月までの1年間の感染者数が89名に対して、8月はデルタ株の影響で僅か1か月間で127名、1.4倍にも急増しております。高齢者のワクチン接種が進行する中で、高齢者の感染は減り、子どもや若い世代の感染が増えています。デルタ株の感染拡大の中で2学期が始まり、保育園や学童クラブも運営し、保護者も家庭での感染拡大など心配しなければなりません。安全・安心な学校、保育園などの運営について、これまで以上の感染防止対策が必要と思いますが、市の取組について健康福祉部長にお聞きいたします。

○議長（中口俊宏君） 健康福祉部長、岡田郁子さん。

○健康福祉部長（岡田郁子さん） 新型コロナウイルス感染症が全国各地で猛威を振るい、感染拡大に歯止めがかからない状況が続いている中、多くの子どもが集団で活動する保育所、放課後児童クラブ、幼稚園、小中学校等においては、児童生徒や職員等の感染防止に大変苦慮されております。また、全国各地で集団感染が発生していることから、本市においてもその発生を懸念しているところです。

宇土市においては、教職員等による感染拡大を抑止する目的で、夏休み前から、ワクチン接種について市内の保育所及び放課後児童クラブの保育士、幼稚園、小中学校、高等学校に勤務する教職員は、市外在住の職員も対象として優先接種として対応してきました。

これにより、2学期スタート前には大半の職員が既に2回の接種を済まされております。

8月に入って、第5波による感染拡大となっておりますが、保育所、放課後児童クラブについては、8月27日付で各施設長に対し、更なる感染防止に努めていただくため、換気・消毒の徹底、多人数での集会を避ける、飛沫防止のパネルの設置などを周知しており、保護者に対しましては、1、家庭保育が可能な家庭は、できる限り家庭での保育の実施、2、児童に発熱などの症状が見られる場合は、家庭で休養すること、3、家族に濃厚接触者又は陽性が判明した場合は、速やかに保育所や放課後児童クラブに連絡することなどのお願いをしております。

さらに、定員を超えて受け入れをお願いしている放課後児童クラブにおきましては、密集、

密接をできる限り回避するため、施設の拡張などの整備等について、現在関係機関と協議を進めているところでございます。

次に、宇土市立の幼稚園，小中学校におきましては，これまで基本的な感染対策として行ってきた常時換気，手洗い及び消毒や給食時の黙食等の徹底に加え，更なる感染防止対策として，授業時間の時間短縮の実施を行っております。

具体的には，幼稚園については短縮日課を実施，小中学校においては，学校の規模等に応じ方法に違いはございますが，授業時間の短縮を行い，早めの帰宅を促すこととしております。また，中学校における部活動は原則禁止としております。

幼稚園及び小中学校での滞在時間を短くすることで，できるだけ感染リスクを減らすことができるよう実施してまいります。

ただし，今後の感染状況により，学級単位や学年単位など必要な範囲で，分散登校や臨時休業の措置を行うことも考えられます。常時，感染状況に対する危機意識を持ちながら感染対策に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 福田慧一君。

○18番（福田慧一君） 感染防止対策に加え必要なことは，学校や保育園などPCR検査や抗原検査などを定期的に行い，無症状の感染者を早く見つけて保護し，クラスターの発生を防ぐ必要があります。保護者は20代後半から30代，40代と若い世代で家庭での感染を防ぐためにも，ワクチン接種を急ぎ普及しなければ，感染拡大を抑えることはできません。この点どう対応されるのか。また，医療体制につきましても，軽症者は自宅療養ではなく，症状に応じて医療機関で適正な治療が受けられるようにすべきであります。医療体制の充実に対する国からの財政支援も必要であり，市の考え方を健康福祉部長にお聞きします。

○議長（中口俊宏君） 健康福祉部長，岡田郁子さん。

○健康福祉部長（岡田郁子さん） 新型コロナウイルスの感染者が急増している中，無症状の方々に広範囲にPCR検査を行うことは非常に有効であると考えます。しかし実際には，PCR検査を受けられるのは，陽性者の濃厚接触者や，発熱など感染症を疑う事例に限られているのが実情です。

現在，本市では無症状者のPCR検査について，本年6月市議会定例会において福田議員の一般質問の際に答弁しましたとおり，高齢者施設の従事者や介護保険サービスの提供者，新規の施設入所者などを対象として実施しているところです。しかし先ほどの答弁のとおり，第5波による感染者は，これまでと異なり若い世代に多く発生し，とりわけ保育所，放課後児童クラブの児童などで増加しており，クラスター発生の可能性も出てきておりますので，これらの従事者に対する検査体制についても検討する必要があると考えております。また，



ワクチンについては、先ほど答弁しましたとおり、従事者が早めに受けられるよう、夏休み期間中に優先接種として対応したところです。

次に、医療体制につきましては、熊本県において確保、整備することになっており、9月7日現在の病床使用率は、熊本県内で51.5%とかなり逼迫した状況となっております。以前は、無症状でも感染が確認された場合は入院治療が原則でしたが、現在は軽症や無症状の場合は自宅療養となる方が多いようです。東京や大阪などの大都市圏では、感染して肺炎を起こし、呼吸困難のため酸素吸入が必要な容体でも入院できず、自宅療養となるケースが急増している窮状が伝えられております。本県においては、このような状態になっても安心して療養ができるよう、県の宇城保健所等の関係機関と連携して対応してまいります。

以上です。

○議長（中口俊宏君） 福田慧一君。

○18番（福田慧一君） PCR検査についても、国に対して無料でいつでもどこでも受けられるように要望すべきだと思います。ワクチン接種の促進、医療体制の充実、増加など、より一層の努力をお願いしまして、次の健康診断について質問をいたします。

新型コロナウイルス感染症が進む中で、感染防止対策を取りながら健診の受診率向上に努力されていると思いますが、令和元年度と令和2年度の健康診断の実施状況はどうなっているのか、健康福祉部長にお聞きします。

○議長（中口俊宏君） 健康福祉部長、岡田郁子さん。

○健康福祉部長（岡田郁子さん） 令和元年度と令和2年度の健診受診率の状況についてお答えします。

まず、特定健診の受診率は、令和元年度39.7%、令和2年度はまだ確定しておりませんが、暫定値で28.4%となっており、前年比11.3ポイントの減、また、後期高齢者健診の受診率は、令和元年度14.5%、令和2年度は暫定値10.6%となっており、前年比3.9ポイントの減となっております。

次に、各種がん検診の受診率は、令和元年度の胃がん検診は6.5%、令和2年度は4.8%、令和元年度の大腸がん検診は13.6%、令和2年度は11.0%、令和元年度の肺がん検診は13.7%、令和2年度は9.9%、令和元年度の乳がん検診は18.6%、令和2年度は13.6%、令和元年度の子宮頸がん検診は12.1%、令和2年度は9.0%となっており、平均して3.2ポイントの減少となっております。

このように、令和2年度は全ての健診の受診率が令和元年度より低下しました。その大きな原因は、新型コロナウイルス感染症の影響によるものと考えられ、全国的にも同じ傾向にあるようです。本市では、主に健診会場での感染を心配した受診控えと、例年は9月頃までで終了する受診日程を、令和2年度は感染拡大防止のため延期し、健診日程が冬場の極寒期

までずれ込んだことや、例年の健診受診時期とずれないように令和2年度は受診を見送り、今年度の初めに健診を受けようとする方が多かった影響があったものと思われます。

しかしながら新型コロナウイルス感染症は、糖尿病やがん、肥満や喫煙などの基礎疾患や生活習慣病のある人が罹患すると重症化することが知られており、これらの早期発見、改善は大変重要です。そのためコロナ禍にあっても健診受診の必要性は高く、受診を控えることのないよう周知してまいります。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 福田慧一君。

○18番（福田慧一君） 健康診断の状況について、新型コロナウイルス感染症の影響で特定健診が11.3ポイント減り、がん検診も全体の平均で3.2ポイント減少しているということですが、コロナ禍だからこそ受診率を上げ、がんや糖尿病などの基礎疾患を早く見つけ、ワクチン接種などの促進につなげていく必要があると思います。厚生労働省の調査では、コロナ感染者のうち慢性腎臓病やがんなどの持病がある場合、死亡率は全くない場合と比べ5.6倍に上るとしています。コロナ感染から基礎疾患のある人の重症化を防ぎ守るためにも、健康診断の受診者を増やしていくことは大事だと思います。

今後の市の取組について健康福祉部長に答弁をお願いします。

○議長（中口俊宏君） 健康福祉部長、岡田郁子さん。

○健康福祉部長（岡田郁子さん） 各種健診の受診率の向上策についてお答えします。

受診率を向上させるための取組としましては、より多くの方が受診しやすいよう、集団健診の早朝・休日の実施や、特定健診と各種がん検診を同時に受診できるよう複合方式での実施をしております。

今年度は、新型コロナウイルス感染症の影響による過度な受診控えとならないように、新たな方策として、1、市実施の健診、国民健康保険、介護保険のいずれも利用していないいわゆる健康不明者への訪問や、2、昨年度及び今年度の健診未受診者に対する受診勧奨のハガキの送付、3、国民健康保険証の年次更新通知や幼児健診通知書内に勧奨チラシを同封、4、新型コロナワクチン接種会場での受診勧奨ポスターの掲示、5、熊日新聞への勧奨チラシ折込み等の受診勧奨等を実施しております。

さらに、住民の健康受診勧奨の一翼を担う健康づくり推進委員や健康を守る婦人の会へも、地区住民への受診勧奨のチラシの配布を協力依頼しております。

今後も引き続き、コロナ禍での健診実施となることと思いますので、感染防止に努めながら、安心して受診していただけるよう様々な受診勧奨に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 福田慧一君。

○18番（福田慧一君） 健診の受診者を増やすことは、病気の早期発見・早期治療につながりますし、コロナから命を守ることにもなりますし、より一層の取組をお願いをしておきます。

次に、校則問題について質問をいたします。校則の在り方が大きな社会問題になっております。私たちは中高生、保護者、教職員を対象に、全国でアンケート調査を行い、約3,000名から回答が寄せられております。その特徴は、校則をめぐっての苦しみや要求が予想以上に大きいということであります。「校則で疑問に思うことがありますか」に対し、中高生の82.2%、保護者の85.6%、教職員の91.5%が「はい」と答えております。疑問に思う校則は、特定髪型の禁止、靴下の色・長さ・プリントの指定など多くの疑問の声が寄せられております。「校則があることでどんな影響があるか」では、「監視されているようで窮屈」となっています。校則は、学校を運営する上で必要であります。行き過ぎた人権侵害や監視・管理のためであってはならないと思います。校則についての基本的な考え方について、教育長の考えをお聞かせください。

○議長（中口俊宏君） 教育長、太田耕幸君。

○教育長（太田耕幸君） 御質問についてお答えします。

文科省の生徒指導提要において、校則の性質については、学校が教育目的を実現していく過程において、児童生徒が遵守すべき学習上、生活上の規律として定められるものであると明記されております。

また、校則について定める法令の規定は特にありませんが、判例では、学校が教育目的を達成するために必要かつ合理的範囲内において校則を制定し、児童生徒の行動などに一定の制限を課することができ、校則を制定する権限は、学校運営の責任者である校長にあるとされております。

以上を踏まえ、教育委員会としての考えを述べさせていただきますと、校則については、児童生徒の自主性を育むようなものであることを基本に据え、学校や地域の実情に合わせながら定めるものであることから、時代背景や生活様式の変化に柔軟に対応していくことが必要であると考えます。

したがって、校則について疑問や問題が生じた場合に備え、学校内での検討を教職員のみで行うのではなく、生徒会やPTAあるいは学校運営協議会などに諮るなどし、多面から意見を求めながら合意形成を行う体制を日頃から構築しておき、随時見直していくことが重要であると考えております。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 福田慧一君。

○18番（福田慧一君） 校則についての基本的な考え方について述べられました。小中学校

の校則は、それに沿ったものになっているのか、また日頃の指導はどうなっているのか、教育部長にお聞きします。

○議長（中口俊宏君） 教育部長，山口裕一君。

○教育部長（山口裕一君） 御質問にお答えします。

本年7月に教育委員会で実施した校則に関する小中学校のアンケート結果を報告させていただきますと、小学校においては、明文化された校則が存在しない学校が多いものの、学校のお便り等を通じて、児童生徒本人や家庭に対し学校でのきまりを周知しております。内容の一例を挙げますと、服装については標準服の着用、学校生活については、名札の着用などのきまりが記載されたものとなっております。

また、中学校においては、各学校ごとに明文化された校則があり、生徒や保護者へ随時周知を行っております。主な内容を挙げますと、服装における色の指定や頭髪に関する色や髪型に関する記載が多く、小学校よりも詳細な内容となっております。

次に、校則に基づく指導についてですが、小学校においては、始業式や終業式あるいは学級で、髪型及び服装の身だしなみや登下校時のきまり等について、担任や生徒指導担当が声かけしながら指導しております。

中学校においても同様に、校則に違反した場合に、担任や生徒指導担当が本人への指導、必要に応じて保護者への連絡をしながら指導を行っております。また、月に1回生徒会主導で、各学年の担当委員が服装等検査を行っている学校もございます。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 福田慧一君。

○18番（福田慧一君） 3，4の件については、まとめて質問をいたします。教育部長は校則について児童生徒の自主性を育むものであることを基本に据えて、学校や地域の実情と合わせながら定められたものであることから、時代背景や生活様式の変化に柔軟に対応していくことが必要とのことだが、部長の答弁を聞く限り、そのようになっていないと思います。校則に対しては全国的に多くの疑問が寄せられているということから、文部科学省は、全国の教育委員会に対して校則の見直しの通知を出しているが、その要旨とそれを受けて、髪型や服装に対する疑問にどのように対応されているのか、見直しをし改善したのかの点について教育部長にお聞きいたします。

○議長（中口俊宏君） 教育部長，山口裕一君。

○教育部長（山口裕一君） 御質問にお答えいたします

冒頭での教育長からの答弁と幾分重複いたしますが、文部科学省から本年6月に発出された通知によると、「校則は、学校が教育目的を達成するために必要かつ合理的な範囲内において定められるものであり、また、学校教育において社会規範の遵守について適切な指導を

行うことは極めて重要なことであり、校則は教育的意義を有している」と明記されています。

加えて、校則の指導が真に効果を上げるためには、その内容や必要性について児童生徒・保護者との間に共通理解を持つようにすることが重要であり、また、学校を取り巻く校則の内容は、児童生徒の実情、保護者の考え方、地域の状況、社会の常識、時代の進展などを踏まえたものになっているか、絶えず積極的に見直さなければならないとされています。

当該通知を受けて、小学校では、職員会議で必要がないものや子どもに判断させたほうがよいものについて見直しをしております。また、中学校では、生徒の意見を尊重し、生徒会役員を中心に校則の見直しについて意見を出してもらいながら、教師と生徒共同で考える姿勢で臨むような体制を整備したり、保護者からの校則についての意見要望等を聴取し、必要に応じ職員での会議を設けていたり、様々な取組が実施されています。

なお、具体的にどのような見直しを行い改善したかについて、中学校の事例を挙げますと、生徒会で検討を重ねた結果、冬に使用するネックウォーマーの使用禁止を見直し、使用可とした例や、髪型に関する校則の文言が分かりにくいとの保護者からの声を受け、内容を追記し、分かりやすい表現にしたといった例がございます。

生徒自らが主体的に見直しを行うことで、校則は、よりよい学校づくりのために自分たちの力で築き上げていくものとして真剣に考えるきっかけとなり、主体性を養う機会となっております。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 福田慧一君。

○18番（福田慧一君） 文部科学省の校則についての見直しの通知は、「これまでの各学校における学校を取り巻く社会環境や児童生徒の状況の変化に応じて、校則の見直し等に取り組んでいるところである。しかし昨今の報道等においては、学校における校則の内容や校則に基づく指導に関し、一部の事案において、必要かつ合理的な範囲を逸脱しているのではないかといたった旨の指摘がされている。」「学校を取り巻く社会環境や児童生徒の状況は変化するため、校則の内容は児童生徒の実情、保護者の考え方、地域の状況、社会の常識、時代の進展などを踏まえたものになっているか、絶えず積極的に見直さなければならない」としております。部長の答弁ではネックウォーマーの見直しをしたとのことですが、文部科学省の指摘している疑問での見直しはされていないのではないかと、このように感じるわけがあります。

そこで、教育長にお聞きしますが、校則に対する疑問が多い特定髪型の禁止、服装では靴下の色は白、長さもプリントも指定され、スカートは膝まで、下着の色は白など、こうした校則は人権侵害の疑いもありますし、見直しが必要ではないか。そこで一つだけお聞きいたしますが、髪型のツーブロックはなぜ禁止なのか、この点についてお答えをお願いいたします。

す。

○議長（中口俊宏君） 教育長，太田耕幸君。

○教育長（太田耕幸君） 議員御質問のなぜツーブロックが禁止なのかについてお答えいたします。

学校の意見としましては，華美にならないようにするためといった意見がございました。市内の学校で校則にツーブロック禁止が明文化されている中学校は1校で，明文化されていない学校においてもツーブロックは禁止として指導がなされております。明文化されていない学校においてもツーブロックを禁止としたことは，ツーブロックといった髪型が華美であると判断されたためであると考えます。

ところが近年，中学校や高等学校において幾つかの校則について，校則が人権に配慮した内容になっているかという観点からの議論が持ち上がり，それらの校則の見直しが行われております。

そのような中，先ほど教育部長からも答弁がありましたように，文部科学省から校則の見直しに関する通知があり，同日，市内の小中学校に周知しております。

通知の中で，校則の内容は，児童生徒の実情，保護者の考え方，地域の状況，社会の常識，時代の進展などを踏まえたものになっているか，絶えず積極的に見直す旨が示されております。

今後は，繰り返しになりますが，文科省の通知に基づき，ツーブロックをはじめとする髪型やその他の校則について，学校で生徒が主体的に話し合う機会の創出や，PTA等へのアンケートの実施などにより，校則の見直しに対する体制づくりを市内の小中学校に継続して周知してまいります。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 福田慧一君。

○18番（福田慧一君） ツーブロックの髪型を禁止する理由として，華美だからということであります。聞いただけでは分かりにくいと思いますが，字を見れば分かると思います。華やかで美しいと書いて華美と，言葉の意味は贅沢で派手だと思います。しかし，ツーブロックの髪型を見て贅沢で派手だと思うような人は，今の時代いないと思うわけでありまして，教育長もそうではないかと思えます。学校では，教師や生徒，保護者の代表を交えて見直しを進めていくということではありますが，早急に見直しをお願いしておきます。なぜ，時代の進展に合わない校則が見直されないのか。そこには子どもの権利条約の理解が進んでいないと思います。この条約について教育委員会の職員も学校の教職員も，児童生徒もほとんど知らないと思います。ここに問題があると思うわけでありまして。子どもの権利条約は1989年11月，第44回の国連総会において採択をされ，日本は1990年9月に署名，199

4年4月22日に批准をし、5月22日より効力が生じております。これを受け、文部科学省は事務次官名で各都道府県教育委員会、各都道府県知事、各国立大学長など18の教育や行政に関わる団体や機関の長に対し通知を出しております。その一部を紹介しますと、「学校教育及び社会教育を通じて、広く国民の基本的な人権尊重の精神が高められるようにするとともに、本条約の趣旨にかんがみ、児童が人格を持った一人の人間として尊重されなければならないことについて広く国民の理解が深められるよう、学校において教育活動全体を通じて基本的な人権尊重の精神の徹底を一層図っていくことが大切である。」とこのように述べられております。この通知に沿った取組を強くお願いをいたしまして、今回の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（中口俊宏君） 議事の都合によりまして、ここで5分間ほど休憩をいたします。議場内の換気を行いますので、御協力をお願いいたします。

-----○-----

午前10時36分休憩

午前10時40分再開

-----○-----

○議長（中口俊宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑並びに一般質問を続行いたします。

3番、今中真之助君。

○3番（今中真之助君） おはようございます。宇土市政研「志」の今中真之助でございます。

早速ですが質問に入らせていただきます。8月7日から18日までの間、長雨が降りました。時折大雨もあり、潮の満ち引きが洪水や河川決壊に非常に影響を及ぼすことから、いつ満潮を迎えるか常に心配をしていたところでございます。残念ながら他県他市町村ではかなりの被害を受けたところもあり、本市が結果的に被害がなかったからといって、もろ手を挙げて喜べる状況ではありませんが、武雄市など被害の大きかった地域の一日も早い復旧復興を願うばかりでございます。

さて、この間被害は小さかったものの、本市では市内各所に予防的避難所を開設されました。先般広報で、LINEアプリや防災無線でも強く発信されていたことから、情報発信の部分においては、十分に周知ができていただろうと思われませんが、今はコロナ禍であります。避難すべき方々が、どのような行動をとられるかは非常に気になるところであり、時折網田地区の避難所である網田小学校体育館に足を運びましたが、多いときで2人の避難者があり、意外に少なかった印象を受けました。しかしながら、レッドゾーンやイエローゾーン付近に住まう本市の住民はまだかなり多いはずで、昨年9月の台風ではかなり多くの避難者がありましたし、今回も防災無線で「できる限り親戚などの安全な場所で避難を」と誘導してお

られましたけれども、避難が必要な方の中で果たしてどれだけの方が自主避難をし、避難をしなかったのか。避難の現状が出ていれば教えていただきたいと思います。また昨年9月に発生した台風時の避難の検証についても、同じくよろしく願いいたします。総務部長お願いいたします。

○議長（中口俊宏君） 総務部長、杉本裕治君。

○総務部長（杉本裕治君） 御質問にお答えいたします。

最初に、現在実施しております避難所における新型コロナウイルス感染症対策についてご説明いたします。

まず、通常開設する第1次避難所をより広い施設へ変更し、避難者同士が一定の間隔を確保できるように対策をしております。

具体的には、宇土地区は、福祉センターから e c o w i n 宇土アリーナへ、緑川地区は、緑川地区公民館から緑川小学校体育館へ変更しております。

また、網津地区におきましては、現在、網津防災センターを新型コロナウイルスワクチンの接種会場として使用していることもあり、住吉中学校体育館へ変更しております。

さらに、受付時には、問診及び検温を実施し、発熱などの症状がある方に対する別室の確保、また、緊急時の宇土地区医師会災害医療チーム、通称U-MATへの連絡体制など対策をとっているところでございます。

そのほかにも、昨年度から広報等でも周知しておりますように、避難所の密集をさけるため、可能な限り親戚や知人宅などへの避難を優先していただき、避難所へ避難するときはマスクの着用、避難所では手洗い、うがい、咳エチケットなどの徹底をお願いしております。

次に、8月7日から9日にかけての台風及び11日から18日にかけての大雨に伴い開設しました避難所の状況について時系列で御説明いたします。

8月4日に発生した台風9号は、8日から9日にかけて、九州に上陸する可能性があることから、前日の7日に今後の対策を、熊本地方気象台、ウェザーニューズの情報に基づき検討した結果、台風は今後弱まるとの見込みから、対策の必要はないとの判断をしておりました。しかし、台風は弱まることなく、再び8日から9日にかけて九州への上陸が予想されたことから、8日13時に、災害警戒本部を設置。16時59分に、気象庁から暴風・波浪警報が発表。17時ちょうどに、市内全域に警戒レベル3高齢者等避難を発令するとともに、e c o w i n 宇土アリーナ、住吉中学校体育館、網田小学校体育館の3か所の避難所を開設しております。

9日3時56分に、暴風・波浪警報が解除。8時ちょうどに市内全域に発令しておりました警戒レベル3高齢者等避難を解除するとともに、開設していた3か所の避難所を閉鎖しております。この間、避難所には、最大13世帯18人の方が避難されております。



次に、11日から15日にかけての大雨につきましては、11日16時ちょうどに、災害警戒本部を設置。16時10分に、大雨警報が発表されております。17時ちょうどに、市内全域に警戒レベル3高齢者等避難を発令するとともに、ecowin宇土アリーナ、住吉中学校体育館、網田小学校体育館の3か所の避難所を開設しております。17時54分に、洪水警報が発表され、今後も雨が続き、土砂災害警戒情報が発表される可能性もあることから、翌日の12日15時ちょうどに、災害対策本部を設置しております。13日6時に、土砂災害警戒情報が発表。6時30分に、宇土地区・走潟地区を除く地区に警戒レベル4避難指示を発令するとともに、轟公民館を避難所として追加開設しております。

11時45分に、開設しておりましたecowin宇土アリーナを武道館に変更しております。15日10時15分に、土砂災害警戒情報が解除。10時30分に、宇土地区・走潟地区を除く地区に発令していた警戒レベル4避難指示及び宇土地区・走潟地区に発令していた警戒レベル3高齢者等避難を解除するとともに、開設していた4か所の避難所を閉鎖しております。

この間、避難所には、最大9世帯15人の方が避難されております。

次に、16日から18日にかけての大雨につきましては、16日9時ちょうどに、市内全域に警戒レベル3高齢者等避難を発令するとともに、武道館、住吉中学校体育館、網田小学校体育館の3か所の避難所を開設しております。

17日20時35分に、土砂災害警戒情報が発表、20時50分に宇土地区・走潟地区を除く地区に警戒レベル4避難指示を発令しております。また、同日21時頃からU-MATの本多胃腸科内科の本多医師が、当時避難者がいた住吉中学校体育館と網田小学校体育館を巡回して、避難者の状況確認や避難所従事に係る感染症対策のアドバイスなどをいただいております。

18日16時55分に、土砂災害警戒情報が解除。17時ちょうどに、宇土地区・走潟地区を除く地区に発令していた警戒レベル4避難指示及び宇土地区・走潟地区に発令していた警戒レベル3高齢者等避難を解除するとともに、開設していた3か所の避難所を閉鎖しております。この間、避難所には最大5世帯6人の方が避難されております。

なお、翌日19日6時に、大雨警報の解除に伴い災害対策本部を廃止しております。

次に、コロナ禍による避難所への避難の影響についてお答えいたします。

大雨に伴う避難所開設時の避難者数を比較しますと、先月11日から18日までの最大避難者数が最大9世帯15人に対し、新型コロナウイルス感染症が拡大する以前の令和元年7月2日から3日にかけて、警戒レベル3避難準備・高齢者等避難を発令し、避難所を4か所開設しており、そのときは最大避難者数が28世帯38人となっております。

雨量や被害状況にもよりますので一概には言えませんが、避難された方の数字だけを見ま

すと、感染症拡大により避難所への避難を躊躇されている、又は親戚や知人宅などへ避難されていることが考えられます。

次に、避難すべき土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域内に居住している方の避難状況についてお答えいたします。

本市におきましては、土砂災害特別警戒区域内に居住する世帯がおよそ200世帯、土砂災害警戒区域内に居住する世帯がおよそ1,200世帯ほどございます。

今回の大雨による土砂災害警戒情報の発表に伴う避難世帯は、最大時で9世帯となっておりますが、土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域内に居住している方が何世帯避難されたかは把握しておりません。

なお、先月の大雨に伴う土砂災害警戒情報の発表中には、定期的に防災無線による土砂災害警戒の注意喚起の放送を実施しております。

次に、昨年9月6日から7日にかけて九州に接近しました台風10号における対応についてお答えいたします。

台風接近に伴い、6日午前9時に警戒レベル4避難勧告を発令し、9か所の避難所を開設しました。しかし、想定以上の多くの市民の方が避難され、急遽、6か所の避難所を追加開設しております。最終的に、計15か所の避難所を開設し、最大522世帯、1,150人が避難されました。特に、宇土地区の避難所、ecowin宇土アリーナには多くの方が避難されると予想し、避難所従事者を通常の2人から5人に増員して対応しましたが、すぐに隣接する武道館を開設、さらには、宇土高校体育館、市民会館も追加開設することになり、予想以上の多くの方が避難されてきました。

各避難所には、間仕切りやマットなどを活用し、避難者同士が密にならないよう対策を施してはいたしましたが、一部の避難所では定員を超える避難者数となった避難所もございました。

また、避難所に避難された方の中には、避難所がいっぱいで、別の避難所に移動を余儀なくされた方もおられ、避難所の混雑状況の情報発信など、検討すべき課題が残る災害対応となっております。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 今中真之助君。

○3番（今中真之助君） 長い答弁ありがとうございました。結果的に大きな被害がなかったとはいえ、有事に備えて懸命に先の一手を捉える市役所職員には敬意を表したいと思います。今後も、豪雨、台風、地震、様々な災害に備えないとなりません。引き続き検証を重ねて、更なる先手の対応をお願いしたいと思います。

さて、今はコロナ禍であります。非常時とは言えどもコロナは待つてはくれません。避難所でのコロナ対策、非常に気になるところでございます。避難所での新型コロナウイルス感

染症濃厚接触者等への対応や、PCR検査陽性者などが感染拡大を懸念する避難すべき方たちの配慮についてお尋ねしたいと思います。総務部長お願いします。

○議長（中口俊宏君） 総務部長，杉本裕治君。

○総務部長（杉本裕治君） 御質問にお答えいたします。

避難所での新型コロナウイルス感染症対策として、昨年6月定例会で芥川議員の御質問に答弁しましたとおり、避難所従事者向けマニュアル避難所運営の手順書（コロナ対応編）を基に運営に当たっております。

主な内容としましては、受付時の検温、体調などについての問診を行い、もし、37.5度以上ですけれども、発熱等該当があれば、別室若しくは簡易テントへの誘導を行うよう、徹底しております。なお、この簡易テントは、広さが210センチ×210センチ、約2.6畳分で、現在100張準備しており、各避難所に配備しております。

また、昨年9月の大型台風10号のときのように避難者が多くなることが想定される場合は、事前に各避難所で、簡易テントやパーティションを活用し、避難者同士が密にならないような対策をしております。

次に、濃厚接触者等が避難所を利用されるときは、宇城保健所から、本人に事前に危機管理課まで連絡するよう指示がさせていただきます。よって、濃厚接触者等が避難される際には、本人から事前に連絡を受け、避難される避難所において、別室や簡易テントの準備を行い、受付する職員にもフェイスガードや感染症対策用防護服の着用など、避難所従事者の感染症対策も実施しております。また、必要に応じて福祉避難所の開設なども想定し対応することとしております。

さらに、緊急時には先ほど申しました宇土地区医師会災害医療チームU-MATに対応していただくよう、災害協定を締結しております。先ほど答弁しましたとおり、8月の大雨時にはU-MATによる巡回をしていただき、避難所従事者の感染症予防対策など避難所における更なるコロナ対策のアドバイスをいただきました。

なお、これまで、濃厚接触者が避難所に避難されたケースはございません。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 今中真之助君。

○3番（今中真之助君） 御答弁ありがとうございました。昨年台風と今回もコロナ禍の中で、感染対策についても事なきを得ているというふうに思います。できる限りのことはなされているというふうに思うのですが、テントもパーティションも準備をしても使わなければ意味はないです。使われたとおっしゃいますけれども、私が記憶する限り、昨年9月の台風時、網田小、中学、テントもパーティションも設置はされておりました。個人的に準備をされている方はおられました。恐らくバタバタと人が増えていって間に合わなかったの

かなというふうに思います。でもやはりそれでは遅いわけでございまして、だからと言ってこの前の長雨のときのような避難者が少ないようなときは、果たしてどこまで準備をしてよいか、先に予測するのは非常に難しいとは思われます。けれども、願うのは少しでも快適な避難所です。行政としての空振りでもよいから避難をお願いするわけですから、是非避難したくなるような避難所を、コロナ禍に合った避難所を模索しながら改善してほしいというふうに思います。

次にいきます。先ほど自分への質問の答弁で、昨年台風時の検証で「避難所に避難された方の中には、避難所がいっぱいで別の避難所に移動を余儀なくされた方もおられ、避難所の混雑状況の情報発信を検討すべき課題が残る災害対応となりました」という御答弁がありました。これは、予測を上回る方が避難されたから、新しい別の避難所を開設しなくてはならず、移動をお願いしたということだと思えますが、このようなことも含めて多数避難所を開設する際に、どこの避難所が空いているかなど簡単に把握できるアプリケーションが必要ではないかなと思います。そういういろんな自治体が採用しているアプリケーションがありまして、VACAN（バカン）というアプリですが、自治体は無料ですし、台風や今後の災害時に備えて、混雑状況をリアルタイムで可視化できるアプリを導入してはいかがかと思いますが、御見解をお伺いします。総務部長お願いします。

○議長（中口俊宏君） 総務部長、杉本裕治君。

○総務部長（杉本裕治君） 御質問にお答えいたします。

昨年9月6日から7日にかけて九州に接近しました大型台風10号において、先ほど答弁しましたとおり、最終的に計15か所の避難所を開設し、最大522世帯、1,150人が避難され、一部の避難所では定員を超える避難者数となった避難所もございました。

また、避難者の中には、避難所がいっぱいで、別の避難所に移動を余儀なくされた方もおられ、避難所の混雑状況の情報発信など、検討すべき課題が残る災害対応となっております。

これを受け、直ちに議員が申し上げられました株式会社バカンが提供しております、リアルタイムに避難所の混雑状況を可視化したMAP型混雑検知システムの導入を含め、避難所での混雑状況の情報提供について検討をしております。

本市としましては、このシステムの機能面、避難所従事者の負担などを総合的に勘案し、導入を見送った経緯がございます。

今後も、引き続き大型台風の接近等、避難者が多くなることが見込まれる場合は、既存の情報発信媒体であります、市ホームページによる広報をはじめ、プッシュ型の公式FacebookやLINE、お知らせメールによる避難所の混雑状況も含めた情報発信をすることとしております。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 今中真之助君。

○3番（今中真之助君） 御答弁ありがとうございました。検討したけど採用を見送ったと、ほかのツールを活用するということでもあります。それはそれで私は尊重したいというふうに思います。であるならば、是非利用者のストレス、市民のストレスを回避するよう、こまめな更新を心がけてほしいというふうに思います。

それでは、次の質問に移ります。地域の維持管理についてでございます。本市における荒れた山林の状況について、最近荒れた山林が増えてきているように感じます。そのように感じたきっかけは数年前に感じた雰囲気からですが、国土地理院のホームページから昔の航空写真が閲覧できると知り、本市全域を確認いたしました。添付の資料が昔と今の比較であります。2020年頃と書いてあるのは、昨日グーグルマップからスクリーンショットで切り取ったものです。1960年代の写真は白黒で分かりづらいと思いますが、明らかに2007年の写真と比較しても、緑が増えております。この緑の詳細は荒れた山林と推測されます。人が住まなくなった箇所や人が入らなくなった山林かなというふうに思います。それは平野部から人が減ったことで、山間部から平野部に移り住んだ方々や、林業・農業従事者が減り、人が山間部に入らなくなったことなどが原因だと思います。このような土地が増えてしまったことで、イノシシのすみかが増えてしまった要因の一つとなります。

さて、このような荒れた山林、放置された山林ですが、中でも私は特に竹林が気になります。竹の繁殖は強く、切っても切ってもまた生えてきます。根を完全に除去することが難しいからです。また、全く竹が生えていなかった山林や畑などにも一度侵食したら一気に広がります。竹が生えればそこに養生していたスギなどの樹木に影響を与え、成長は止まり、やがて腐っていきます。竹が生い茂っているので土地の登記の地目が山林だと思っていたら、実は畑や宅地ということはざらにあります。このように荒れた山林、特に竹林の現状を市では把握されているか。その現状をお尋ねしたいというふうに思います。経済部長お願いします。

○議長（中口俊宏君） 経済部長、小山郁郎君。

○経済部長（小山郁郎君） 御質問にお答えします。

本市の山林面積につきましては、宇城・上益城の緑川計画区2市6町を包括する区域として平成31年4月に策定した緑川地域森林計画によりますと、本年4月の計画変更の数値になりますが、計画対象の私有林面積が約2,430ヘクタールとなっております。また、平成31年4月に策定された緑川国有林の地域別の森林計画書において、本市の国有林の面積は、約425ヘクタールとなっており、先ほどの私有林面積と合わせた山林総面積は約2,855ヘクタールであり、本市の全面積の約38%を占めております。また、竹林の面積につきましては、山林総面積の約4%に当たる約125ヘクタールとなっており、ここ2年間

で竹林面積は2ヘクタール程度減少している状況です。

次に放置山林の現状につきましては、実際には、どれだけの山林が放置されているかは、把握できておりませんが、本市の林業を主体的に施業されている緑川森林組合に確認したところ、山林所有者の死亡により登記名義変更が行われず、放置してある山林が多々あるとのことです。

そのため、経営管理が行われていない山林を市町村が山林所有者の委託を受け、民間林業経営者に再委託するなど、林業の成長産業化の実現と森林資源の適正な管理の両立を図る森林経営管理制度が平成31年4月からスタートしたことにより、本市におきましても、令和元年度から山林所有者や管理者に対して経営管理意向調査を実施しているところであります。この調査は、所有する山林の経営管理を自ら行うか、又は、本市に委託するかなどの意向を確認するもので、令和元年度の意向調査結果については、網引地区と轟地区の一部の山林所有者等276人に対して調査したところ、約6割に当たる156人の回答があり、そのうちの85人から市に経営管理を委託したい旨の回答がっております。また、回答された山林所有者等の約9割が60歳代以上であることが調査で分かっております。

今後、この意向調査については、令和7年度までに調査の一部を完了することとしております。早ければ意向調査結果を基に来年度から現地調査等を行うことになっております。これにより、山林の現況を把握し、森林経営管理制度を運用して、適正な山林整備を進めることで、放置山林の解消が図られるものと考えております。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 今中真之助君。

○3番（今中真之助君） 御答弁ありがとうございます。調査をされて答えられた6割の山林所有者が市に管理を委託したいという意向をお持ちだということでございます。その調査も本市の一部地域の調査ということで、網田や網津、花園地区を含めると件数は当然増えてくるというふうに思っています。早く手を打てばダメージは少なく済みます。ダメージとは人の手で管理できなくなったり、所有者との連絡が取れなくなったりすることです。そもそも本来は、土地は個人の財産でございますから、個人で維持管理すべきなんです。しかしながら、放置されている森林が多くなり、これは放置してしまう人の価値観の問題でもあるのですが、調査結果からも分かるように、手放す意向を持っている人も多くなっている。これが実態です。また、先ほどの答弁の中では、竹林は減っているということでありましたが、私のイメージでは増えているというふうに思ってしまうんです。宅地や畑に侵食しているのは恐らく含んでいないんだというふうに思います。それを含めると、もっと多いと推察いたします。そういう畑とかに侵入した竹林調査も含めた調査を可能な限り迅速に行って、しるべき対応を取っていただきますようお願いいたします。次に移りたいと思います。

森林環境譲与税についてでございます。森林環境譲与税のこれまでの活用状況と森林環境保全についてお尋ねしたいと思います。経済部長お願いいたします。

○議長（中口俊宏君） 経済部長，小山郁郎君。

○経済部長（小山郁郎君） 御質問にお答えします。

市町村が行う森林整備等に必要な財源を安定的に確保する観点から，平成31年3月に森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律が公布され，森林環境税及び森林環境譲与税が創設されました。

まず，森林環境税とは，個人住民税均等割の枠組みで一人年額1千円を市町村が賦課徴収し，国へ納付する仕組みとなっており，令和6年度から開始されます。

次に，森林環境譲与税は，令和元年度から開始されており，市町村や都道府県に対して，個人や法人が所有する人工林面積等の算定基準に基づき按分されて交付されるものです。本市には，令和元年度に311万4千円，昨年度に661万6千円が交付されています。

本市における森林環境譲与税の活用状況としましては，先ほど答弁しましたとおり，令和元年度から実施しております経営管理意向調査に，この森林環境譲与税の一部を活用しております。そのほかは，今後の森林環境保全等の取組に活用するため，令和元年度に宇土市森林環境譲与税基金を創設して積立てを行っております。基金の現在高は約791万8千円となっております。

今年度は，林地台帳の閲覧用としてタブレットPCの導入及び地図データ上で森林情報が把握できる森林GISを導入しております。これにより，広大な森林の状況や，経営管理意向調査で把握した森林情報を視覚化できるようになり，今後，森林の適正管理に活用していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 今中真之助君。

○3番（今中真之助君） 御答弁ありがとうございました。これまでは調査費用に主に使われて，これからは森林GISシステムやICTへの環境整備に使われるということでございます。基金もきちんと積み立てられているようでございます。平成31年度からの制度で本年で3年目ということです。今後さらに有効に活用されることを願う次第でございます。

さて，次にいきます。森林・山村多面的機能発揮対策交付金を活用した取組についてです。林野庁所管のこの事業は，熊本の場合は熊本県森林組合連合会が窓口で，県内の活動組織の取組を支援しております。市議会議員に就任以降，荒れた森林，特に竹林が多いことを危惧していました。地元の網田が特に心配でございます。他県や他市町村で竹林の整備が進んでいることをうらやましく思っ，本市でもこのような取組が必要ではないかと感じ，連合会を初めて訪ねたのが2年前でございました。そのとき，行政に頼らず地域で荒れた山村を取

り戻すというこの事業目的に感銘を受けました。特に島山の麓である私の実家がある塩屋区の竹林が荒れていますし、これまでも地域住民が結集して様々な事業を取り組んだ経験があった塩屋区で成功したら、まずは網田一帯に広がっていくのではないかとこのように感じ、塩屋区の住民を中心に網田里山保全会という活動組織をつくり、昨年採択を受けまして、本事業に取り組んだ次第でございます。ボランティア感覚ながら費用弁償はもらえる、荒れた山々がきれいに整備されることで、影だった家に日が入り、住民からは喜ばれる。コロナ禍でありながら、和気あいあいとコミュニケーションがとれ、実に素晴らしい事業だと自負しております。上松山区も同時期に採択されて事業に営まれましたが、先日関係者にお尋ねしたところ、同様に素晴らしい事業であったと自負をされておりました。自らの体験ではございますが、私としてはこのような事業を行う団体がもっと増えればよいなど、増えなければならぬと思うわけでございます。

そこで、本事業の市としての評価をお尋ねしたいと思います。経済部長お願いします。

○議長（中口俊宏君） 経済部長，小山郁郎君。

○経済部長（小山郁郎君） 御質問にお答えします。

昨年度の県内における森林・山村多面的機能発揮対策交付金の活用状況としては、22市町村、10市7町5村で、63の活動組織が交付金を活用しておられます。活動の内容につきましては、メインメニューとして侵入した竹の除去・竹林整備、里山林の保全などがあり、サイドメニューとして歩道や森林作業道の開設・改修、資機材の整備、鳥獣害防止柵の設置・補修などがございます。

本市における活用状況としては、昨年度から先ほど議員から御紹介がありました上松山区と網田里山保全会の二つの活動組織が本交付金を活用されておられます。活動の内容としましては、上松山区が五色山を中心に里山林の保全を約13.6ヘクタール、侵入した竹の除去・竹林整備を約6ヘクタール、森林作業道約590メートルの開設・改修及び資機材の導入を行っておられます。また網田里山保全会が下網田町塩屋区において、侵入した竹の除去・竹林整備を約3ヘクタール及び資機材の導入を行っておられます。

本市といたしましては、この交付金を活用して活動組織が自律的に森林整備を行うことにより、今まで手入れができていなかった森林に快適な環境形成を発揮させる取組であり、非常に重要な活動であると考えております。

今後も、本市において、このような活動組織が多く発足されるよう事業の周知を図るとともに、地域コミュニティの再生と持続可能な地域づくりを推進していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 今中真之助君。



○3番（今中真之助君） 御答弁ありがとうございます。多くの活動組織が発足されて、荒れた森林が満たされていくことを祈念いたします。また、御答弁にありました地域コミュニティの再生と持続可能な地域づくりを推進していきたいとおっしゃってくれました。まさに重要なのはそこなんです。地域の活動が維持されれば、行政の手は最小限で済むというふうに思っています。どうぞよろしく願いいたします。

さて、次に移ります。今後の山林と森林環境譲与税の活用についてです。先ほどの交付金は林野庁主導では、あくまで最初の3年間です。その後は完全に自力で行わないといけません。止まってしまえばまた数年経てば最初の荒れた山林に戻ってしまうというふうに私自身恐れています。是非ともそれは避けなければなりません。

そこで、先ほど尋ねた森林環境譲与税の活用です。熊本市をはじめ他市町村では、森林環境譲与税を里山保全隊の活動組織の継続支援に活用されたり、検討されているようであります。調査を終えたのち、若しくは同時並行でこのような活動組織を支援するような基金の使い方はできないのか、お尋ねしたいと思います。経済部長お願いします。

○議長（中口俊宏君） 経済部長、小山郁郎君。

○経済部長（小山郁郎君） 御質問にお答えします。

森林・山村多面的機能発揮対策交付金につきましては、その採択要件の一つとして、対象の活動組織は会費の徴収等により財政基盤が確保されており、自律的に活動できる組織であることと規定しており、今後も継続して活動ができる組織であることが前提とされております。

周辺自治体の中で、熊本市は、森林環境譲与税を活用して、森林整備等に対して資機材の貸し出しなどの事業を実施しておられますが、現在、本市においては、森林作業道の整備に関して一部の補助は行っているものの、森林整備の維持管理等に対する補助・助成の制度はございません。

本市といたしましても、森林・山村多面的機能発揮対策交付金の交付対象期間が事業開始年度から3年間であり、現在活動されている組織に対する継続的な支援は必要であると認識しておりますので、今後、県内自治体の森林環境譲与税の活用事例の情報収集に努め、それを踏まえて本市の実情に即した事業サポートを検討してまいります。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 今中真之助君。

○3番（今中真之助君） 御答弁ありがとうございます。ちなみに言わずもがなであります、竹林整備は土砂災害からも守ることになります。人為的な土砂崩れは除きまして、竹の根は浅いですし、昨年も伐採していて感じたのは、枯れた竹があるところは土がスカスカになっています。減災対策の上でも竹林整備は急務だというふうに思います。それから、今も網田、

網引、網津の山から見下ろす風景は美しいですけれども、1960年代のあの航空写真、景観的にもあの頃に戻りたいなというふうに思います。簡単にはいかないと思いますが、千里の道も一歩からです、どうぞよろしく願いいたします。

さて、2番目の質問の最後でございます。現在行政区を中心に行われている区役でございます。個人では手に負えなかったり、地域で共同利用されている道や場所の草払いや清掃などが主な内容になります。この区役が、以前のようにできなくなっている行政区が少しずつ増えてきているのではないかと。また、できたとしても回数が減ったり、草刈りや清掃をする場所のエリアを狭くすることを余儀なくされているのではないかと、地域を回ると感じますし、よく悩みを聞くようになりました。自分の地域は自分たちで管理をしてほしいというのが行政の立場であるのは理解していますが、過疎や高齢化が進行している現状、本当に見るに堪えない現状があるのも事実です。放っておけば先ほどの質問にもあるような手が付けられないような状態になってしまい、結局行政の手に委ねられ、維持管理が高額になってしまう恐れがあります。いや、恐らくこれまでもそういう手が付けられなくなり、行政が業者に委ねてしまう事例は多くなってきているのではないのでしょうか。先日、網田地区の東、清水を通りこして網引越えをして、不知火町に出ましたが、以前は離合できていた道も、片側一車線を走るのがやっとでした。両サイドに木が生い茂っているからです。恐らく以前は持ち主や地域で維持管理できていたものと思われれます。このような場所は恐らく特例ですが、行政区が成り立っている今のうちに、区役をする際に強力なサポートができないかと思うわけでございます。

そこで、行政区などで行われている区役の現状と今後の対策についてお尋ねいたします。建設部長お願いいたします。

○議長（中口俊宏君） 建設部長、草野一人君。

○建設部長（草野一人君） 御質問にお答えします。

集落内の道路や水路の除草、泥上げなどの清掃活動、いわゆる区役については、以前は、各地域において行われていましたが、近年の人口減少や高齢化に伴い、地域での作業が難しくなり、年々、市への作業依頼が増加している状況です。

しかし、市が管理する道路や水路などの公共施設は多く、道路の除草においては、交通量の多い路線や草が生い茂り、見通しが悪いなど、通行に支障がある箇所を優先して作業を行っております。また、水路の除草や泥上げにおいても、草や土砂の堆積で、排水機能が低下した所から優先して作業を行っており、全ての依頼に応えられていない状況です。

このようなことから、集落内道路の除草や水路の泥上げなどの日常の維持管理については、可能な限り区役での対応をお願いしているところであり、市といたしましても、地域での負担を軽減するため、必要に応じてバックホウ、ダンプトラックなどの建設機械やオペレータ

一等の提供を行っているところです。

しかし、先ほども申しましたとおり、近年の人口減少や高齢化に伴い、区役での対応が難しくなってきました。少しでも地域の協力を得やすくするため、負担の軽減につながる対策などについて、他自治体の取組状況を参考にしながら今後検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 今中真之助君。次の質問に入る前に、大体40分ぐらいになりましたので、換気のために休憩したいと思いますので、いいですか。

○3番（今中真之助君） ちょっと待ってください、一つだけいいですか。

御答弁ありがとうございます。サラリーマン家庭が増えたり、近年生活スタイルも変わって、中心地でも若い方に区役に出てきてもらうのが難しくなっている現状もあると推察いたします。若い人たちにも地域の維持管理に関わってもらうために、支援する条件に一定数区役に若い人たちを加えることを付帯条件にしてもよいのではないかと思います。以上検討をお願いしまして、それでは休憩後、次の質問にいききたいと思います。

○議長（中口俊宏君） ここで換気のために、暫く休憩します。午前11時30分から会議を開きますので、よろしく願いいたします。換気の協力をお願いいたします。

-----○-----

午前11時25分休憩

午前11時30分再開

-----○-----

○議長（中口俊宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑並びに一般質問を続行いたします。

3番、今中真之助君。

○3番（今中真之助君） 引き続き、最後の質問に移らせていただきます。新型コロナウイルスワクチンと子どもへの対応についてでございます。先ほど福田議員の一般質問もございました。その後にPCR検査を拡大しようとワクチン接種を加速させろという質問の後に、全く真逆の意見を述べさせていただくことになります。大変恐縮なんですけれども、ワクチン慎重派の私が、子どもへのワクチン接種を反対する理由はただ一つです。危険だからです。政府がどう言おうとマスコミがどう言おうと、どんなにお金の臭いがしようも命に別状があるものを子どもに接種させることは断じて反対いたします。前回6月議会で専決議案に反対させていただきましたが、それから2か月半様々な数値的根拠が上がってきております。それは次の質問に触れさせていただきますが、本市では、ワクチン接種を国が接種を推進しているから実施しているのか、市長の責任のもと、推進しているのか、市の考えを尋ねたいと思っております。市長お願いいたします。

○議長（中口俊宏君） 市長，元松茂樹君。

○市長（元松茂樹君） お答えいたします。

新型コロナウイルスワクチンは，感染拡大，重症化予防の切り札として，全世界において接種が推進され，国内においても接種が進められています。先ほど，福田議員の御質問にも健康福祉部長が答弁しましたとおり，本市においても，PCR検査陽性者全体に占めるワクチン接種を終えた年代の方の割合は明らかに減少しております。その効果については一定の評価をしているというところです。これまで宇土地区医師会ほか関係機関の多大なる御協力を得ながら，大きな事故もなくワクチン接種を実施してまいりました。しかしながら，8月以降，国からのワクチン供給量が減少しているため，接種を希望している市民の皆様ご予約枠を設定できない期間もあり，御迷惑をお掛けしたところでございます。

12歳から15歳の子どものワクチン接種に関しましては，9月中旬に接種券を発送し，希望される方は9月下旬から接種を受けられるという予定でございます。また，子どもの接種会場については，一人一人の健康状態をしっかりと見守ることが必要と考えまして，学校やこれまでやってきた集団接種会場ではなく，各医療機関において，個別に保護者同伴での接種を考えているところであります。

子どもへの接種については，その安全性を懸念する声の一部にあることも承知しております。広報うと8月号に，公益社団法人日本小児科学会の新型コロナワクチンに関する考え方の一部抜粋を掲載しておりますが，同学会では，12歳以上の子どもへのワクチン接種は意義があると考えた上で，接種に当たってはメリットとデメリットを本人と養育者が十分に理解していること，接種前・接種中・接種後にきめ細やかな対応を行うことが前提であるとしております。このワクチン接種については，あくまでも任意接種でございます。強制の接種はもちろんいたしません。このような小児科学会等の見解を参考にさせていただいた上で，接種を受けるかどうかを御判断いただきたいと考えております。

以上です。

○議長（中口俊宏君） 今中真之助君。

○3番（今中真之助君） 御答弁ありがとうございます。このワクチンに関してですが，なぜ慎重派と推進派に分かれてしまうのか，自分なりに考えてみました。推進派は，基本情報がテレビなんです。政府が言っているそして自治体が言っている，職場の社長が言っている，そして周りが争奪戦のように急いでいる。このような光景を見て接種する動きになっているんだというふうに思います。一方慎重派は，情報はほとんどネットからです。デマもありますから，信頼できる人や団体の情報を読み取ります。様々なエビデンスから，やはりこれは危険なんだという判断になります。どちらも自らの命を守る行動には変わりなく，接種は義務ではなく自分で選択できる権利となっています。さらに，政府やテレビメディアは，都合

のよい情報しか出しません。嘘をついているわけではございませんが、誇張して報道する傾向があるのはテレビメディア。これは今に始まったことではありません。だからきちんと厚労省などがホームページなどでエビデンスを公表しているにもかかわらず、隠すものだから慎重派はますます気になるわけです。政府、マスコミ嫌いになってしまうわけでございます。もちろんネットの情報にはデマもあります。突拍子もないデマもあります。それを選別する能力は確かに必要です。しかし、それはテレビも同じです。

さて、このワクチンは現在治験中です。人体実験中です。なので、厚労省分科会などで治験データが公表されています。それを見ていきたいと思えます。資料をお願いいたします。

まずは出していただいたのは、新型コロナウイルス感染症の拡大発生等ということで、8月18日時点でございます。重症者の割合でございます。ちょっと小さいので拡大をして見ていただきたいんですけども、やはり若い世代ほど重傷者は少ないというデータになっております。その次の資料ですね、これもちょっと字が小さいですけども、インフルエンザワクチンと比較したこのファイザー社のワクチン、モデルナ社のワクチンを比較した資料がございます。インフルエンザワクチンは、主だったように安全性が担保されているものでございます。毎年5,000万回から6,000万回接種されても3人から5人の死亡者にもかかわらず、ファイザー、モデルナ社のワクチンは、現在ムラがちょっとありますけれども、7,000万回、8,000万回ぐらい接種されて1千人近くの人がお亡くなりになられている。これも若い人が少ない理由は若い人にはまだ接種が行き届いていないからだというふうに思えます。

最後に、陽性者数と死亡者数を見てください。コロナウイルスに感染して、よくテレビでは感染者ということで報道があります。実際は陽性者ですね、陽性者の報道がありますが、若い人が感染をして拡大をさせているんだとか、若い人でも重症化になるというふうにあります。数としては限りなく少ないですね。それを誇張して報道するのがテレビメディアです。確かに若い人も亡くなっていますが、この死亡率にしてみれば本当に僅かになっております。ちなみに10代以下の死亡者はいません。これは紛れもなく厚生労働省が出しているデータでございます。

時間もありますので、以上のこのデータを見て、先ほど御答弁いただきましたけれども、このようなエビデンスを確認した上でどう考えるのか。それでもやはり子どもにワクチンが必要なのかを市長に尋ねたいと思えます。よろしく申し上げます。

○議長（中口俊宏君） 市長、元松茂樹君。

○市長（元松茂樹君） お答えをいたします。

まず、全体的なことから申し述べますけれども、新型コロナウイルス感染症は一昨年から世界的に流行しました。今月6日現在、全世界の感染者数は2億人を超えております。また、

感染による死者数は456万人に上っているということです。WHOはパンデミックと位置づけ、ワクチンは発症を予防し、重症者や死者の発生を減らすことができるとして接種を推奨しております。実際にワクチン接種率が高い国では感染者数が減少し、国民に対する行動制限の緩和につながっているところでございます。

国内では、今年2月から本格的に新型コロナワクチン接種が始まりました。今月7日現在、全国民の48.3%が接種を終えています。厚生労働省によると、このワクチンの発症予防効果は約95%とされており、大変有効な予防手段であると期待をされています。現在、感染が拡大しているデルタ変異ウイルスは、感染力の強さから、ワクチンの効果は従来株と比較すれば少し弱いとされていますけれども、重症化への予防効果は期待できるとされています。

本市としましては、先ほど、福田議員の御質問にも答えましたように、デルタ変異株による感染者が急速に増えている中、これをくい止めるには、ワクチン接種しかないという強い思いを持っております。このため引き続き、感染予防に努めていただくよう呼び掛けるとともに、市民の皆様を守るため、接種を希望する方がおられる限り、ワクチン接種の推進に取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、御提示いただいた資料を基にどう考えるかということでございます。私も今日朝これを見たものですから、まともなことを言えるかどうか分かりませんが、ワクチン接種後のほうが死亡者が多いというお話だったかと思えます。先ほどこの資料によると39歳以下の死亡者数、これはワクチン接種後、死亡数と書いてありますけれども、これは死亡の可能性のある数だと思えます。そういうことだと思えますが、死亡の可能性のある報告が39歳以下で12件であると。最後のページに書いてありますけれども、この同時期の20代から30代の実際死亡された方は37人であると。数として多い少ないとこれは比べれば悪いと思うんですけれども、そのワクチン接種のほうが危ないんだということには私はならないと理解をしております。

いろいろ私も考えてきました。私なりの気持ちを余り型通りのことではいけないと思いますので、私なりの考えを少し述べさせていただきます。お時間いただきます。デルタ株が流行する前の話をさせていただきますが、新型コロナウイルスは若者には感染しにくいと言われておりました。その頃からワクチン接種が進められてきたわけですが、従来株、第4波までで言っているのか分かりませんが、今年春ぐらまでの流行と現在の第5波デルタ株の流行では、ワクチン接種の必要性が大きく変化したと私は思っております。特に、若年層にその傾向が顕著だと思っております。私も以前は今中議員と同様に、若者は無理して接種しなくてもいいというような思いを持っておりました。これは事実でございます。これは、ワクチンによる重症化の予防率は高いとされてきましたけれども、感染予防の効果に

については、明確なことはまだ言われていなかったということがあります。そしてまた、感染のリスクとワクチン接種をした後の重度の副反応リスクを比較した場合に、ワクチン接種のリスクは高いのではないかと思っていたから、そういう考えをしておりました。しかし、今年の夏以降でございますけれども、このデルタ株が流行し出してからは大きく考えが変わりました。感染力が驚くほど強い。注意はしていても簡単にクラスターになり得る。家族などのようにマスクを外して同居をしていれば、感染は避けられないほどの状況がこの現在のデルタ株だと思っております。感染者も爆発的に増えております。知り合いが感染したという話も頻繁に聞こえるようになってきました。いよいよ身近に迫ってきたという不安も増大してきたのが現在でございます。

一方で、ワクチン接種が進んでまいりました。議員がおっしゃるように副反応のこともあります、心配ももちろんありますけれども、ワクチン接種が進んできて分かったことは、感染をした場合の重症化の予防効果、重症化を防ぐ効果がもともと高いと言われておりましたが、感染の予防効果も一定数あるというのがはっきりしてきたと思っております。これが長く続くかどうかは別です。少なくとも今の段階で、ワクチンを打っている人のほうが感染しにくいというデータは出ていると思っております。そのような状況の変化を受けて、今では若年層であってもできれば接種していただきたいと思うようになったということです。

世論調査によっても、ワクチン接種を希望する若者は増えています。これは今中議員がおっしゃるように、誘導されているのかもしれませんが、実際に増えております。東京都の調査です。今年2月末のアンケート調査がっております。7月中旬にまた同じようなアンケート調査があつて、その結果を御紹介します。ちなみに7月調査は男女別に数字がでっておりますので、これをまとめた男女の平均として言わせていただきますと、20代で接種する又は恐らく接種すると答えた人が、2月では62%、7月では男女平均になります。83.1%、30代では65.2%が79.1%、40代では69.2%が87.3%に跳ね上がっております。10代は2月の調査に含まれておりませんが、7月調査の結果だけでございますが77.8%の人が接種を希望されております。このような接種希望者の増加理由として考えてみました。先ほどマスコミの誘導という声もあると思いますが、若い人ほどネットは見ます。ネットの情報にも左右される世代であると、そういう人たちが多く打ちたいと思ってきているということも一つの要因だと思いますけれども、今回のデルタ株の第5波の影響、感染が急拡大しております。これは東京だけではなく熊本も一緒、宇土市でも一緒でございます。この状況が当分続くであろうという雰囲気は今出てきているなど、これが一つ。デルタ株は従来株と比べて、若年層にも例外なく感染が広がっているということ。そして、若いから自分は感染しないと言える状況ではなくなってきていると感ずるであろうということです。高年齢層以外でも感染後の重篤な例が増えており、1人の感染が結果として周囲に

対して命に関わるようなことを含めて、大きなリスクを与えてしまう可能性があるとの認識が広まったこと。こういったことではないかなと思います。ほかにも理由はあると思います。これは私が考えて増えた理由、まともな理由で増えた理由として考えたことです。

繰り返しになりますけれども、従来株による第4波までとデルタ株によると思われる第5波とでは、将来の見通しを含めて状況が大きく変わってきている。これは間違いないことだと思います。それが若年層のワクチン接種希望を押し上げているのかなというところです。

一方で中高生に関して申し上げさせていただきますと、学校の教室という密状態で過ごす時間がものすごく長い、これは当然のことです。必然的にクラスターのリスクが高くなります。このような感染のリスクを背負いながらの生活の中で、万が一感染した場合の重症化リスクとワクチン接種の副反応による重症化リスクを比較して、じゃあどうなんだということになるかと思いますが、単純にそこだけで判断しているのではないと私は思っております。もちろん命を軽視しているというわけではありません。中高生はこれから受験や就職という人生の分岐点に差しかかる年代です。大事なそのときに、例えば受験のときに感染して試験を受けられなくなるとか、そういう意味でございませぬけれども、大事なそのときに感染してしまうというリスクを減らしたいと思われるのは当然の流れ、自然の流れではないかなと思います。インフルエンザも同様に冬場になると、高校生とか受験前の子はかなり多く打ちませぬけれども、それと同じような部分もあるのかなと思います。

とはいえ、今中議員が御指摘されているように、ワクチン接種にリスクがあるのは、これはもう事実だと私も思っております。しかしながら、宇土市役所に医療の専門家がいるわけでもございませぬ。市独自のデータや考え方を、宇土市独自で考えて出すこともできないのが実情でございませぬ。そういうことでございませぬので、やはり私たちは国が保障してやっているこのような事業を、やはりそれを信じないで何を信じるのかというのが、素直な気持ちでございませぬ。そういう意味で、市として国からの情報に対しては、できる限り分かりやすく紹介して、これまでも紹介してきたつもりではございませぬが、さらに子どもたちの接種も始まります。希望すればできますので、丁寧にやっていかなければならないなと考えているところでございませぬ。対象の方はそれらの情報を是非御覧いただいて御自分で決めていただく、これは家庭の状況もあると思います。家庭にお年寄りがいないとか、例えば家庭に妊婦さんがいるとかになったら、やはりほかのことにも影響を及ぼすので、そのようなことも含めて考えていただきたいと。完全に安全だとは思ってございませぬ。ただ、リスクを考えた場合、重症化と死亡、ワクチン接種後の副反応、それだけのリスクの評価比較でいいとは私は思ってございませぬ。今後も希望をされると言われる方がいらっしゃる限り、市としてはワクチン接種を進めてまいりたいと思います。

以上です。



○議長（中口俊宏君） 今中真之助君。

○3番（今中真之助君） 市長，御答弁ありがとうございます。市長の思いは十分つかみました。今の市長のお話を受けて，自分の意見を述べさせていただきたいと思います。

まず，確かに死亡者数と断定したと，これは間違いですね。因果関係は確かに認められておりません。ただ，ワクチンを接種して直後だったり，4日以内に亡くなられた方の数字なので，これが特に若い人とかは，そんなに突如亡くなることあるのかなというふうに疑いたくなるわけでございます。それから，受験の話もありました。それを私の子どもが受験はまだほど遠いので説得力はないかもしれませんが，コロナだけにそのデルタ株が強いからということもあるかもしれませんが，コロナに感染することを避けるがためにワクチン接種して，ただデータとしてワクチン接種して重篤な症状だったり，死亡するケースもある。これは両極端なんですけど，もう少し全体を見てどっちを採るかということなんですけど，やはり健康を第一に，あくまでもコロナは一つだという方を捉えて，その受験のときは，感染せんでよかった，ワクチン接種したもんねと。ところがその後なんです。何かしら病気になって命を落としてしまうかもしれない。そういうことはやはり避けたい。その要素が含まれているワクチンなんです。それから，感染拡大が爆発的に広がっているから，接種する意思を持ったという御答弁もありましたが，実際ワクチンが最後の砦だとかこれしかないわけではないんです。実際，厚生労働省が認めているイベルメクチンというものがあります。これを言うといろいろ消されて，YouTubeにも上がるでしょうけど消されるらしいですが，イベルメクチンは感染症の研究者北里先生がつくられた大学の博士でございます大村先生がつくられた。ノーベル賞も受賞され世界に広がっているものでございます。これを投与をなぜしないのかというところをやはり疑問を持つべきかなと思います。ちょっと時間ないので，それはちょっと僕の意見ですけれども，後でもちょっと触れますのでお待ちください。

このようなワクチンをはじめ，危険な行為というのは大人もしたくありませんし，逆に子どもにはさせたくありません。次の資料を見てください。大阪の死亡者数とロット番号別死亡者数です。やはり危険なんです。大阪が結構爆発的な感染者があるので，比較をさせていただきたいんですけれども。これは大阪府が出していたやつを3月から6月を抽出して表にしたものです。平成30年から令和元年に増加した死亡者は209人。令和元年から令和2年にかけて亡くなられた方たちが400人ということで，これだけの差があるんですけれども，令和3年においては3,582人と突出しています。これを普通に見れば，コロナで亡くなった方がこんなに多いのかと思われるかもしれませんが，令和3年の3月から6月のコロナ死者は大阪府が1,588人です。それ引けば2千人という形になります。ちなみに令和2年は150人ぐらいで，それを引けば250人ぐらいになりますので，2千－250を

すると、令和3年のあることを通じて亡くなられた数になります。あることというのは、先ほどから話している数です、ちょっとあえて言いません。

そして次の資料ロット番号別死亡者数の数でございます。ロット番号、これは世間が気になり出したのは、モデルナのものでございますけれども、金属の小さなものが入っているということで、3人の死亡例が確認されたということがテレビでも報道がありました。そこでロット番号というのが話題になったんですけれども、これがロット番号別死亡者数でございます。要は、当たりはずれがあるんです。たまたま今年接種しているのが当たりになるのかはずれになるのか、これは分かりません。そういうのも含めて治験中でございますから、これは致し方ないことなんです。まさにこれはロシアンルーレットでございます。私は、子どもにロシアンルーレットはさせられません。若しくは自分もしたくないです。小学生や中学生に参加するかどうかあなたの自由だとおっしゃられていますね。参加したらコロナに重症化しない特典をあげようと、参加しなくても重症化しないのに、参加しないと重症化するとうそを言う。これは私にはできません。もしそれでも来週接種券を発送し、門を広げれば誰か1人でも重症化するのを認められたら、即やめてほしいというふうに切実にお願いしまして、次の質問に移ります。

コロナに関する情報発信です。まず接種するもしないも自由であるのに、まだ接種を促されておられます。接種率の公表がまさにそうですし、この不安をあおるのが新規感染者の発表もそうです。年齢や性別、職業以外の情報はよく分からなくなっているのに、ただ不安をあおっているだけのように感じます。厚生労働省が公表している治験データを私は出すべきだというふうに思っています。接種しない選択も公平にあるわけですから、どんどん接種しない選択をしている人は、ほとんど孤立になっております。また、高齢者はテレビと自治体からの情報が全てでございます。それはホームページなどを更新されていて気づかれています。高齢者がネットは不得意だということを感じられているというふうに思います。厚生労働省が出しているネットでしか拾えない情報をそしゃくして私は自治体が出すべきだと思います。テレビが出さないんだから、何も情報を知らされずに亡くなっている命があるんです。しっかりやってほしいと思います。検討してくれるのであれば、例としては大阪府泉大津市のホームページ、これを参考にしてください。かなりしっかりされた情報を発信されております。

あと文言の正確性ですね。本市はPCR検査で陽性と出た場合、感染者として発表しております。その人は本当に感染しているのでしょうか。私ほうそは言うてはいけないと思います。PCRはアメリカのキャリーマリス博士という方によって発明された技術で、ノーベル賞も受賞されております。残念ながら2019年にお亡くなりになりました。現在、新型コロナウイルスに感染しているかどうかを検査する初期検査として、PCR検査が行われて

おりますが、その博士はPCRを感染症の診断に用いてはならないと言っておられていたようです。途中ちょっと時間の関係で省きますが、このPCRでは、インフルエンザ、マイコプラズマ、アデノウイルス、RSウイルス、クラミジアなどに反応する可能性の記載が実際あるということです。ですから、要は、このPCR陽性＝新型コロナウイルスに感染ではないということになるんですね。先ほど福田議員の質問で、PCR検査で濃厚接触者に検査することは有効だという答弁はありましたが、残念ながらこれは誤りということになります。ですから、そこに気づいている自治体というのは、表現を改めています。周りがそう表現しているからではなくて、そうだと思ったら表現を直してほしいなというふうに思います。容易に得られる情報や与えられる情報だけを鵜呑みにするのではなく、自ら情報を収集して、そしてそれが正しい情報なのかを自分で判断する必要があるのではというふうに思います。くどいようですがワクチンは一つの選択肢です。先ほどイベルメクチンで言いましたが、それも一つの選択肢。決してワクチンは最後の砦でもない、最後の砦といった総理大臣は先日お辞めになられました。先ほど市長答弁にもありました、これしかないというわけでもございません。それは明確に否定させていただきます。ワクチンありきではなくて、発症した後にどうすればよいか安心感を与えるべきではないかということでもあります。30分が経ちました。是非このワクチンを接種しない人にも、そして接種した後で何かしらの副反応とか後遺症がある方、そういった方にも真剣にフォローをしてほしい、そういった市を目指してほしいとお願いしまして、最後ちょっと三つほど質問ができずに終わってしまいましたが、私の一般質問とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（中口俊宏君） 議事の都合によりまして、午後12時5分から会議を開きますのでよろしくお願ひします。議場内の換気を行いますので、御協力をお願いいたします。

-----○-----

午後0時02分休憩

午後0時05分再開

-----○-----

○議長（中口俊宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑並びに一般質問を続行いたします。

5番、園田茂君。

○5番（園田茂君） お疲れ様でございます。ワクチン注射を2回打ちまして、現役ばりばりに頑張っています、無所属の園田茂でございます。大変お腹も減っているとは思いますが、最後の質問者です。簡潔に質問いたしますので、よろしくお願ひいたします。9月に入りまして台風の季節となりましたが、何とか今年も大事だけを願ひ、質問を始めたいと思います。

まず、国土交通省による国道57号笹原トンネル新設工事について伺います。高規格道路の工事も目に見える形で着々と進んでおりますけれども、今年2月23日から令和5年1月31日までの工事期間で笹原トンネル土砂の搬出が行われますが、最近ではダンプの往来も多くなってきていると感じております。特に今年12月頃からトンネルの本格的な掘削作業に伴い、一日に100台ほどのダンプトラックが、南部農免道路から椿原町、高柳町から走潟を通るルートで搬出されますが、それに伴い、粉じん、振動、道路陥没等の問題が出てくると思われませんが、沿線住民への配慮また説明が必要と思われれます。市としての対応について伺います。建設部長お願いします。

○議長（中口俊宏君） 建設部長、草野一人君。

○建設部長（草野一人君） 御質問にお答えします。

まず、国土交通省で整備が進められています高規格道路熊本天草幹線道路の仮称笹原トンネル新設工事についてですが、今年2月に契約が行われております。

現在、トンネル工事のための仮設備ヤード等の整備が行われているところであり、今年12月頃から本格的にトンネルの工事が始まる予定です。

トンネルの掘削においては、大量の土砂を搬出するため、議員の御質問にあるように、多い期間で一日当たり100台程度、往復で200台程度のダンプトラックが、宇土市内の一般道を通行することになります。

運搬ルートとしましては、宇土南部農免道路から椿原町、高柳町、大曲踏切を經由し、国道501号、宇土北部農免道路を通り、高規格道路の仮称城塚インターに運び込まれるルート及び大曲踏切から国道57号を通り、仮称網田インターに運び込まれるルートの2通りとなっております。

議員御質問の地元住民への説明と市の対応についてですが、まず、地元住民への説明としましては、今年5月にトンネル工事の請負業者から椿原区と高柳町区の道路沿線の住民等に工事説明の資料が配布されております。また、10月には、国土交通省において椿原区の役員の方々に説明が行われる予定となっており、土砂の運搬ルート上の行政区長に対する説明についても、今後、検討されることとなっております。

次に、市としての対応についてですが、議員の御質問にもあるように、ダンプトラックの通行により、粉じんや道路の陥没、振動、交通安全などが心配されることから、これらの対策について、国土交通省と協議を行っております。

その結果、集落内の交通安全及び振動対策として、工事車両の走行速度を時速30キロメートル以下とし、さらに交通安全対策として椿原区の意見を伺いながら、要所要所に交通誘導員を配置することとしています。

また、粉じん対策として、工事現場に散水車を常駐させ、粉じんの発生状況に応じて散水

を行うこととしています。

そのほか、道路陥没対策として、工事車両の運転手による日頃からの道路状況の確認の徹底及び請負業者による巡回パトロールを毎日実施し、陥没が発見された場合、その都度、修繕等の対応を行うようにしています。

併せて、道路の凹凸に対しても、振動につながることから、道路面の異常が発見された場合も、その都度対応するようにしています。

以上が、現在、国土交通省と協議している対策になりますが、今後においても工事が本格化していく中で、様々な問題が発生することが予測されます。市としましても、引き続き市民生活に支障が生じないように、国土交通省と調整を図りながら、迅速な対応に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 園田茂君。

○5番（園田 茂君） 市民への十分な配慮をお願いいたしまして、次の質問に移ります。

次に、熊本57号笹原トンネル新設工事では、ダンプトラックの搬出走行ルートには、小中高生の通学路も含まれておりますが、最近では毎年のように暴走車による悲惨な子どもたちを巻き込んだ事故が発生しております。歩行帯がはっきりしていないところもあり、交通事故等の安全管理についてどのようにするか、教育部長に伺います。

○議長（中口俊宏君） 教育部長，山口裕一君。

○教育部長（山口裕一君） 御質問にお答えします。

議員御指摘のとおり、熊本天草幹線道路の仮称笹原トンネル新設工事に伴うダンプトラックなどの大型工事車両の走行経路には、通学路が含まれていますので、児童生徒の安全性を確保する必要があります。

このため、先ほど建設部長が答弁しましたとおり、市街地においては、大型工事車両の速度を時速30キロメートル以内で運行することや、視認性が悪い等の交差点では、交通誘導警備員を配置し、登校時間は車両の運行をしない等の対策を講じることとしております。

なお、これらの安全対策や工事の内容については、大型工事車両の走行経路が通学路となっている学校に対して説明を行っております。

工事が本格化します12月になりますと、多くの大型工事車両の運行が始まりますので、教育委員会としましても児童生徒の事故が発生しないように、状況把握に努め、建設部と連携して対策を講じてまいります。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 園田茂君。

○5番（園田 茂君） 危険道路の調査も行われていると思いますけれども、歩行者又は自転

車や子どもたちの十分な安全管理をお願いして、次の質問に移ります。

轟泉水道石管の地中埋設部分の「見える化」について伺います。夏休みは連日子ども連れで、100名以上の人々が水源地において遊び、大いににぎわっておりました。今年の7月20日に水神祭が行われ、一年の無事を祈願いたしました。熊本地震以降、湧水量が劇的に増えて、先端の新小路町へも水が届くようになったとのことですが、現在、利用組合の役員の数名で管理修繕が行われております。皆さんの努力により今でも利用できることに感謝しかありませんけれども、役員さんと話していつも出る話題が、地中に埋設している石管のことです。轟水源から宇土高の横の定府の塘までは、地上から見えているので、保全管理もできているのですけれども、一里口から門内、教育委員会前を通過して新小路までが地中に埋没しており、保全管理が全くできない状況であります。随分と長い間地中に埋もれている中で、雨水の流入等もあると考えられますが、地上60センチぐらいにあるようで、最近では宇土地区での利用者も減少していると聞いております。そういう状況の中で地中埋設石管の状況の把握はできているのか伺います。

また、埋設ルートで特に景観のきれいな門内町辺りから見える化することで、保全、管理、修繕できるようになり、高月邸に続く観光資源として活用することもできると思われませんが、少しずつ広げていくことは可能かと思えるがどうか伺います。教育部長お願いします。

○議長（中口俊宏君） 教育部長、山口裕一君。

○教育部長（山口裕一君） 御質問にお答えします。

市指定文化財の轟泉水道は、宇土藩初代藩主・細川行孝が西暦1663年に轟水源から宇土町中心部へ飲料水を供給するために敷設した上水道で、現存する日本最古の上水道として広く知られています。

敷設当初は瓦質の水道管でしたが、傷みが激しくなったため、敷設から約100年後の江戸時代中頃、宇土藩第5代藩主・細川興文の時代に宇土特産の馬門石で造られた水道管に交換され現在に至ります。この改修から約250年を経た今でも、轟泉簡易水道組合の維持管理のもと、約80戸の世帯で生活用水として利用されています。

本水道の現状につきましては、取水口の轟水源から最終井戸がある船場橋付近までの総延長約4.8キロメートルのうち、水道管が地表に露出している区間は、取水口の轟水源から石橋町の轟グラウンド付近までと、城山墓地付近から県道14号付近までの計約2キロメートルです。それ以外の多くの場所では、道路の下に埋まった状態ですので、水道管を実際に見て確認することはできません。

このため、道路下の水道管の修繕については、水道管のつまりや水漏れ箇所の特特定が大変難しく、また、掘削には重機を使用する必要があり、修繕を担当されている轟泉簡易水道組合員の方が大変苦勞されておられます。

議員が御提案されましたように、市道下の水道管の「見える化」を要所要所で行うことで、水道の維持管理に利用できる可能性があるとともに、中心市街地ではこれまで見る事ができなかった轟泉水道の見学のポイントとして、地域学習や観光面での大きな効果が期待されます。

今後も本市における重要な文化遺産である轟泉水道の保存管理につきましては、轟泉簡易水道組合の皆様と連携し、官民協働で継続して取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 園田茂君。

○5番（園田 茂君） この件につきまして、文化財に大変造詣の深い元松市長のお考えがあれば、お伺いいたします。

○議長（中口俊宏君） 市長，元松茂樹君。

○市長（元松茂樹君） 御質問にお答えします。

轟泉水道につきましては、現在、武家屋敷旧高月邸も含めた国の文化財指定を目指し、学識経験者等で構成される検討委員会を設けるとともに、歴史学や考古学等の関連分野ごとの資料整理や調査に着手するなど、指定の早期実現に向けた取組を進めているところでございます。

貴重な文化遺産でございます轟泉水道の本質的な価値を後世に保存継承していくためには、日常的な水道管の補修や修繕が不可欠ですが、道路の下に埋まっている場所が多いため、轟泉簡易水道組合員の方が維持管理に大変な御苦労されているということです。

また、中心市街地の数箇所では轟泉水道の井戸を見学できる場所こそありますが、水道管については道路の下に埋まっているため見ることはできません。

議員が御提案された水道管の見える化を行うことで、これらの課題を改善できる部分があると思います。大変興味深いアイデアだと感じているところです。

水道管を見える化するための課題としましては、市道の下60センチぐらいのところというお話をこの間聞いたんですけれども、そのあたりに埋まっている水道管を掘削により露出させて、その上部の道路面をグレーチングで蓋をするというような方法等が想定されるのかなと思います。しかし、実は約2.5キロメートルありまして、これを全てというのは現実的ではございませんので、やるとすれば管理に必要な部分と併せて部分的に見える化を図っていくということになるかと思いますが、それにしても整備費用が非常に掛かるということです。私なりに考えたのは、そういった部分的な見える化をして、あと高月邸や各井戸、水道のところとかを道路上の路面表示等をして結んでいく。そしたら観光のほうにも役立つのかなというようなこともあって、そういったことも複合的に考えていく必要がある、現実的には考えていかなければならないのかなと思ったところでございます。

轟泉水道の維持管理やその改善策に関しましては、やはり生きた文化財でございます。使われている文化財、この技術も文化財だと私は思っております。そういう意味で、今後も後世に保存継承し、文化財の価値を高めていかなければならないということは当然でございます。財源の問題もありますが、国指定になれば、それなりの補助金も活用できると思っております。そういう意味で、まずは国指定に向けて全力を尽くす、その上で議員御提案の見える化につきましても前向きに取り組んでまいりたい、これが地域活性化につながる、文化財の生きた活用につながるものだと感じております。

以上です。

○議長（中口俊宏君） 園田茂君。

○5番（園田 茂君） 大事な文化財で観光資源でありますので、是非前向きに考えていただきたいと思えます。

次に、サテライト宇土環境整備協力金で景観保全及び環境保全に係る事業には、余り利用されておられませんけれども、事業の運用も可能ではないかと思えますけれどもいかがでしょうか。企画部長お願いします。

○議長（中口俊宏君） 企画部長、石本尚志君。

○企画部長（石本尚志君） 御質問にお答えいたします。

サテライト宇土環境整備協力金は、前年度の場外車券売上額の1000分の5に相当する金額を、環境整備協力金として本市へ支払われており、宇土市地域環境整備基金として積み立て、目的に応じた事業に活用しております。

そして基金を財源とする事業としましては、基金条例において、一つ目が、交通安全及び防犯並びに青少年の健全育成に係る事業、二つ目が、環境保全及び景観保全に係る事業と定めています。

これまで、交通安全に係る事業としてカーブミラーやガードレールの整備、防犯に係る事業として防犯カメラの設置、青少年の健全育成に係る事業として指導員パトロール経費や船場川調整池周回コース転落防止柵設置などに活用してまいりました。

今年度においてはこれらの事業に加えて、景観保全に係る事業として街路樹整備経費への活用も予定しています。

轟泉水道石管については、今後、観光資源としての活用が見込まれる場合、事業内容次第ではございますが、景観保全に係る事業として宇土市地域環境整備基金の活用を検討することができるものと思えます。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 園田茂君。

○5番（園田 茂君） 大変ありがたい答弁をありがとうございました。恒久的に入ってくる



財源ですので、いい運用ができればうれしく思います。

それでは、最後に宇土市ジュニアスポーツ応援委員会についてお尋ねいたします。昨年はコロナ禍でほとんどの大会が中止となり、さびしい年ではありましたが、今年は春の甲子園に始まり無観客ではありますが、小中高生の全国又は九州大会も行われて、大変うれしく思っております。宇土の子どもたちも大活躍しております。ソフトテニス、卓球、少年野球、相撲、ハンドボールとそれぞれの大会での活躍がありました。昨年3月に議員16名の連名で提出しました、宇土市ジュニアスポーツ応援委員会設立に関する要望に対するこれまでの取組状況についてお尋ねいたします。1、応援基金の設立について、2、全国大会等出場補助金について、3、スポーツ指導者の育成・支援についてでお尋ねいたします。教育部長お願いいたします。

○議長（中口俊宏君） 教育部長，山口裕一君。

○教育部長（山口裕一君） 御質問にお答えします。

まず、応援基金の設立については、本年3月市議会定例会において宇土市スポーツ振興基金条例の一部改正について御承認をいただき、新たな基金は設立せず、ジュニアスポーツの応援に対する支援の財源を宇土市スポーツ振興基金とするとしております。

次に、全国大会等出場補助金については、既存の宇土市民スポーツ大会出場補助金交付要綱と併せ、新たに宇土市民スポーツ大会出場補助金の加算額（ジュニアスポーツ大会出場分）を定める要綱を本年3月に制定し、4月から運用開始しております。

新たな補助については、補助対象者を小学生及び中学生のジュニアに限定し、既存要綱に基づく補助金に加え、大会規模に応じた出場支援加算額と大会期間に応じた宿泊支援加算額を補助金として追加交付しております。

具体的な内容につきましては、個人一人当たりの補助金の上限額としては、全国大会で既存要綱に基づく補助金1万円と支援加算額2万円の合計3万円、九州大会においては、既存要綱に基づく補助金5千円と支援加算額1万5千円の合計2万円となります。また団体の場合においては人数の上限があり、一団体10人までとなっており、全国大会で30万円、九州大会で20万円が上限となります。

最後に、スポーツ指導者の育成・支援についてですが、指導者の育成につきましては、引き続き指導者研修会等の充実を図ってまいります。特に支援につきましては、財源確保が今後の課題ですが、今年度開催予定の宇土市ジュニアスポーツ応援委員会の中で再度協議してまいりたいと思います。

今後も、子どもたちへの支援が継続できるような取組を、議員の皆様方からアドバイスをいただきながら進めてまいりたいと思いますので、御指導と御協力を今後ともよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 園田茂君。

○5番（園田 茂君） 特に全国大会出場時の競技については、団体競技の場合は多くの経費が必要になり、それぞれ大変苦勞されていると思います。我々議員としてもできる限りのお手伝いをしたいと考えておりますので、何なりと相談していただければと思います。

次に、基金の設立、全国大会の補助金につきましては、サテライト宇土協力金の基本条列で、交通安全及び防犯並びに青少年の健全育成に係る事業に、環境保全及び景観保全に係る事業に経費の財源を充てるということが書いてありますけれども、現在、カーブミラー及び外側線などの交通安全対策事業に90%以上使われており、防犯カメラ等の防犯事業には0.6%、青少年健全育成には1.6%程度しか使われておりません。未来を担う青少年のためにジュニアスポーツ補助金の財源として、サテライト宇土環境整備協力金の増額及び活用は検討できないものかどうか、企画部長にお尋ねいたします。

○議長（中口俊宏君） 企画部長、石本尚志君。

○企画部長（石本尚志君） 御質問にお答えいたします。

昨日の芥川議員の一般質問に対する答弁のとおり、ジュニアスポーツの推進に係る経費としましては、今年度から企業版ふるさと納税に関するコンサルティング契約を民間企業と締結したことにより、早速1件の企業から寄附金をいただくことができ、財源の一部として活用することとしております。

昨今の本市のジュニアスポーツにおける成績は好調であり、そのこと自体は大変喜ばしいことではありますが、それに伴う補助金額の増加により、財源の確保が重要になってくるかと思っております。

先ほども答弁しましたとおり、サテライト宇土環境整備協力金による宇土市地域環境整備基金を財源とする事業として、青少年の健全育成に係る事業が基金条列において定められています。ジュニアスポーツを推進することは青少年の健全育成につながるものと考えられますので、当該基金の活用を検討することは可能かと思っております。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 園田茂君。

○5番（園田 茂君） ありがとうございます。是非前向きに考えていただけるようお願いいたしまして、今回の質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（中口俊宏君） 以上で、質疑並びに一般質問は全部終了いたしました。質疑並びに一般質問を終結いたします。

-----○-----

日程第2 常任委員会に付託（議案第58号から議案第74号）

○議長（中口俊宏君） 日程第2，議案の委員会付託を行います。

まず先に，委員会付託の省略につきましてお諮りをいたします。

議案第75号，宇土市教育長の任命について及び議案第76号，宇土市教育委員会の委員の任命についての2件の人事案件につきましては，会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中口俊宏君） 御異議なしと認めます。

よって，議案第75号及び議案第76号につきましては，委員会付託を省略することに決定をいたしました。

それでは，ただいま委員会付託を省略いたしました議案を除く市長提出議案第58号から議案第74号までの17件につきましては，本日配布の令和3年9月市議会定例会議案常任委員会付託一覧表のとおり，それぞれ所管の常任委員会に付託をいたします。

なお，議案第51号から議案第57号までの7件は，令和2年度宇土市一般会計並びに各特別会計歳入歳出決算の認定であります。後日，決算審査特別委員会を設置の上，これを付託するとともに，閉会中の継続審査といたします。

-----○-----

### 日程第3 常任委員会に付託（請願・陳情）

○議長（中口俊宏君） 日程第3，請願・陳情につきましては，議席に配布の請願・陳情文書表のとおり，所管の常任委員会に付託をいたしましたので，御報告をいたします。

以上で，本日の日程は全部終了いたしました。

明日9日は，日程では質疑並びに一般質問となっておりますが，本日終了いたしましたので休会といたします。

なお，常任委員会は，10日総務市民常任委員会，13日経済建設常任委員会，14日文教厚生常任委員会となっておりますので，よろしくお願いをいたします。

次の本会議は，21日に会議を開きます。

本日はこれをもって散会をいたします。お疲れ様でした。

-----○-----

午後0時37分散会

## 令和3年9月市議会定例会常任委員会別付託議案一覧表

### 総務市民常任委員会

議案第61号 専決処分の報告及び承認を求めることについて

専決第16号 熊本縣市町村総合事務組合理約の一部変更について

議案第63号 公益的法人等への宇土市職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第64号 宇土市個人情報保護条例及び宇土市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

議案第65号 宇土市消防団員の定員，任免，給与，服務等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第66号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議案第68号 令和3年度宇土市一般会計補正予算（第7号）について

議案第69号 令和3年度宇土市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

議案第72号 令和3年度宇土市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

### 経済建設常任委員会

議案第58号 令和2年度宇土市水道事業会計決算の認定について

議案第59号 令和2年度宇土市公共下水道事業会計決算の認定について

議案第60号 専決処分の報告及び承認を求めることについて

専決第15号 令和3年度宇土市一般会計補正予算（第5号）について

議案第67号 宇土市道路線の認定について

議案第68号 令和3年度宇土市一般会計補正予算（第7号）について

議案第71号 令和3年度宇土市漁業集落排水施設整備事業特別会計補正予算（第1号）について

議案第73号 令和3年度宇土市水道事業会計補正予算（第2号）について

議案第74号 令和3年度宇土市公共下水道事業会計補正予算（第1号）について

### 文教厚生常任委員会

議案第60号 専決処分の報告及び承認を求めることについて

専決第15号 令和3年度宇土市一般会計補正予算（第5号）について

議案第62号 専決処分の報告及び承認を求めることについて

- 専決第18号 令和3年度宇土市一般会計補正予算（第6号）について
- 議案第68号 令和3年度宇土市一般会計補正予算（第7号）について
- 議案第70号 令和3年度宇土市介護保険特別会計補正予算（第1号）について

## 令和3年9月宇土市議会定例会請願・陳情文書表

\*陳情\*

受理 番号	受 理 年月日	陳 情 の 件 名	陳情者の住所・氏名	付 託 委員会
令和 3年 2	R3.6.4	感染症拡大に強い地域経済 にするため最低賃金の大幅 引き上げと全国一律制度求 める陳情	熊本市中央区神水1-30-7 最低賃金キャラバン熊本県実行 委員会 実行委員長 榎本光男	経済建設
令和 3年 3	R3.6.22	別居・離婚後の共同親権及 び共同養育の法整備に関す る陳情書	広島市東区尾長東 3-15-17 全国の児童相談所が行う子ども に対する人権侵害を阻止する会 代表 江邑幸一	文教厚生
令和 3年 4	R3.6.22	児童福祉の環境改善に関す る陳情書	広島市東区尾長東 3-15-17 全国の児童相談所が行う子ども に対する人権侵害を阻止する会 代表 江邑幸一	文教厚生
令和 3年 5	R3.8.23	超高齢社会にチャレンジす るシルバー人材センターの 決意と支援の要望	宇土市築籠町 183 番地 公益社団法人宇土市シルバー人 材センター 理事長 谷崎淳一	文教厚生
令和 3年 6	R3.8.24	厚生労働省が行っている 「新型コロナウイルス感染 症に係るワクチン接種の事 業」の12歳～大学生の接種 について再度検討のお願い	福岡県久留米市三潴町田川 2036-5 子どもの未来を守る父母の会 熊本支部 代表 西方敏弘	文教厚生

第 4 号

9月21日 (火)

# 令和3年9月宇土市議会定例会会議録 第4号

9月21日（火）午前10時00分開議

## 1. 議事日程

- 日程第1 地域高規格道路促進等対策特別委員長中間報告  
(質疑・討論)
- 日程第2 各常任委員長報告
  - 1. 総務市民常任委員長報告
  - 2. 経済建設常任委員長報告
  - 3. 文教厚生常任委員長報告(質疑・討論・採決)
- 日程第3 請願・陳情について  
(質疑・討論・採決)
- 日程第4 議案第75号 宇土市教育長の任命について  
(討論・採決)
- 日程第5 議案第76号 宇土市教育委員会の委員の任命について  
(討論・採決)
- 日程第6 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について  
(採決)
- 日程第7 決算審査特別委員会の設置及び付託について  
(議案第51号から議案第57号)

## 2. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 地域高規格道路促進等対策特別委員長中間報告  
(質疑・討論)
- 日程第2 各常任委員長報告
  - 1. 総務市民常任委員長報告
  - 2. 経済建設常任委員長報告
  - 3. 文教厚生常任委員長報告(質疑・討論・採決)
- 日程第3 請願・陳情について  
(質疑・討論・採決)



日程第4 議案第75号 宇土市教育長の任命について

(討論・採決)

日程第5 議案第76号 宇土市教育委員会の委員の任命について

(討論・採決)

日程第6 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について

(採決)

日程第7 決算審査特別委員会の設置及び付託について

(議案第51号から議案第57号)

(追加日程)

日程第8 発議第2号 出産育児一時金の増額を求める意見書

日程第9 発議第3号 新型コロナウイルスワクチンの若年層や未成年者への接種に関する意見書

日程第10 発議第4号 感染症拡大に強い地域経済にするため、最低賃金の大幅引き上げと全国一律化を求める意見書

### 3. 出席議員 (18人)

1番 佐美三 洋 君	2番 小崎 憲一 君
3番 今中 真之助 君	4番 西田 和徳 君
5番 園田 茂 君	6番 宮原 雄一 君
7番 嶋本 圭人 君	8番 柴田 正樹 君
9番 平江 光輝 君	10番 檜崎 政治 君
11番 野口 修一 君	12番 中口 俊宏 君
13番 藤井 慶峰 君	14番 芥川 幸子 さん
15番 山村 保夫 君	16番 杉本 信一 君
17番 村田 宣雄 君	18番 福田 慧一 君

### 4. 欠席議員 (なし)

### 5. 説明のため出席した者の職・氏名

市長 元松 茂樹 君	副市長 谷崎 淳一 君
教育長 太田 耕幸 君	総務部長 杉本 裕治 君
企画部長 石本 尚志 君	市民環境部長 野口 泰正 君
健康福祉部長 岡田 郁子 さん	経済部長 小山 郁郎 君

建設部長	草野一人君	教育部長	山口裕一君
会計管理者	野田恵美さん	総務課長	光井正吾君
危機管理課長	東 颯君	財政課長	上木淳司君
企画課長	宮崎英児君	まちづくり推進課長	中山好美さん

#### 6. 議会事務局出席者の職・氏名

事務局長	江河一郎君	次長兼議事係長兼庶務係長	春木教明君
議事係参事	永守未和さん	庶務係参事	松本浩典君

午前10時35分開議

-----○-----

○議長（中口俊宏君） これから本日の会議を開きます。

-----○-----

**日程第1 地域高規格道路促進等対策特別委員長中間報告（質疑・討論）**

○議長（中口俊宏君） 日程第1，地域高規格道路促進等対策特別委員会の審査の経過についてを議題といたします。

特別委員長の中間報告を求めます。

地域高規格道路促進等対策特別委員長，宮原雄一君。

○地域高規格道路促進等対策特別委員長（宮原雄一君） おはようございます。

ただいまから，地域高規格道路促進等対策特別委員会のこれまでの経過並びに審査内容について，中間報告をいたします。

去る9月6日，執行部出席のもと本委員会を開催し，現在までの取組状況について，執行部から説明がありましたので，御報告申し上げます。

まず，熊本・宇土道路，宇土道路，宇土三角道路における予算配分及び熊本・宇土道路，宇土道路における用地進捗率，事業進捗率につきましては，前回の報告から変更はあっておりません。宇土道路，宇土三角道路につきましては，契約締結がなされた業務，また，入札に伴う公告が行われた業務等がございますので，御報告させていただきます。

まず，宇土道路につきまして御報告申し上げます。

令和2年度繰越事業について，工事では，熊本57号城塚地区改良9期外工事，熊本57号上網田地区改良4期工事及び5期工事の3件で工期の延長が行われております。

次に，令和3年度事業について，工事では，熊本57号城塚地区改良10期工事及び11期工事，熊本57号長浜橋下部工（A1）工事の3件で契約締結がなされており，そのほか，熊本57号平原地区工事用道路工事で入札に伴う公告が行われております。この工事は，馬門橋付近から野添山に向かって走る工事用道路の築造工事であります。

次に，現在，着手されている笹原トンネル新設工事について，執行部から「今年の12月頃からトンネル工事が始まる予定であり，多い日では一日100台程度，往復で200台程度のダンプトラックが宇土市内の一般道を通行することとなる。そのため，安全対策として集落内は時速30キロ以下での走行や交通誘導員の配置を行い，また，道路が損傷した場合は国土交通省で修繕等をされることとなっている。今後も，市民生活に支障が生じないよう国土交通省と連携を図り，迅速な対応に努めたい。」との説明がありました。

次に，宇土三角道路につきまして御報告申し上げます。

調査設計では，令和3年度，熊本天草幹線道路（その1）測量業務及び（その2）測量業

務の2件で契約締結がなされております。

以上の報告を踏まえ、委員会で論議されました主な内容を御報告いたします。

まず、委員から「熊本・宇土道路、宇土道路について、道路の高さや幅、車線の数を確認したいが、完成図面はあるのか。」との質疑があり、執行部から「国土交通省に提供できないか確認をとりたい。」との答弁がありました。それに対して、委員から「有事の際は、熊本・宇土道路や宇土道路を避難場所として活用できる。道路の高さなどの詳細が分かれば、道路へ上がる道や階段等の設計について要望できるので、確認してもらいたい。」との意見がありました。

次に、委員から「宇土道路が熊本・宇土道路より先に完成した場合、城塚町から北部農免道路へ抜ける車が増え、渋滞する可能性がある。道路の拡幅や信号機の設置なども含め、早めに対策を検討してもらいたい。」との要望があり、執行部から「今後、状況を踏まえながら検討していきたい。」との答弁がありました。

次に、委員から「地下水調査について、農家の方は地下水を汲み上げて農業用水を確保されている。国土交通省で具体的にどういった調査をされたのか、地下水への影響について確認してもらいたい。」との要望があり、執行部から「どのような調査が実施されたのか、水位の変動や井戸が枯れた場合の対応等も含め、国土交通省に確認したい。」との答弁がありました。

次に、委員から「仮称城塚インターチェンジ及び仮称網田インターチェンジ周辺の開発について、今後、特別委員会で検討していくためにも、建設部と企画部で協議を行い、市としての開発計画を提出してもらいたい。」との要望があり、執行部から「今後、企画部と調整したい。」との答弁がありました。

最後になりますが、当委員会としましては、今後も執行部と共に、熊本・天草幹線道路の一日も早い全線開通を目指して、取り組んでまいりたいと思います。

以上で、地域高規格道路促進等対策特別委員会の中間報告を終わります。

○議長（中口俊宏君） 地域高規格道路促進等対策特別委員長の中間報告は終わりました。

これより、ただいまの特別委員長の中間報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中口俊宏君） どなたもないようでありますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中口俊宏君） どなたもないようでありますので、討論を終結いたします。

以上で、地域高規格道路促進等対策特別委員長の中間報告を終了いたします。

## 日程第2 各常任委員長報告

○議長（中口俊宏君） 日程第2，去る9月8日の本会議におきまして，各常任委員会に付託をいたしました，市長提出議案第58号から議案第74号までの17件並びに請願・陳情につきまして，審査の経過と結果につきまして，それぞれ報告がっておりますので，これを一括して議題といたします。

順次，各常任委員長の報告を求めます。

総務市民常任委員長，園田茂君。

○総務市民常任委員長（園田 茂君） おはようございます。

ただいまから，総務市民常任委員会に付託を受けました議案につきまして，去る9月10日，本委員会を開催し審査を行いましたので，その審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は，条例関係4議案，予算関係3議案，専決処分の報告及び承認1議案であります。

まず，議案第61号，専決処分の報告及び承認を求めることについて。専決第16号，熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更について。これは，熊本県市町村総合事務組合の構成団体の名称変更に伴い，規約を変更するものであります。

次に，議案第63号，公益的法人等への宇土市職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例について。これは，公益的法人等への再任用短時間勤務職員の派遣を可能とするため，条例を改正するものであります。

次に，議案第64号，宇土市個人情報保護条例及び宇土市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について。これは関連法の改正に伴い，条例を改正するものであります。

次に，議案第65号，宇土市消防団員の定員，任免，給与，服務等に関する条例の一部を改正する条例について。これは，宇土市消防団員の定員を変更するため，条例を改正するものであります。

次に，議案第66号，特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について。これは，宇土市消防団員の機関員の年額報酬の支給方法を実情に合わせて見直すため，条例を改正するものであります。

次に，議案第68号，令和3年度宇土市一般会計補正予算（第7号）について。当委員会所管の主なものを申し上げます。

まず，総務費では，ふるさと宇土応援基金経費として2億7千万円を増額するものであります。

次に、衛生費では、新型コロナウイルス感染症対策事業（消毒事業補助金）として250万円、新型コロナウイルス感染症対策事業（生ごみ処理機購入補助金）として372万円を増額するものであります。また、身寄りのない方が亡くなられた際の葬祭委託料として27万2千円を増額するものであります。

次に、消防費では、避難所強化事業として1,359万6千円を増額するものであります。また、新型コロナウイルス感染症対策事業（危機管理課分）として、84万8千円を増額するものであります。

そのほか、外部ネットワーク専用回線サービス利用に係る経費及びごみ拠点回収業務委託に要する経費については、債務負担行為の設定を行っております。

また、必要な財源措置としまして、地方債の補正を行っております。

なお、議案第69号、議案第72号につきましては、人事異動に伴う人件費の補正を行うものです。

以上が、総務市民常任委員会に付託を受けました議案の概要であります。議案の審査の経過において論議されました主なものを御報告申し上げます。

議案第65号、宇土市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について。委員から「消防団員の定員を新たに10名削減することのだが、主な原因は。」との質疑があり、執行部から「3月定例会において、不活動団員の整理ということで定員の変更を行ったが、今回は、今年度の入退団後の団員数に合わせて削減したもの。」との答弁がありました。

議案第68号、令和3年度宇土市一般会計補正予算（第7号）について。まず、葬祭委託料について、委員から「身寄りがない方が亡くなられた際の葬祭費用については、今後も増加するものと思うがどう考えるか。また、どういった場合に費用負担が発生しているのか。」との質疑があり、執行部から「以前は、事案が発生した場合には予備費で対応していたが、昨年度1件発生したため、今年度当初予算で1件分を計上した。今年度、既に1件発生したため、今回増額補正を行ったものである。今後も同様のことが想定されるため、来年度は3件分の予算要求を検討している。また、この委託料は身寄りがない場合を想定しているが、今回のように親族に連絡がとれても引き取りを拒否されるといったケースがある。」との答弁がありました。

次に、ふるさと納税の寄附額について、委員から「昨年度は11億円超の寄附があったとのことだが、今年度の現時点での寄附額は。また、昨年度との比較から今後の予測は。」との質疑があり、執行部から「寄附額は、現時点で約2億4,000万円である。例年、12月から1月に寄附が増加する傾向にあり、昨年度はそれ以前と比較して、ヒットした返礼品の影響から寄附額が急激に増加した。現段階では昨年と同程度だが、今後の予測については

難しいと考えている。」との答弁がありました。また、別の委員から「昨年好評だった返礼品の品目は何か。」との質疑があり、執行部から「肉類が特に好評だった。」との答弁がありました。

次に、特定患者等の投票について、委員から「次回の衆議院議員選挙から、新たに新型コロナウイルス感染症により、宿泊・自宅療養等をされている特定患者等の投票が法改正により可能になったとのことだが、何人程度を想定しているのか。また、投票方法は。」との質疑があり、執行部から「100人以内を想定している。投票方法については、市から郵送した投票用紙等を本人等が受け取り、投票用紙に記入後、同居人や知人等又は宿泊施設の職員等に投かんを依頼して市に返送していただく。極力、感染防止に配慮した形で実施される予定。」との答弁がありました。

また、議案以外で、執行部からデマンドバスの運行開始についての報告があり、それに対して、委員から「利用料金を住所地ごとに設定してあるとのことだが、料金を一律にするべきではないか。公共のサービスでもあり、料金に差が出るのはおかしいので、今後、改善の検討をお願いしたい。」との意見がありました。

次に、サテライト宇土環境整備協力金について、委員から「協力金のうち、約90%以上が交通関係に使われているが、その理由は。」との質疑があり、執行部から「明確なルールはないが、協力金による地域環境整備基金から該当する事業の歳出に対して充当するため、事業費が最も大きい交通関係の事業への充当額が多くなっている。」との答弁がありました。それに対して、委員から「令和2年3月に、有志議員よりジュニアスポーツの推進についての要望書を提出しており、支援の強化のために地域環境整備基金を活用できればと考えている。」との質疑があり、執行部から「昨年、企業版のふるさと納税として約1千万円の寄附が見込まれるとの話があり、その際は、大いに有効活用するよう担当部署に伝えている。」との答弁がありました。それに対して、委員から「スポーツの担当部署には、必要な予算措置をお願いしていくので、財政担当部署にも配慮をお願いしたい。」との意見がありました。

以上が、論議された主な内容であります。本委員会に付託を受けました8議案につきましては、全会一致で原案のとおり承認及び可決いたしました。

なお、本委員会所管事務の継続事件につきましては、議席に配布のとおり決定しておりますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

以上をもちまして、総務市民常任委員会の報告を終わります。

○議長（中口俊宏君） 総務市民常任委員長報告は終わりました。

次に、経済建設常任委員長の報告を求めます。

経済建設常任委員長、西田和徳君。

○経済建設常任委員長（西田和徳君） おはようございます。

ただいまから、経済建設常任委員会に付託を受けました議案につきまして、去る9月13日、本委員会を開催し審査を行いましたので、その審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、予算関係4議案、決算認定2議案、専決処分の報告及び承認1議案、その他1議案と陳情1件であります。

まず、議案第58号、令和2年度宇土市水道事業会計決算の認定について。令和2年度水道事業決算は、総収益6億5,009万円、総費用5億7,757万円であり、当年度純利益は7,252万円となっております。

次に、議案第59号、令和2年度宇土市公共下水道事業会計決算の認定について。令和2年度公共下水道事業決算は、総収益9億8,562万円、総費用8億7,395万円であり、当年度純利益は1億1,167万円となっております。

次に、議案第60号、専決処分の報告及び承認を求めることについて。専決第15号、令和3年度宇土市一般会計補正予算（第5号）について。当委員会所管の主なものを申し上げます。

まず、農林水産業費では、担い手育成支援経費として100万円、轟緑川第1排水機場整備事業として893万2千円を増額するものであります。

次に、商工費では、時短営業等関連事業所向け給付金事業（新型コロナ対策分）として2,513万円、賃料等負担軽減給付金事業（新型コロナ対策分）として1,308万円、県認証制度等推進活動事業（新型コロナ対策分）として63万6千円を増額するものであります。

次に、議案第67号、宇土市道路線の認定について。これは、市道の路線を認定する必要があるため、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第68号、令和3年度宇土市一般会計補正予算（第7号）について。当委員会所管の主なものを申し上げます。

まず、農林水産業費では、担い手育成支援経費として1,055万円、農業水路等長寿命化・防災減災事業として2,050万円を増額するものであります。

次に、商工費では、新型コロナウイルス感染症対策事業（営業時間短縮要請協力金）として1,381万6千円、マリーナ施設長寿命化事業として1,951万9千円、自然公園整備事業として725万9千円を増額するものであります。

次に、土木費では、道路維持一般経費として1,000万円、公営住宅維持管理経費として1,110万円を増額するものであります。

次に、災害復旧費では、令和3年梅雨前線豪雨災害対策経費（農林水産課単独災害分）として317万4千円を増額するものであります。

そのほか、農業水路等長寿命化・防災減災事業など2事業については、年度内の事業完了



が困難であることから繰越明許費の設定を行っております。

また、必要な財源措置としまして、地方債の補正を行っております。

なお、議案第71号につきましては、漁業集落排水施設整備事業減債基金繰入金の増額に伴う財源組替えを行うものであります。

また、議案第73号、議案第74号につきましては、人事異動に伴う人件費の補正を行うもので、併せて議案第73号につきましては、水道検針業務民間委託に要する経費について債務負担行為の設定を行っております。

以上が、経済建設常任委員会に付託を受けました議案の概要であります。議案の審査の経過において論議されました主なものを御報告申し上げます。

まず、議案第60号、専決処分の報告及び承認を求めることについて。専決第15号、令和3年度宇土市一般会計補正予算（第5号）について。委員から「熊本県飲食店感染防止対策認証制度の認証店に対し、本市独自でタペストリーを配布しているということだが、何店舗へ配布を行ったのか。」との質疑があり、執行部から「本市で県の認証を受けている店舗は、9月13日現在で48店舗あり、全てに配布を行っている。」との答弁がありました。それに対して、委員から「市内のほとんどの店舗が県の認証を受けているのか。」との質疑があり、執行部から「2016年度の経済センサス調査によると、当時市内には約130の飲食を伴う事業所があった。現在もその同等数が見込まれる中、48店舗が県の認証を受けている。」との答弁がありました。

次に、議案第68号、令和3年度宇土市一般会計補正予算（第7号）について。委員から「市営住宅の明け渡し等に伴う修繕料について980万円計上してあるが、部屋数はどれくらいを想定しているのか。」との質疑があり、執行部から「部屋数ではなく、過去の費用を参考に今後の不足分について、今回予算計上している。」との答弁がありました。それに関連して、委員から「現在の市営住宅の空き部屋数の状況は。」との質疑があり、執行部から「空き部屋数は25戸である。空き部屋については、時期を決めて定期的に公募を行っている。次回は、10月に25戸分の公募を実施する予定である。」との答弁がありました。

次に、地籍調査誤り修正の進捗について、執行部から説明がありましたので御報告申し上げます。

「今年度に再調査を実施している平成21年度調査区域の2字及び平成25年度調査区域の11字については、地権者説明会後、現地立会いを開始している。9月末までには終了する見込みであり、終了したところから順次、地積測量を行う予定である。また、昨年度、再調査を行った地籍調査成果の閲覧については、6月22日から7月12日までの約20日間において、対象区域内の各公民館で実施をした。今後は、閲覧結果を踏まえ最終的な整理を行い、国・県へ認証請求を行う予定である。なお、一昨年度に再調査を行った地籍調査成果

については、6月末に国・県の認証承認を得ており、最終的な登記のため、既に法務局へ送付したところである。」との報告がありました。

以上が、論議されました主な内容であります。本委員会に付託を受けました議案については、全会一致で、原案のとおり認定、承認及び可決いたしました。

次に、請願・陳情につきまして、御報告申し上げます。

令和3年陳情第2号「感染症拡大に強い地域経済にするため最低賃金の大幅引き上げと全国一律制度求める陳情」については、賛成多数で採択といたしました。

なお、本委員会所管事務の継続事件につきましては、議席に配布のとおり決定しておりますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

以上をもちまして、経済建設常任委員会の報告を終わります。

○議長（中口俊宏君） 経済建設常任委員長の報告は終わりました。

次に、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員長、野口修一君。

○文教厚生常任委員長（野口修一君） おはようございます。

ただいまから、文教厚生常任委員会に付託を受けました議案につきまして、去る9月14日、本委員会を開催し審査を行いましたので、その審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、予算関係2議案、専決処分の報告及び承認2議案の合計4議案と陳情4件であります。

まず、議案第60号、専決処分の報告及び承認を求めることについて。専決第15号、令和3年度宇土市一般会計補正予算（第5号）について。当委員会所管のものについて申し上げます。

衛生費で、新型コロナウイルスワクチンの集団接種について、委託料から報償費に歳出科目の組替えを行うものであります。

次に、議案第62号、専決処分の報告及び承認を求めることについて。専決第18号、令和3年度宇土市一般会計補正予算（第6号）について。当委員会所管のものについて申し上げます。

教育費で、新型コロナウイルス感染症対策事業（学校教育課分）として42万9千円、学校管理費一般経費（学務・中学校）として372万円を増額するものであります。

次に、議案第68号、令和3年度宇土市一般会計補正予算（第7号）について。当委員会所管の主なものについて申し上げます。

まず、民生費では、新型コロナウイルス感染症対策事業（保育所分）として730万円、放課後児童クラブ等ICT化推進等事業として750万円、新型コロナウイルス感染症対策

事業（学童利用料減免補てん分）として1,001万3千円を増額するものであります。

次に、教育費では、学校ICT環境整備事業（新型コロナウイルス対策分）として7,136万9千円、新型コロナウイルス感染症対策事業（一時預かり・幼稚園）として60万2千円を増額するものであります。

そのほか、必要な財源措置としまして、地方債の補正を行っております。

次に、議案第70号につきましては、人事異動に伴う人件費等の補正及び国県支出金過年度返還金等の増額補正であります。

以上が、文教厚生常任委員会に付託を受けました議案の概要であります。議案の審査の過程において論議されました主なものを御報告申し上げます。

議案第68号、令和3年度宇土市一般会計補正予算（第7号）について。委員から、新型コロナウイルスワクチン接種について、「個別接種と集団接種の接種者数の当初見込みと現状はどうであったか。」との質疑があり、執行部から「当初、接種を集団接種より個別接種で受ける方のほうが多いと見込んでいたが、現状では、全体の約6割が集団接種となっている。当初、集団接種は平日の接種人数を一日80人と見込んでいたが、接種を進めていく中で、現場の医師や看護師の御協力により、一日168人の接種ができるようになった。特に、日曜日は一日504人の接種ができた。これは医師会の全面的な御協力があったおかげである。」との答弁がありました。これに対して、委員から「実際に集団接種会場でワクチン接種を行ったが、現場のチームがしっかり連携して対応されており、スムーズに接種することができ大変ありがたく感じた。」との意見のほか、各委員から「ここまで実施できているのも医師会のおかげである。市内の医師の皆さんをはじめ、医療機関の方々には、改めて深く感謝申し上げたい。」との意見がありました。

また、関連して委員から「今後、ワクチン接種済証がいろんな場面で活用されることとなった場合、接種済証を持っていないことで差別等が発生しないか心配するので、事前に対応を検討してほしい。」との要望がありました。また、「ワクチン接種を受けられない人への配慮や受けられない人の権利も尊重すべきであり、ワクチン接種済証と同様に陰性証明書が活用されることとなった場合には、費用負担が大きいPCR検査に対する支援を国や県へ要望してほしい。」との意見がありました。

次に、保育所における新型コロナウイルス感染予防について、委員から「感染予防の課題は何か。」との質疑があり、執行部から「園内での消毒や換気は徹底されているが、小さい子どもにマスクの着用を徹底させることや、どうしても遊びの中で密になること。また、園内で感染者が出て、濃厚接触者になった先生が休まざるを得なくなった場合、先生たちの勤務調整等が大変になることなどが課題として挙げられる。」との答弁がありました。

次に、学校ICT環境整備事業について、委員から「小中学校に整備されたタブレット端

末の持ち帰りについての考えは。」との質疑があり、執行部から「タブレット端末の持ち帰りは予定しているが、各家庭のインターネット環境が全て整備されているわけではないので、今は一斉に持ち帰りを開始することができない。学校ごとに、学校内によっては学年ごとに、できるところから始めていく考えである。また、小学校低学年については、家庭での端末操作の練習などから進めていく必要がある。」との答弁がありました。

以上が、論議された主な内容であります。本委員会に付託を受けました議案につきましては、全会一致で全て原案のとおり承認及び可決いたしました。

次に、請願・陳情につきまして、御報告申し上げます。

令和3年陳情第3号「別居・離婚後の共同親権及び共同養育の法整備に関する陳情書」、令和3年陳情第4号「児童福祉の環境改善に関する陳情書」、令和3年陳情第5号「超高齢社会にチャレンジするシルバー人材センターの決意と支援の要望」については、いずれも全会一致で継続審査といたしました。

次に、令和3年陳情第6号「厚生労働省が行っている『新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種の事業』の12歳～大学生の接種について再度検討のお願い」については、賛成少数で不採択といたしました。

なお、本委員会所管事務の継続事件につきましては、議席に配布のとおり決定しておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上をもちまして、文教厚生常任委員会の報告を終わります。

○議長（中口俊宏君） 文教厚生常任委員長の報告は終わりました。

以上で、各常任委員長の報告は全部終了いたしました。

これから、各常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中口俊宏君） どなたもないようでありますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中口俊宏君） どなたもないようでありますので、討論を終結いたします。

これより、採決をいたします。

お諮りいたします。議案第58号から議案第74号までの17件につきまして一括して採決をいたします。

ただいまの各常任委員長報告は、原案のとおり認定、承認及び可決であります。各委員長報告のとおり認定、承認及び可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中口俊宏君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第58号から議案第74号までの17件については、原案のとおり認定、承認及び可決されました。

ここで5分間ほど休憩をいたします。議場内の換気を行いますので、御協力をお願いいたします。

-----○-----

午前11時15分休憩

午前11時19分再開

-----○-----

○議長（中口俊宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

-----○-----

### 日程第3 請願・陳情について

○議長（中口俊宏君） 日程第3、請願・陳情についてを議題といたします。

まず、各常任委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中口俊宏君） どなたもないようでありますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

3番、今中真之助君。

○3番（今中真之助君） おはようございます。

新型コロナウイルスワクチンの若年層や未成年者への接種に関する意見書に関しまして、委員長報告に反対、つまりこの陳情書に賛成の立場から意見を申し上げます。

この陳情は、治験中のワクチンに対し、科学的、数値的な根拠を基に慎重に見解を述べられている内容となっており、子どもや大学生など十分に自身で判断できない方々へ、自治体に対し厚生労働省が出している数値的根拠など情報を開示することや、また差別や同調圧力を防止するための施策を求めています。これは、子どもに対してのワクチン接種を反対するような内容ではなく、コロナワクチンの危険性を訴えつつ、特に子どもへの接種については慎重であるべきとして、自治体として当然取るべき体制を進言しているわけでございます。

私は、本市のコロナワクチン接種にまつわる体制がまだ十分ではないというふうに考えております。このコロナワクチンは、感染拡大防止のためではないと厚生労働省は公表しているのに、議会内でも高齢者にうつさないように、若い人へのコロナワクチン接種を進めてほしいという誤った認識があったり、接種率の進捗の公表が同調圧力を助長する要素にもなり得ていますし、厚生労働省はワクチンの接種によって得られる利益と副反応などのリスク、安全性の比較衡量により、接種の是非を判断する必要があるとしているのにもかかわらず、

接種後の副反応情報や様々な接種リスクを積極的に開示しないことが、未接種者を不安に追い詰めたり、同調圧力をあおることにもつながっているわけでございます。

以上のことから、陳情にあるように様々なエビデンスの情報開示や差別、同調圧力の防止を求めるため、委員長報告に反対、陳情内容に賛成いたします。ワクチンそのものに反対するわけではないということを御理解いただきまして、賛同をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中口俊宏君） どなたもないようでありますので、討論を終結いたします。

これより、採決をいたします。

お諮りいたします。令和3年陳情第2号につきまして採決をいたします。この陳情に対する経済建設常任委員長報告は、採択であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成議員起立）

○議長（中口俊宏君） 賛成議員多数です。

よって、令和3年陳情第2号は、委員長報告のとおり採択することに決定をいたしました。次に、お諮りいたします。

令和3年陳情第3号から陳情第5号までの3件につきまして一括して採決をいたします。ただいまの文教厚生常任委員長報告は継続審査であります。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中口俊宏君） 御異議なしと認めます。

よって、令和3年陳情第3号から陳情第5号までの3件につきましては、委員長報告のとおり継続審査と決定をいたしました。

次に、お諮りいたします。

令和3年陳情第6号について採決をいたします。この陳情に対する文教厚生常任委員長報告は、不採択であります。よって、陳情本件につきまして採決いたします。令和3年陳情第6号を採択することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成議員起立）

○議長（中口俊宏君） 賛成議員少数です。

よって、令和3年陳情第6号は、不採択とすることに決定をいたしました。

-----○-----

日程第4 議案第75号 宇土市教育長の任命について

○議長（中口俊宏君） 日程第4，議案第75号，宇土市教育長の任命についてを議題といたします。

太田耕幸君は，暫時退場をお願いいたします。

（太田教育長 退場）

○議長（中口俊宏君） 議案第75号につきまして，討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中口俊宏君） どなたもないようでありますので，討論を終結いたします。

これより，採決をいたします。

お諮りいたします。議案第75号につきまして，原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成議員起立）

○議長（中口俊宏君） 全員賛成です。

よって，議案第75号につきましては，原案のとおり同意することに決定をいたしました。太田耕幸君の入場を求めます。

（太田教育長 入場）

○議長（中口俊宏君） 太田耕幸君に申し上げます。議案第75号の採決結果は，全員賛成で原案のとおり同意されましたので告知をいたします。

教育長，太田耕幸君の発言を許可いたします。

教育長，太田耕幸君。

○教育長（太田耕幸君） 教育長任命に同意をいただき，その責任の重さを改めて痛感いたしております。現在，本市だけでなく学校の喫緊の課題としまして，コロナ禍における教育活動の推進，児童生徒一人一人に配布されたタブレットの活用を含めたICT教育の推進，教職員の働き方改革が挙げられます。また本市独自の取組として，郷土や学校に愛着と誇りを持つ心を育むことを目指すコミュニティスクールと一体的に取り組む小中一貫教育の推進，地域性や園・学校の必要に応じて取り組む特色ある教育活動の推進があります。さらに，社会教育の充実や文化面の振興も求められております。

これらの教育課題の解決のために，議員の皆様からの御指導・御意見をいただくとともに，市長部局との緊密な連携を図り，微力ではありますが全力で取り組んでまいります。

-----○-----

日程第5 議案第76号 宇土市教育委員会の委員の任命について

○議長（中口俊宏君） 日程第5，議案第76号，宇土市教育委員会の委員の任命についてを議題といたします。

これより，討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中口俊宏君) どなたもないようでありますので、討論を終結いたします。

これより、採決をいたします。

お諮りいたします。議案第76号につきましては、原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成議員起立)

○議長(中口俊宏君) 全員賛成です。

よって、議案第76号につきましては、原案のとおり同意することに決定をいたしました。

-----○-----

#### 日程第6 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について

○議長(中口俊宏君) 日程第6、委員会の閉会中の継続審査並びに調査についてを議題といたします。

各常任委員長、議会運営委員長から、現在、委員会において審査中の事件並びに所管事務調査につきまして会議規則第72条の規定により、議席に配布しております閉会中の継続審査並びに調査の申出がっております。

お諮りいたします。

各常任委員長、議会運営委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査並びに調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中口俊宏君) 御異議なしと認めます。

よって、各常任委員長、議会運営委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定をいたしました。

-----○-----

#### 日程第7 決算審査特別委員会の設置及び付託について

○議長(中口俊宏君) 日程第7、決算審査特別委員会の設置及び付託についてを議題といたします。

お諮りいたします。

議案第51号から議案第57号までの7件、令和2年度宇土市一般会計並びに各特別会計の歳入歳出決算の認定につきましては、委員会条例第6条の規定により、7名の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託するとともに閉会中の継続審査としたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)



○議長（中口俊宏君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第51号から議案第57号までの7件につきましては、7名の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託するとともに、閉会中の継続審査とすることに決定をいたしました。

次に、ただいま設置されました、決算審査特別委員会委員の選任につきましては、委員会条例第8条第1項の規定によりまして、議長において、2番、小崎憲一君、4番、西田和徳君、6番、宮原雄一君、10番、檜崎政治君、14番、芥川幸子さん、16番、杉本信一君、18番、福田慧一君、以上7名を指名いたします。

ただいま選任されました委員の皆さんは、御会合の上、正副委員長を互選して、議長へ御報告をお願いいたします。

この際、暫時休憩いたします。

-----○-----

午前11時37分休憩

午前11時41分再開

-----○-----

○議長（中口俊宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

決算審査特別委員会の正副委員長の互選の結果、委員長に4番、西田和徳君、副委員長に2番、小崎憲一君が選出されましたので、御報告をいたします。

次に、日程についてお諮りいたします。

本日、議員提出として発議第2号から発議第4号までの3件が新たに追加上程をされております。

この際、本日の日程に追加し、議題としたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中口俊宏君） 御異議なしと認めます。

よって、日程に追加し、議題とすることに決定をいたしました。

-----○-----

#### 日程第8 発議第2号 出産育児一時金の増額を求める意見書

○議長（中口俊宏君） 日程第8、発議第2号、出産育児一時金の増額を求める意見書を議題といたします。

まず、議案を事務局長に朗読させます。

事務局長、江河一郎君。

○事務局長（江河一郎君） 発議第2号、出産育児一時金の増額を求める意見書。地方自治法

第112条及び宇土市議会会議規則第13条の規定により、別紙のとおり意見書を提出する。  
令和3年9月21日提出。

提出者、宇土市議会議員、樫崎政治、野口修一、杉本信一、藤井慶峰、平江光輝、宮原雄一、芥川幸子。

宇土市議会議長 中口俊宏様。

以下、意見書につきましては、議席に配布しておりますので御覧願います。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 事務局長の朗読は終わりました。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております、発議第2号につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに審議したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中口俊宏君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいまの発議第2号につきましては、委員会付託を省略し、直ちに審議することに決定をいたしました。

これより、質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中口俊宏君） どなたもないようでありますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中口俊宏君） どなたもないようでありますので、討論を終結いたします。

これより、採決をいたします。

お諮りいたします。

発議第2号について、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成議員起立）

○議長（中口俊宏君） 全員賛成です。

よって、発議第2号につきましては、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

-----○-----

#### 日程第9 発議第3号 新型コロナウイルスワクチンの若年層や未成年者への接種に関する意見書

○議長（中口俊宏君） 日程第9、発議第3号、新型コロナウイルスワクチンの若年層や未成年者への接種に関する意見書を議題といたします。

まず、議案を事務局長に朗読させます。

事務局長、江河一郎君。

○事務局長（江河一郎君） 発議第3号、新型コロナウイルスワクチンの若年層や未成年者への接種に関する意見書。地方自治法第112条及び宇土市議会会議規則第13条の規定により、別紙のとおり意見書を提出する。

令和3年9月21日提出。

提出者、宇土市議会議員、杉本信一、藤井慶峰、今中真之助。

宇土市議会議長 中口俊宏様。

以下、意見書につきましては、議席に配布しておりますので御覧願います。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 事務局長の朗読は終わりました。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております、発議第3号につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに審議したいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中口俊宏君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいまの発議第3号につきましては、委員会付託を省略し、直ちに審議することに決定をいたしました。

これより、質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中口俊宏君） どなたもないようでありますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

3番、今中真之助君。

○3番（今中真之助君） 議員発議第3号につきまして、まず意見書の提出が認められ、この場で議論できることに感謝いたします。私は、提出者の1人でありますから、議員発議第3号に賛成の立場で討論をいたします。

6月議会、9月議会と、私がここまで子どもへのワクチン接種に反対する理由はただ一つ、子どもの命と健康が脅かされているからです。ワクチンは、新型コロナウイルスから身を守るために接種されていますが、コロナウイルスが子どもに感染したとしても重症化していないというエビデンス、いわゆる数字的根拠は明らかです。これまで報告件数として因果関係は未評価と言えども、9月10日報告現在で1,155人がワクチン接種して、即日若しくは数日以内にお亡くなりになられた事例や、4,200を超える命に関わる重症化事例があ

る以上、子どもへの接種は危険であると言わざるを得ません。目の前に危険な橋があるとして、そこを無事に通る人は圧倒的多数としても、そこから転落したり命を亡くす事例がある以上、100%近い安全性が確認されるまで封鎖するなど、対策を講じるのが国など行政がとるべき対策ではないでしょうか。ネットや書籍で公開されている情報を自ら取りにいたり、情報が入ってくる環境にあつたら、自身の責任のもと接種か否か判断ができますが、国も自治体の多くも、自ら進んで公開するエビデンスに基づいた情報発信は依然乏しく、子どもやその親が正確に判断できる環境は整っていないと言えます。また、感染防止対策を講じていても、そもそも感染する人とならない人がいるということは、免疫力の違いの可能性が否定できません。今こそワクチンや薬ありきといった西洋医学依存から、自然療法など東洋医学を取り入れた免疫力を高める食生活、食文化に力を入れ、感染症のみならず様々な生活習慣病から脱却し、少しでも健康な体を手に入れるべきではないでしょうか。

以上のことから、強く新型コロナウイルスワクチン接種後に生じた副反応による健康被害や死亡者数について、これまでよりも広く、強く周知することや、子どもへの接種に対して中止を含め、安全性に関して再検討することを国へ要望するため、意見書に賛同するわけでございます。

どうか各議員におかれましては、立場を超えて宇土市に住まう子どものことを思って、意見書に賛同いただきますよう、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（中口俊宏君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中口俊宏君） どなたもないようでありますので、討論を終結いたします。

これより、採決をいたします。

お諮りいたします。

発議第3号について、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成議員起立）

○議長（中口俊宏君） 賛成議員少数です。

よって、発議第3号につきましては、否決することに決定をいたしました。

-----○-----

#### 日程第10 発議第4号 感染症拡大に強い地域経済にするため、最低賃金の大幅引き上げと全国一律化を求める意見書

○議長（中口俊宏君） 日程第10、発議第4号、感染症拡大に強い地域経済にするため、最低賃金の大幅引き上げと全国一律化を求める意見書を議題といたします。

まず、議案を事務局長に朗読させます。

事務局長，江河一郎君。

○事務局長（江河一郎君） 発議第4号，感染症拡大に強い地域経済にするため，最低賃金の大幅引き上げと全国一律化を求める意見書。地方自治法第112条及び宇土市議会会議規則第13条の規定により，別紙のとおり意見書を提出する。

令和3年9月21日提出。

提出者，宇土市議会議員，樫崎政治，野口修一，杉本信一，藤井慶峰，平江光輝，宮原雄一。

宇土市議会議長 中口俊宏様。

以下，意見書につきましては，議席に配布しておりますので御覧願います。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 事務局長の朗読は終わりました。

お諮りいたします。

ただいま，議題となっております，発議第4号については，会議規則第36条第3項の規定により，委員会付託を省略し，直ちに審議したいと思えます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中口俊宏君） 御異議なしと認めます。

よって，ただいまの発議第4号につきましては，委員会付託を省略し，直ちに審議することに決定をいたしました。

これより，質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中口俊宏君） どなたもないようでありますので，質疑を終結いたします。

これより，討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中口俊宏君） どなたもないようでありますので，討論を終結いたします。

これより，採決をいたします。

お諮りいたします。

発議第4号につきましては，原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成議員起立）

○議長（中口俊宏君） 賛成議員多数です。

よって，発議第4号につきましては，原案のとおり可決することに決定をいたしました。

以上で，今定例会の日程は全部終了いたしました。

これをもちまして，令和3年9月宇土市議会定例会を閉会いたします。

-----○-----

午前 11 時 55 分閉会

○議長（中口俊宏君） 閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない中で、去る 9 月 3 日に招集されました今定例会も、感染症対策を行いながらの定例会となりました。その中で、本日、本市の教育行政のトップであります太田教育長の任命に、全会一致で同意をいたしました。心からお祝いを申し上げますとともに、今後更なる御活躍を期待しております。

結びに当たりまして、議員の皆様、執行部の皆様の御協力によりまして、本日ここに無事閉会の運びとなりましたことに、厚く御礼を申し上げます。

最後に、閉会に当たりまして、市長から御挨拶があります。

市長、元松茂樹君。

○市長（元松茂樹君） 閉会に当たりまして、一言御礼を申し上げます。

まず、今定例会におきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、市議会並びに議員の皆様におかれましては、引き続き質問時間の短縮について、特段の御配慮を賜りましたことに対し厚く御礼申し上げます。

また、補正予算案をはじめ、教育長の人事案件を含みます多数の重要案件を御提案しましたところ、慎重な御審議により、全て原案どおりに御決定をいただき、重ねて御礼を申し上げます。ありがとうございます。

会期中に議員の皆様からいただきました御意見、御要望につきましては、十分にこれを尊重し、可能なものは直ちに措置を講じるとともに、できる限り今後の市政運営に反映してまいり所存でございます。

さて、先週 17 日に福岡県に上陸した後、日本を横断した台風 14 号関連について御報告させていただきます。

本市では、台風接近に伴いまして、17 日正午に、予防的避難所を市内 3 か所に開設いたしました。避難所には、最大で 8 世帯、10 人の方が避難されました。幸いにも、本市において大きな被害報告はなく、安堵しているところでございます。

これから、もう暫く台風シーズンが続きますが、市民の皆様が命を守る行動を早めにとれるよう、今後も引き続き予防的避難所の開設をはじめ、危険と判断した際には、躊躇なく避難指示等の発令も行っておりますので、議員の皆様の御理解・御協力を賜りますようお願い申し上げます。

また、市民の皆様におかれましては、防災意識の向上に努めていただくとともに、災害の危険が迫ったときには、防災情報にアンテナを張って、早め早めの避難行動をとっていただきますようお願い申し上げます。

続きまして、今月 6 日に、本市と災害時の相互応援協定を締結しております千葉県市川市

から、マスク 3 万枚を御提供いただきました。新型コロナウイルスの感染拡大により、全国でマスクの需要が高まる中、このように協定締結が縁で、温かい御支援をいただきましたことをありがたく思うとともに、大変心強く感じたところでございます。頂いたマスクは、最近著しい感染者数の増加がみられる若者への感染予防のため、市内の小中学校をはじめ、市保健センター等に配布させていただいたところでございます。

今後も、市川市のように協定を締結している他の自治体とも様々な面で連携を深めながら、年々激甚化する大規模災害に備えて、広域的な対応が即時にできるよう努めてまいりたいと考えております。

新型コロナウイルスの収束までには、まだ暫く時間を要すると思われませんが、今後は、季節性インフルエンザの流行時期を迎えることから、より一層の感染防止対策を講じる必要があると考えております。

この難局を皆様と一緒に何とか乗り越え、再び、安全で安心な日常生活を取り戻せるよう、引き続き、市民の皆様の暮らしを守り、事業者の皆様を支えるための各種施策の実施に向けて、全力で取り組んでまいります。

追加で 1 点だけ報告をさせていただきたいと思えます。

現在大相撲の 9 月場所があっておりまして、連日正代関が、私たち地元の相撲ファンを楽しませてくれておりますが、連休中に大学相撲の全日本学生相撲個人体重別選手権という大会がございました。この大会において、無差別級で日大 2 年生の草野直哉君、135 キロ級で同じく日大 1 年生の花岡真生君が見事優勝をしております。中学生の快挙があったわけですが、大学生もしっかりと頑張っているということに非常にうれしく感じたところでございます。また、2 人ともまだ 1 年生と 2 年生と非常に若い、これからの選手でございませう。今後の活躍も楽しみにしているところでございます。正代関にも残り 6 日間是非頑張つてさらに場所を盛り上げてくれることを心から期待をしております。

結びになりますが、季節の変わり目に当たり、朝晩は肌寒く感じられるようになりました。議員の皆様におかれましては、体調管理に十分留意され、ますますお元気で御活躍されますことを御祈念申し上げ、閉会に当たつての挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（中口俊宏君） これをもちまして終了いたします。ありがとうございました。

-----○-----

午後 0 時 0 2 分終了

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

宇土市議会議長 中 口 俊 宏

宇土市議会議員 宮 原 雄 一

宇土市議会議員 野 口 修 一